

都市政策

季 刊 第 111 号 '03. 4

特集 都市の活性化と地域連携

- 都心の活性化 橋爪紳也
港湾都市の活性化と港湾観光 山上徹
都市再生プロジェクト 大塚映二
横浜のウォーターフロント開発 若竹馨
観光地として甦った門司港 中野隆司
多様なコラボレーションが、‘化学変化’
を引き起こす 東朋治
神戸旧居留地のまちづくり 山本俊貞
第14回財神戸都市問題研究所・宮崎賞 編集部
-

特別論文

- 創造ネットワーク研究所の活動について 奥山賢一
特定非営利活動法人『てみずの会』活動報告 桑原美千子
震災復興と都市整備 XIII 高寄昇三

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第110号 主要目次 特集 大都市制度のこれから

これからの大都市制度.....	本田 弘
大都市特例制度の歴史.....	高寄 昇三
地方分権と大都市経営.....	橋本 行史
政令指定都市制度と大都市税財政の課題.....	木村 收
東京「都制」の現状と課題.....	佐々木 信夫
分権時代に向けた地方中枢都市仙台の現状と方向性.....	佐藤 善建
政令指定都市の共同活動の歩み.....	吉本 朗生

行政資料

こうべ安心サポート委員会財産管理研究部会報告書 「ビアジェ」神戸版の研究	こうべ安心サポート委員会 財産管理研究部会
神戸市行財政改善懇談会報告書 財政再生へ向けたゼロベースからの改革	神戸市行財政改善懇談会

次号予告 第112号 特集 行政コスト分析の課題

2003年7月1日 発行予定

行政コストとベンチマークイング.....	林 昌彦
公会計と行政評価.....	山本 清
アウトソーシングと行政サービスのフルコスト分析.....	田中 秀明
自治体の戦略的ベンチマークイング.....	高寄 昇三
自治体の行政コスト計算.....	谷澤 実佐子
京都市「公の施設評価」と行財政改革.....	林 建志

は　し　が　き

今日、都市と地域の「再生」が地方自治体にとって大きな政策課題となっている。

一口に「再生」といってもさまざま取り組みがあるが、共通するのは、経済のグローバル化ともあいまって中心市街地のインナーシティ化や産業の空洞化が進み、活力を失っているわが国の都市を元気にしようとする試みである。

ところで2001年4月には政府の緊急経済対策の柱として、都市再生プロジェクトが立ちあがり、また02年春には大幅な規制緩和策として「都市再生特別措置法」が制定された。一方、02年12月には経済構造改革特別区域法が公布され、03年4月からは地方公共団体が構造改革特区計画を申請することができることとなっている。

しかし、現在東京の六本木や汐留地区で建設がすすめられているような高層ビル群の地方版ではなく、各都市独自の産業政策や地域づくりが必要である。

また、テーマパークや豪華な宿泊施設・文化施設などの箱モノによる地域活性化にも限界があることは、最近の施設管理型第三セクターの相次ぐ破綻が証明しているのである。

その地域の文化や人材など固有の資源を活用した「都市の魅力アップ」「集客都市づくり」というソフト戦略が今後ますます重要になってくる。

たとえば本号所収の北九州市「門司港レトロ」では、『地元市民でさえも足を運ぶことがなかった寂れた港町』に眠っていた歴史的建造物などの資源の保存・活用を核に、様々な民間のアイデアとソフト戦略を組み合わせて観光地として蘇らせている。

さらには、小中学校区などの身近な生活単位で、コミュニティ団体やNPOが行政とパートナーシップを組む、草の根まちづくりの定着も求められる。これまで各地で取り組まれて来た、アーバンリゾート都市づくりやコンパクトタウン構想、さらには前述の「構造改革特区」もこれらソフト戦略の延長上にあるともいえる。

本号特集では、都市の活性化、ひいては日本全体の元気アップについて考えるため、各地の成功事例も交え、多面的な角度から論じていただいた。

特 集 都市の活性化と地域連携

都心の活性化	橋 爪 紳 也	3
港湾都市の活性化と港湾観光	山 上 徹	14
都市再生プロジェクト	大 塚 映 二	25
横浜のウォーターフロント開発	若 竹 馨	36
観光地として甦った門司港	中 野 隆 司	51
多様なコラボレーションが、‘化学変化’ を引き起こす	東 朋 治	62
神戸旧居留地のまちづくり	山 本 俊 貞	75
第14回(助)神戸都市問題研究所・宮崎賞	編 集 部	87

■ 特別論文

創造ネットワーク研究所の活動について	奥 山 賢 一	89
特定非営利活動法人『てみずの会』活動報告	桑 原 美千子	101
震災復興と都市整備 XIII	高 寄 昇 三	114

■ 潮流

官製談合防止法	(123)	国立マンション訴訟	(125)
金融再生プログラム	(127)		

■ 新刊紹介

都市論の脱構築	(130)	自治体財政を分析・再建する	(131)
イギリスの政治行政システム	(132)		

都心の活性化

—集客都市のブランディングと戦略的創生—

橋爪紳也

(大阪市立大学大学院文学研究科助教授)

1 21世紀の理想都市と都心創生

都心とは何か。戦後の日本に限るならば、いわゆる中心業務地区、官庁やオフィスがならび、近傍に商業集積のある界隈を指していると考えてよいだろう。

もっとも人々の意識のなかにある街の核、あるいは個々の生活圏をふまえるならば、必ずしも市役所を含む官庁街、加えてオフィス街が中心になっているわけではない。都市の規模や性格によって、その「中心」は多様であって良い。宗教施設や観光施設こそ、わが街のシンボルと考え、その界隈を「中心」と意識する人もあるだろう。またベッドタウンにあっては主要駅が、日常の行動における「中心」になっていると感じている場合もあるのではないか。

もちろん時代とともに「都心」のあり方もかわって当然である。現在、「空洞化」が喧伝される「都心」、すなわちビルの林立する業務地区などは、まさに20世紀的な都市の理想像を求める過程にあって意図的に造られたものである。戦後、各地の中心都市に似かよった「都心」が整備された。城下町、港町、宿場町など、都市の「出自」はさまざまであるにもかかららず、同じ様な風景が出現した。市役所や県庁を核とした官庁街があり、さまざまな金融機関の出先が集まる。その周間にオフィスビルが集積した。また近傍に商店街なども立地した。すべての地方都市の都心に「小さな永田町」「小さな日本橋」「小さな兜町」「小さな丸の内」「小さな銀座」が出現し、また集積していったのだ。

それはビジネスに特化した都心である。工業文明を基礎とした高度経済成長にあって、もっとも効率良く創られた「理想の都心」であったと評価してよいだろう。私たちは、奇跡と呼ばれた戦後復興とともに、都心の繁栄を「内なる

誇り」「静かな自信」として保持し、次世代に伝える義務がある。

しかし同時に反省も必要である。時代はあきらかに転換をみた。かつてのビジネスセンターは地価高騰を前提とした高密利用を促す施策がもたらしたものであり、なおかつ都心居住を排除するという犠牲のうえに成り立っていた。それ以前、職と住とが近接した時代にあっては、都心にあっても仕事場と住まいが有機的に混在していた。にもかかわらず、両者を機能ごとに分かれ、それぞれを整えることが、近代化であり、都市化であると考えがちであった。

私たちは、新たな理想都市を描き直し、またそれにふさわしい都心を再構築する道を選択しなければならない。オフィスに突出した高層ビルが林立する中心業務地区の姿は、20世紀初頭に建築家や都市計画家が夢想したユートピアのイメージそのままである。これまで当然とされた「使いふるされた理想」を追うのではなく、新たな都市づくりの「清新な理想」を掲げる運動をはじめるべきであろう。

次世代型の「理想都市」入手した都市だけが、みずからの都心再生に着手できる。そのありようは、おそらくは先に述べたような工業文明にあって用意された「対20世紀型の都心」という雛形におさまるものではないのだろう。全国一定のものになるというわけではないのだろう。これからは都心活性化は、都市ごとに異なる目標を設定し、また異なるシナリオとプロセスを用意することが求められるだろう。それは活力をもとに戻すという「再生」ではない。かつてない都心を産みだそうとする「創生」の試みであるべきだ。

2 集客都市という理想都市

私は、21世紀において日本の大都市が選択することができる理想都市像のひとつが、「集客都市」であると機会があるごとに述べてきた。製造業など従来の基幹産業に加えて広義のビジター産業を育成し、多くの来街者を圏域の外部から招き入れることで、都市の可能性が広がり、また既往の都市構造の再構築が可能になると確信しているからだ。我流の「集客都市」論の序説として、2002年の秋に『集客都市 文化的仕掛けが人を呼ぶ』(日本経済新聞社)を上

梓した。

この国では2010年前後を転機として、国土全体での人口減少が予測されている。今後、住民が減少する地域と、規模を維持する地域とでは、あきらかな差ができるてくるだろう。さらに高齢化に拍車がかかる。人口減少と高齢化がもたらす活力の減衰を補うためには、いくつかの処方箋があるだろう。そのひとつが、外部からさまざまな担い手、いわゆる「交流人口」を呼び込む方策である。

もちろん神戸をはじめ関西の諸都市にあって、人口減少が顕著になるかどうかは予測できない。全体で見れば、むしろ周辺からの人口を呼びこむかたちも予想される。しかし都心の空洞化や産業構造の転換など、現前に呈示されている困難を乗り越えるには、新たな担い手が必要になることはあきらかだ。製造業や流通業に加えて、新たな基幹産業のひとつに広義のビジター産業を振興することが不可欠だと考えるゆえんである。

文化の面にあっても同様である。従来、地域固有の文化とは、伝統文化、芸術、ファッショなど、ある体系をもって認識してきた。しかし価値観の転換期を迎え、文化の範囲は一段と広がり、人々のライフスタイル、価値観、思考、感受性までも含む概念として認識されるようになっている。そこには人の交流が文化の源となる。住民と多様な来街者とのコラボレーション、すなわち人と人とのネットワークのなかから芽ばえる趣味やボランティア活動でつながったテーマ・コミュニティ、ないしは地縁や社縁ではないクラブ型のコミュニティが次世代の都市を生む主体であると考えられる。

もちろん産業と文化に限るものではない。「集客都市」とは、脱工業化の文明における都市概念の革新である。そして「集客都市」論は、ユーザー主体のまちづくりを目指す理論構築と問題提起であり、そして何よりも実践である。観光やビジネスなどさまざまな目的を持って都市を訪問するビジター、消費生活の場として都心を意識し郊外から集うゲストたちも、重要な役割を背負った都市の担い手である。彼らを意識することなしに、これから都市の活性化策を考えることは不可能ではないか。

もっとも私が呈示する「集客都市」論は、住民・市民参加型のまちづくりに

反するものではない。そこには、市民と行政それぞれに意識改革、ないしはある意味での「覚醒」が不可欠であろう。まず行政においては、住まい手のためだけの都市づくりから脱却し、内外のユーザーが都市をいかに使いこなすのかという視点に立つことで、縦割りとなりがちであった都市施策の諸分野を横断する視点を共有することが前提となる。

いっぽう市民は、住まい手だけの利益をはかるだけではなく、より多様なユーザーの需要に応じることが、結果としてさまざまな面でみずから利益となることを再確認するべきである。すべての市民もまた、都市に長期間に渡って滞在する「客」にほかならないからだ。「集客都市」の実現には、市民の理解と積極的な関与が不可欠である。行政や企業がすすめる単なる観光振興にとどめるものではなく、市民が参加する都市再生の運動へと展開するべきだと考える。

「集客都市づくり」は、都市を、これまでのように居住する場所、働く場所、消費する場所として把握するだけではなく、むしろ滞在する場、あるいは利用する場所として意識することから、新たな理想都市をイメージしようとする社会実験である。さらにいえば「集客」の視点を重くみる作業を通じて、産業振興策と都市政策とのあいだに架橋する試みでもある。

3 文化的都心

都市の拠点、すなわち都心について考えても同様である。公共空間である都心の創生は、多様なユーザーに利用されることによって、はじめて達成されるものではないか。「集客都市」という理想を仮に掲げるならば、新たな都心のイメージもおのずと湧いてくる。それは私なりの表現では「文化の都心づくり」と呼ぶべきであろう。

実際に、空洞化した都心の再生にあって、観光あるいは文化という視点をいれることで成功したところが少なくない。たとえばニューヨークのタイムズ・スクエア地区などが参考になる。かつての劇場街は、ながらく「暗く、麻薬と犯罪の巣窟」と化していた。この地域を対象とする再開発事業は90年代になって具体化、誰もが遅くまで安全に楽しめることができるエンターテインメント・

都心の活性化

ビジネスの中核へと見事に転身をとげた。タイムズ・スクエアの再開発にあっては、歴史的な劇場の再生と高層オフィスタワー群の建設というハードの整備に加えて、演劇関係者専用のアパート供給など多様なソフト面での仕掛けが注目された。双方の事業が相乗効果となって、集客施設と高層オフィスビルが共生する新しい都市空間の創造を果たすことに成功した。都心を単なるオフィス街として再開発するのではなく、そこに来街者が多く集まる健全な都市型観光地という性格を加えることが、欠かせないという判断があったのだろう。

国内の各地でも同様である。東京の日比谷から丸の内界隈の再整備にあっても商業や興行の施設がオフィスと混在している。単なる仕事の場ではなく、遊びの要素を導入しようとする。京都の都心にあっては伝統的な町家を活用、魅力的な商業施設に転用する試みが多い。いずれも住民の利用をうながすものだが、週末を中心に多くの来街者の受容を想定している。市民にとって楽しみの場は、観光地にも転じるのだ。

その本質にたちかえって考えるならば、都会とは多くの人が希望をもって集い、出会い、新たな魅力と付加価値を発見する場所である。私たちはまず、製品を生産する場所や働くスペースで市街地を埋め尽くす産業都市の発想から脱却しなければならない。空洞化した都心に刺激を与えるのは、これまでとは異なる新たな人の流れである。遊びや文化的な行為に時間を消費する場所であることにこそ、都市の本来の機能がある。

もちろん関西にあっても同様の実践を見ることは可能だ。たとえば劇場やライブハウスをシンボルとする再開発は、大阪の西梅田などで具体化しつつある。湊町の再開発では阪神高速道路のランプと複合するかたちでFM放送局とライブハウスが建設された。中之島西部など今後、継続される再開発にあっても、第一級の美術館や劇場などを建設する構想がある。いずれもオフィスや居住地としてだけではなく、地区内に集客施設を含む案になっている。用途複合の良き事例であろう。

面向的再開発だけではない。各地域での実践にも、市民が担い手となって新たな人の流れをもたらす営為がある。オフィス街に隣接する大阪・南船場では、

近年、センスの良い飲食店やブティックが集積、アフターファイブの楽しみを提供するだけではなく、休日にはわざわざ街歩きを目的とする人出が集うようになった。また堀江では倉庫をうまく転用、レストランや雑貨店が集まり、アメリカ村とともに全国に通用する観光地となっている。また船場では、近代の大坂を象徴する歴史的建造物群を転用する動きが顕著になっている。民間の活動が、新たなユーザーを街に呼び込んでいる事例である。

今後、神戸などの都心活性化にあっても同様の視点があつて良いのではないか。オフィス街、流通・金融の街として発達した都市中心部は、いまは空洞化が著しい。この地に新たな人の流れを呼び込むことが考えられて良い。

4 文化振興策の転換と産業化

では具体的に、どのような施策が必要なのだろうか。以下では、いくつかの視点から、「集客都市」における「文化の都心づくり」の方法論について、意見を記しておきたい。

ひとつは文化行政における発想の転換である。これまで文化に関連する施策で、「集客」という概念は強くはなかった。むしろそれは民間がなすべき営利事業であつて、市民の文化的活動の場を確保することが文化行政であった。しかしそれだけでは充分ではない。そこに特定の文化を選択し、それを伸ばして、世界に通用する拠点とする発想があつてよいはずだ。

関西にあっても良き先例がある。大阪市は公設民営の実践として、ダンスや前衛的な音楽のメッカを目指す「新世界アートパーク」事業に着手した。そこでは行政が用意したスペースを、ダンスや前衛音楽などに非常にこだわりを持ち、かつ世界に通用する見識を持った特定のNPOが委託を受けて、運営管理するという新たな手法が導入されている。誰もが舞台にあがくことができることを前提とするボトムアップ型の文化施策ではない。高水準のアートの育成をはかる非営利団体の活動を支援、なおかつ極めて限定された分野にあってメッカの創出を試みる。いわばトップアップ型の事業である。今後、全国から注目される施策となるはずだ。

さらにいえば、文化振興策と産業振興策とのあいだに橋掛かりを設ける作業も必要だろう。都市文化を基盤とした新たなビジネスモデルとして、すぐさま想起するのはカナダで誕生した世界的なエンターテインメント「シルクド・ソレイユ」である。公的な支援のもと、従来のサーカス概念を一新する独特のアートに昇華させ、アメリカなどの市場で興行的にも成功を収めている。ラスベガスの巨大ホテルでも、圧倒的なスケールの舞台を数カ所も引き受けるほどの一大ショービジネスに成長した。

もちろん突出した都市文化があれば、それがすぐさま産業として規模を拡張するといっているのではない。またボトムアップ型の文化振興を否定しているわけではない。少なくとも他地域にない個性をいくつも伸ばしていくトップアップ型の文化振興策の導入が、新たな文化産業を産みだす母胎となるという発想を持つべきだ。またその種の「文化の中心」を都心に配置することで、都心のあり方は相当、変化をみるのではないか。文化行政の目的と方法論は、根本から組み替えられるべき時期にある。

5 コミュニティビジネス振興による都心の元気策

「文化の都心」づくりを担う主体として、市民を含む新たな公的な事業体を想定することも必要だろう。

ひとつにはコミュニティビジネスの可能性に注目したい。昨年、大阪府がコミュニティビジネスの創業支援に関して新たな補助金制度を設け、私も審査に加わった。昨年度の公募では、ニュータウンに限った新たなビジネスモデルの呈示があった。リタイアした人たちでNPOを設立、公園や街路樹の伐採を公共から引き受けて、その利潤を地域に還元しようというアイデアである。単なるボランティアではなく、事業規模を年次ごとに拡大しつつ、住宅地のタウンマネジメントをはかろうとする発想に共感を覚えた。

地域への集客を促す事業においても、おおいに可能性がある。長浜の「黒壁」の例をあげるまでもなく、中心市街地活性化をめぐる議論で、しばしば紹介されてきた成功例が、商店街や第三セクターなどが運営する「まちおこし会社」

である。しかし地域ごとの事情を考えるならば、それ以外の主体を想定する方法論もあって良いだろう。多様な主体が「わが街」の価値を高める「地域発ベンチャー」を起業する仕組みを、今後、さらに拡充させるべきだろう。

大阪で喧伝されている「水都再生」、河川空間の再整備事業を都心再生の契機にしようとする動きにあっても、「地域発」にこだわることで既往のニッチを埋めるビジネスモデルの呈示がなされつつある。たとえば水辺の物件にのみこだわり、新たな店舗をコーディネートする専門の組織をつくろうとする動きがある。また道頓堀では、地元の商店街を中心に市民がNPOを設立、界隈のテーマパーク化を提案している。また水陸両用自動車の運行や淡水真珠の導入を実現させた都島のNPOの活動も、しばしばメディアに登場する。

またある人は、廃船の有効利用をはかるべきだと提案している。近年でも各地にユニークな前例がある。昨年、琵琶湖では、廃棄が検討されていた最後の丸子船を修復するプロジェクトが話題となった。より都市型の事例では、東京台場に係留された青函連絡船羊蹄丸は、ミュージアム兼イベントホールに転用されている。海外に目を向けると中国のある街では、廃棄されかけていたロシアの空母を購入し観光施設に転用している例がある。ここで思いおこすのは近世の大坂、堀江にあった解船町の事例である。文字どおり船から得られた廃材を転用する業者が住んでいたそうだ。廃船をいかに活用するのかとういう一点に限って考えても、夢のあるプロジェクトが生まれそうな予感がする。

大阪は水路の再生による都心の創生に活路を見いだそうとしている。あきらかに他地域にはない個性として伸ばそうという、民産官あげての同意が形成されつつある。神戸にあっても、何をもってわが街のブランドとするのかについて、再度徹底した議論が必要であろう。

6 特定目的会社が拓く可能性

都心再生にあって有効な主体として、NPOなどを核としつつ、活動の年限や目的を定める特定目的会社を想定することがあって良い。アメリカには、多彩な事例がある。



写真1 サンアントニオ

たとえば川筋の再生による都心活性化で著名なサンアントニオ市では、水辺におけるにぎわい創出の手法として、公共が特定の会社と10年にわたって契約、売り上げの半分ほどを市に収めるかわりに一定区間の観光船運航業務を委託している。一社に独占される代わりに、その利益を船着き場や水路など公共施設の整備や清掃に使用するという仕組みができている。また河川におけるイベント運営、調整などを、地元のホテル業者などが設けた公的な団体に依頼している。

またミシシッピー沿岸のセント・ポール市では、官民をあげて1994年以降、民間の非営利団体「リバーフロント・コーポレーション」を支援している。同社は他の主要団体とのパートナーシップをはかりつつ、リーダー役を担っている。多くの市民活動や公的団体との調整をはかり、3年後に「セント・ポール・ミシシッピ開発フレームワーク」をまとめる。

さらに市当局は、理想をかたちにするために「リバーフロント・コーポレーション」にフレームワークの実現にむけて「触媒」となる権限を与えた。市当局や企業活動、そして地域での市民活動などが検討するさまざまなプロジェクトをつなぐコラボレーターという役割を担う公的機関と位置づけたわけだ。理事会が主な事業を評価し優先順位を設定しつつ、同社が再開発などのプランニングやコンサルタント業務を請け負っている。

またイベントなどを通じた意識啓蒙、新たな投資を呼ぶ戦略的プロジェクトを構築し支援する事業なども仕事である。結果、川に面した魅力的な界隈を創出しつつある。すでに2002年度までに市街地に隣接したエリアではコンベンション施設やミュージアムなどの核施設を設けて、対岸にはホテル専用船と魅力的な劇場専用船を誘致することに成功した。



写真2 セント・ポール

中心市街地活性化にあっては、TMO という機関を設ける例がある。しかしながら日本の場合は地元での合意が得られず、結成にいたらない例もあると聞く。また充分な自主事業を実施する気概が無く、補助金の受け皿であるとしか、想定されていない TMO もあるのではないか。

そうではなく個別のプロジェクトに関して独自のビジョンを立案、そして実践をはかる公的な特定目的会社の独自の設立を、私たちも考えて良いのではないか。またイギリスのグラウンドワークのように、あらかじめ期間を限定した組織でも良いだろう。行政や民間、市民団体など、さまざまな主体の雑多な事業を一定の目的のもとに調整・集約しつつ、各主体の事業意欲を集結させて、総体として都心の活性化を促進させる。そんな気運を醸造し啓発する非営利組織が、これからは都心の創生に不可欠であると考える。

8 都市のブランディングと戦略的創生

ここでは「集客都市」をひとつの理想都市と仮定して、それにふさわしい「文化の都心づくり」のイメージを述べてきた。もちろんここでの解が、普遍性を持つとは思わない。冒頭にも記したように、今後、地域ごとに個別の「理想都市」を描く必要があり、その方法論も都市の数だけあるという言い方ができると考えるからだ。

明らかなことは、従来のように「社会システム」としての理想都市づくりを、国策として示し、また地方の行政のトップが市民に夢を付与するという一方向性の事業だけでは、充分には機能しないという点だ。もちろん社会基盤などのインフラ整備については一定のリーダーシップと公正さへの配慮が必要だが、それ以外の領域にあっては、市民の、あるいはコミュニティの判断のもとに、個別多様な選択がなされるようにあるべきだろう。

都心の創生にあっても、同様の判断と選択、そして実践がなされるべきだと考える。それは都市のリデザインであり、また再ブランド化と呼ぶべきものであろう。これまで私たちは、地方都市にあっても東京をはじめとする大都市と類似の利便性と合理性を求めてきた。横並びの理想を追うことが「都市化」であり、「復興」であった。今後はそうではなく、他とは異なる「都市」を目標に示し、具体的にかたちづくる「創生」こそが求められているのだ。

港湾都市の活性化と港湾観光

山 上 徹

(同志社女子大学現代社会学部教授)

1. はじめに

港湾とは海陸にまたがる空間的広がりをいう。それは国内外からの異文化の玄関口を含めた一定の空間である。つまり港湾とは海陸交通の結節機能である「港」の空間、また「湾」という海岸線に沿う都市空間、同時に一定の海洋空間等を包含する。従来、わが国の主要な港湾の役割は貿易立国を推し進める「モノづくり」に貢献することを使命としてきた。今日、港湾は物流機能をはじめ、産業立地および都市機能とも密接に関連する。港湾は、長年、物流機能や産業立地のために整備されてきたが、近年、集客づくりのためにも整備されている。港湾空間は物流面ばかりでなく、人流面から、とりわけ、観光対象として整備されるようになった。

というのも港湾の近代化、大規模化が要求されたために沖合へ沖合へと臨海部を埋立て港湾機能は移転した。反面、産業構造の変化に伴い、国際的な旧商港地区は遊休地化してしまった。本来、港湾とは不变不動ではなく、とくに時間の経過とともにその役割や使命を変えてきたことは歴史的にも証明されている。昔から港湾は、その時代、その地域のニーズの要請を受けて変革する宿命を背負ってきた。当然ながらその港湾空間は新しい機能や形態へと脱皮せねばならなくなり、再開発の必要性が高まった。多くの港湾都市では、旧来からの港湾施設等を再生して活力ある都市づくりが模索されている。

それでは、港湾都市では、いかなる機能転換が行われたのであろうか。グローバル化が進む21世紀、老若男女を問わず人々は非日常生活圏で非日常体験を欲求するようになり、必然的にわが国の港湾都市においても観光を基幹産業とし

て位置付けるようになった。いわゆる港湾都市では「モノづくり」に適合するだけの時代から、さらに「コト・ヒト」などの出会い、触合いの場づくりへとシフトが起こっている。すでに、神戸・横浜などの港湾都市においては港湾空間を再開発して観光資源化が行われている。そこで、本稿では、「モノ・コト・ヒト」の視点から港湾都市の活性化と港湾観光について論述することにしたい。

2. 港湾都市における港湾観光

四方を海に囲まれたわが国は海岸線の比重が高く、その海岸線や臨海部のもつ役割が大きい。わが国のほとんどの大都市が港湾施設を保有している。しかし港湾都市とはなにを意味するものであろうか。都市内に港湾施設を一部保有しているだけでは、港湾都市といえるものか。すなわち、港湾都市とは都市機能と港湾施設が有機的な結びつきをもち、歴史的にも港湾空間に存在意義をおいている都市でなければならない。それは政治都市、学園都市などと同じように機能面からの分類である。港湾都市とは歴史的にも港湾空間を基盤として都市経済・社会活動が展開している都市を意味する。都市全体の内で港湾空間における経済・社会活動の比重・役割が大きい都市である。しかし、たとえ都市内に港湾機能が存在していても、都市形成力の比重が歴史的にも小さい場合、むしろ都市港湾といった表現が適切であろう。それは歴史的に都市と港湾機能がほんの一部分のみ補完関係を保つに過ぎなかった場合である。

わが国で国土交通省の管轄の港湾数は、現在（2002年）、1088港あるが、港湾都市と称しうるのは特定重要港湾の22港と考える。さらに、その内でも神戸・横浜港は国際貿易都市とも称され、典型的な港湾都市と認識する。とりわけ、本稿において港湾都市というのは、国際的な商港のイメージを持つ神戸・横浜の各港などを意図して考えてみたい。神戸・横浜を港湾都市とするのは、歴史的にも両港は都市経済・社会の形成に大きな比重を占めていたからである。

ところで、観光都市とは、観光資源や観光施設を活用し、国内外から観光客が来訪することにより、観光産業をはじめ、都市経済・社会活動に大きな影響を与えている都市をいう。京都をはじめ、奈良、日光、長崎、別府などの都市

は、明らかに観光都市の範疇に入れるべきであろう。逆に都市観光は、その都市がもつ空間の歴史や文化などを観光対象化し、集客力を高めようとするものをいう。神戸・横浜をはじめ、多くの特定重要港湾は港湾都市であるが、しかし近年、都市観光の振興を重要課題と位置付けている。しかしながら港湾都市の観光形態は、一般に都市内における歴史的な港湾施設等を中心とした「モノ・コト・ヒト」が観光対象となる。港湾空間内に立地する自然的・人工的な諸資源の多くが港湾都市の観光対象となる。それゆえ、港湾都市の観光は一般的な「都市観光」という名称よりも、むしろ鮮明に「港湾観光」という表現がより適切ではなかろうかと考える。

かつて国際的な商港であった港湾都市は、歴史的な港湾施設等が貴重な観光対象となり、港湾観光を可能とする。港湾観光の観光対象においては同一の観光資源を静的に眺めるか、動的に眺めるか、別の方向、逆の方向、鳥瞰するか否かで異なった価値が出現する。具体的には、陸側からの視点ばかりでなく、海側から陸域を見ることにより、その景観の価値は変わる。つまり港湾観光では上下・前後などに視覚を変えると、新たな観光価値が付加される。とりわけ、港湾観光では景観として船舶や陸上の施設、陸上からの遠望、あるいは反対に海上からの遠望などがすべて観光対象となる。その場合、港湾観光における借景とはシー、マリーン、ハーバー、クルージング、ベイエリア、ベイブリッジなどの用語を使ってアピールされる。しかし反面、コンテナ、荷役機械などのハードな用語はめったに使用されることはないであろう。

今後、余暇時間の増大化を考慮すると、港湾都市においても港湾観光の振興が重要な施策となる。港湾観光の振興は国内外の文化交流活動を推進できる。神戸・横浜の両都市には、歴史的にも港湾関連の観光資源が存在する。とくに両都市は明治以来、蓄積してきた歴史的な港湾の魅力を発掘し、観光対象として顕在化する作業が必要となるであろう。港湾観光は港湾施設群そのものを再整備し、またイベントなどを企画して観光の魅力を高めることが必要となる。港湾都市の観光客とは港湾都市へ流入する通勤者、通学者、市民および観客などすべてが含まれる。それゆえ、港湾観光の観光客を創造できるか否かは、

将来的にも港湾都市の活性化の重大な分岐点となる。

3. 港湾都市の活性化と港湾のイメージ

わが国の港湾都市の多くは、平安京以来の伝統文化が蓄積する京都とは異なり、幕末以前の歴史や文化遺産は少なく、西欧文化がもたらした幕末あるいは明治維新の開港以降によるものである。とくに戦前、神戸・横浜においては観光客を専門に宿泊させる施設が立地していなかった。たとえば、横浜港は、東京の外港として、いわば東京の一部として機能していた。戦前、横浜が東京市民を中心とした人々にとり、南京街という名は異国情緒を満足させる親しみのある呼び名であった。しかし「東京市民をはじめ、多くの人々にとって異国情緒を満足させてくれる最も手短な場所として、メリケン波止場・山下公園・外国人墓地・伊勢佐木町・元町などの名を売り出したが、来浜する者も、地元の側も、観光という意識は有していなかった¹⁾。」

表-1 イメージによる港湾の典型的な特徴

港 名	性 格	立地施設	活 動	形 態
神戸・横浜港	国際商港	流通施設	交通生産	モノ・ヒト、交通・交換
川崎港	工 業 港	工場施設	工業生産	モノ、工場・加工貿易
横須賀港	軍 港	軍事施設	軍事活動	モノ・ヒト、閉鎖・基地

表-1のように開港からコンテナ輸送が普及する以前までの時期、「工業港」と「商港」という性格から港湾都市が区分でき、それに伴い港湾都市のイメージが形成された。とくに工業原材料を輸入し、加工して製品を輸出する加工貿易基地の工業生産の場となる典型的な工業港である川崎港等は、本来、「モノのみ」に特化した港湾都市であった。工業港を主体とする港湾都市は、モノづくりのイメージが強くなった。

しかし国際的な商港であった港湾都市は、「モノ・コト・ヒト」などが往来するために、「出会い・触合い・別れ」といったイメージが形成された。いわゆるモノづくりの場に特化した工業港の場合と、国際的な商港では大いに異なるイメージをつくり出す結果となった。単なるハードなモノづくりの工業生産

の場を中心とした川崎港は、京浜工業地帯という「ケムリ・エントツ群」といった暗いイメージに繋がった。一方、神戸・横浜港は、港湾そのものの景観あるいは異文化の玄関口というイメージが先行する。国際的な商港の場合は他の都市にない国際色ゆたかなイメージが焼つく。そのイメージは、日本の文化と西欧の文化を結ぶ一大架け橋として開放的な気風を作り上げた。文明開化のイメージから港湾都市はハイカラ、メルヘン、エキゾチックで異国情緒などが連想された。神戸・横浜等のような国際的な商港であった港湾都市は、「外人墓地」「港の見える丘公園」「赤レンガ倉庫」「中華街」「メリケン波止場」「異国情緒の港町」などという「モノ・コト・ヒト（異人）」との「出会い・触合い・別れ」のイメージが形成されている。

4. 遊びと港湾観光の「モノ・コト・ヒト」

日本人の多くの人々にとって港湾都市とは、ほんの最近までは「働くところ」であり、必ずしも「遊ぶところ」を意味するものでなかった。しかし21世紀、「量から質の時代」「物から心の時代」「成長から成熟社会」へと変化すると言われている。港湾都市の空間では、「働き」「憩い」「住み」「学び」「グルメ」「買物」「遊び」などといった多面的な欲求を充足する必要性がある。港湾都市における観光とは、海岸線を Walking し、海洋、船舶、港湾施設などの景観を Seeing し、さらに海鮮料理を Eating することを意味するだけのものではない。港湾観光への期待は、今日、単に「見る、学ぶ、グルメ」からさらにそれ以外の五感へも訴求する「遊び心」が求められている。とりわけ、現代の多様な観光形態に対し、港湾都市では陸海空間を活用し、非日常体験となる参加型あるいは Doing できる観光資源を創造すべきである。つまり現代人の遊び心とは自己実現欲求を充足することにある。

社会学者カイヨワ（R. Caillois）は、「遊びは、本質上、生活の他の部分から切り離され、慎重に区別された活動であり、通常、時間および空間の厳密な限界の内部で完了する活動である²⁾」という。それは、①強制されない自由な活動、②時間・空間の範囲内に限定された活動、③あらかじめ成行き判らない

不確実な活動、④財貨も、富も、いかなる種類の新しい生産がなく、非生産的な活動、⑤日常生活の規則とは異にした、別のルールに基づく活動、⑥現実生活と異なる第二の現実、「あたかも…のごとく」という機構的な意識活動である。⑤と⑥は、とりわけ、非日常性を意味しており、港湾都市においても重要視せねばならない。遊び心への自己実現欲求の要素³⁾は、①競争、②偶然、③模擬、④めまいである。それらは「まず何よりも触れたい、捕らえたい、味わいたい、嗅ぎたい、聴きたい、見たい、したい、演じたい」という知覚能力のすべてを試したい衝動にかられる。主催者側と観光客側との双方向性と臨場感を兼ね備えた、端的には、五官のすべてを使って全身でこれまでに出会ったことのない非日常的な体験・体感が求められる。港湾都市ではモノ（ハード）の面の観光施設づくりばかりでなく、人々の観光行動の原点は「コト・ヒト」との「出会い・触合い」による「遊び心」を喚起することが重要である。

このような観光欲求に対し、港湾都市では「モノ・コト・ヒト」などの異文化が交流する空間となる。「モノ」とは、本来、天地の万物・森羅万象にかかる「物・者・事」のすべてが含まれられる。しかし本稿で「モノ・コト・ヒト」とは、日常的な語義に基づき、モノ（ハード）=自然的存在・物的存在、コト（ソフト）=時間経過で展開・進行する事象・事態・行為などの存在、ヒト（ヒューマン）=人的行為、立ち居振舞いなどと解する。港湾都市の場合、典型的には、「モノ；物流・輸出入製品・防波堤・岸壁・荷役施設・倉庫群」「コト；港湾関連法律制度・港湾慣習・祭り・イベント・年中行事」「ヒト；港湾管理者・港湾産業人・イベントのパフォーマー達・来訪者・市民」などを意味する⁴⁾。

港湾都市における遊び心の要素を考慮し、港湾観光を振興するには、モノ（ハード）、コト（ソフト・企画）、ヒト（ヒューマン）の要素が三位一体の連携ネットワークでもって非日常体験を提供する集客づくりがなされるべきである。

5. 港湾都市の観光と連携ネットワーク

(1) モノ（ハード・施設・景観）の開発と連携

1960年代以降、欧米の商港の旧都心部は遊休地化し、それを「放置されたドア・ステップ⁵⁾」と称していた時期があった。また1980年以降、わが国の産業構造が変化し、多くの旧商港地区周辺は、欧米と類似した「放置されたドア・ステップ」となった。

「このポテンシャルの高い臨海部の遊休地を適切に開発していくためには、個々の強力なコンセプトと広域に適用されるビジョンが必要である。内陸の集客施設を臨海部にそのまま持ってくるだけでは不十分で、臨海部ならではの使い方を考えていくことが重要だ⁶⁾。」新たな都市空間として「放置されたドア・ステップ」におけるモノ・港湾関連施設群はスクラップ・アンド・ビルトによって再開発された。

たとえば、わが国では、20世紀末から東京湾岸道路に沿って神奈川、東京、千葉の三都県の東京湾沿いでは、「みなとみらい21」（横浜市）、「東京臨海副都心開発」（東京都）、幕張メッセ（千葉県）等の開発が実施された。また神戸ではポートアイランド、六甲アイランド、ハーバーランドなどの都市基盤が整備された。港湾都市の象徴となるランドマーク・タワーをはじめ、コンベンション・ホール、博物館、美術館、イベント・ホール、ショッピング・モールなどの集客施設を中心とした都市のモノの再開発が施された。その建築様式は線・面・立体的にも統一化され、「異国情緒性、高級、ハイカラ」などのイメージと合致した特有な景観を形成している。さらにサンフランシスコの観光名所でもあるフィッシャーマンズ・ワーフ（fisherman's wharf）の成功例を取り入れ、わが国の港湾都市では遊休化した旧商港地区の倉庫や工場などを再生に向けた施策がなされた。今日、港湾都市の旧商港地区周辺を中心とした臨海部は、現代的な文化・商業・レジャー施設群の開発・整備が進んだ。しかも神戸・横浜における港湾観光に関するモノの資源開発は、「現在ほぼ終わり、今後の観光政策の中心は、維持管理・リニューアル・再生の段階に移行した⁷⁾」と指摘されている。

港湾都市の活性化と港湾観光

(2) コト（ソフト・祭り・イベント・法律システム）の連携ネットワーク

港湾都市の活性化と港湾観光においては、港湾都市の内部の「コト」と外部の「コト」が連携することが重要である。

① 港湾都市内部のコトの充実

港湾観光の活性化には、モノの開発に加えて、市民を誘引し、市民が参加できる様々なコトが企画・準備されねばならない。港湾都市の空間を活用した祭り、イベント、パレード、コンベンション、音楽、演奏会など、具体的に阪神・淡路大震災後の神戸ルミナリエ（1995年～）などの開催が注目されている。また港湾観光の場合、祭り、イベントなどに連動して漁船の船溜りを設け、水揚げしたばかりの新鮮な海産物をその場で食べるという、その港特有の味というグルメが付加されるコトが実施されている。さらに港湾都市の国際的な旧商港地区周辺を中心とした水辺環境あるいは水質を常に清浄に維持、とくにゴミの清掃などの維持・管理のシステム化が重要な施策となる。

② 対外的な連携ネットワーク

基本的には、観光資源という各スポットごとの「点」から「線」、さらに「面、立体化」を図るべきである。とくに各港湾都市の行政単位を越えて、従来、競争関係にあると考えられてきた他府県の都市圏とのネットワーク化を推進すべきである。とりわけ、観光情報システム化については、行政単位を越えた広域的な連携を進めるべきである。

京都・奈良・大阪・神戸といった関西の大都市は、今日、残念ながらかつての輝きや元気さが見られない。日本文化の集積地として名高い奈良（寝倒れ・古都）、京都（着倒れ・古都）をはじめ、西日本最大の国際商業都市・大阪（食倒れ・UFJ）、エキゾチックな国際港湾都市・神戸（履倒れ・港湾観光）などの諸都市では異質で個性的な観光資源が多く、それらは相互に補完関係が形成できる。都市相互間の連携ネットワーク化は相乗効果も働き観光価値性が高まる。

港湾都市の活性化には、基本的に、物流システム化のためにも海外諸港、荷主、船社などとの連携ネットワークが必要不可欠である。また港湾都市では近

隣都市との観光振興の協議を進め、その場合、共生（symbiosis）の考え方で連携ネットワークを模索すべきであろう。共生とは本来、自己・他者がともに利益を得る「双利共生」を意味する。それぞれの都市は、その歴史性と個性を活かし、分担と連携を行う補完関係が望まれる。しかし現実の都市間は共生の補完関係が働く弱肉強食の競争世界となり、強者のみが優位性を発揮することになる。それゆえ、共生は掛け声ばかりのタテマエ論となり、むしろ自利というホンネが露呈することが多い。たしかに観光振興には、広域的な連携ネットワークが必要であるが、利害が対立しない「双利共生の分野」のみについて連携が実現化したとしても、しかし「片利共生の分野」はなかなか連携が実現しないのが現実である⁸⁾。たとえば、近年、東京は「政治・経済・文化・観光」などが一極集中化している。東京のみに「モノ・コト・ヒト・カネすべて」が吸引され、「片利共生」がますます加速化されることを危惧することもあり、関西では京阪神の都市相互が三つ巴で強力な連携ネットワークを発揮して東京と対抗すべきであろう。

(3) ヒト（ヒューマン・立ち居振舞い）の連携ネットワーク

港湾観光の活性化には、いかに立派なモノの面の開発をし、一方的に企画したコト（イベント）を提供しても、それだけでは観光客（顧客）の満足度を充たし、集客力を高めることは難しいであろう。なぜならば、従来、港湾都市ではモノの取扱が中心であったが、今日、港湾観光によるヒトへの応対を重視せねばならない。まず直接、対面する観光関連の接客要員の立ち居振舞い、パフォーマンスの質を観光客は評価するであろう。また観光客は特定の産業や直接に対面する接客要員ばかりでなく、直接・間接的に市民との「出会い、触合い」の善し悪しを問うことになる。いわゆる一般市民の立ち居振舞いの善し悪しさえも観光客は評価する。それはヒューマンな市民との出会い、触合いであり、その立ち居振舞いなどが観光客の満足度を左右する。もし一般市民のホスピタリティ・マインド（hospitality mind）に溢れる立ち居振舞いとの出会いがあれば、その港湾観光に観光客は感動することであろう。

ホスピタリティとは、聖書の「喜び者と共に喜び、泣く者と共に泣きなさい」

(ローマへの手紙第12章15節) から類推できるように、「観光客の満足を共に歓び、観光客の悲しみを共に悲しむ」という双方向の間で感動と歓びを共有し合うことである。ホスピタリティとは良いと思われることを素直に認め、また相手と一緒にになり、心から感動し、受け入れ、温かな気持ちで、共有し合える「双利共生」の姿勢を意味する。端的には、それは相互信頼、相互理解などの相互主義に基づくものである。ホスピタリティは観光客と直接かかわり合う人々はもちろん、さらに身近な一市民に至るまでセンス・アップし、心から温かくもてなすという精神が港湾都市の各層に浸透することを期待したい。そのためには、産公学民が一体となって連携ネットワークを図り、港湾観光への問題意識を共有することが必要である。とくに観光客は、市民のホスピタリティ・マインドの連携ネットワークが強まれば強まるほど、その港湾都市への憧れを募らせ、リピーターとして再来することになるであろう。

6. おわりに

港湾都市は、物流などの「モノ」を対象とする港湾機能に依存するだけの時代ではなく、さらに「コト・ヒト」の港湾観光を推進すべきことを述べた。とくに港湾都市としての独自文化の厚みを増やす観光資源の創造には、「モノ・コト・ヒト」を最大限に発揮することが必要である。港湾都市はモノという港湾施設、自然環境（親水空間）などに依存するだけでは、港湾観光の活性化は必ずしも実現しないであろう。現在はモノの開発に依存するばかりでなく、むしろ「コトづくり」が必要である。港湾都市行政の役割は、もはや箱モノを作れば、完了するという時代ではなくなった。つまり行政はモノの開発からコトの企画力、さらにヒトの育成についても継続的に指導・支援活動を発揮すべきである。たとえば、港湾都市ではグローバルな文化交流、コンベンション、フェスティバルなどの定期的な開催を企画すべきである。とくに港湾観光を振興のための「コトづくり」、とりわけ、「遊び時間・空間」への企画力の発揮が大切である。

また港湾都市において港湾観光を振興するには「遊び時間・空間」のモノ・

コトを開発・創造するばかりでなく、さらに「手厚いおもてなし」というホスピタリティの是非が問われる。21世紀、わが国の港湾都市の活性化には港湾観光においてホスピタリティ・マインドが發揮されるか否かが鍵となる。港湾観光を振興する場合、単に「客を集める都市」という発想ではなく、「ゲストが集う都市」という意識改革が必要である。その場合、観光客と市民とはイコール・パートナーシップの関係となる。このようなホスピタリティ・マインドが市民全体の共有の資産とすべきである。そのためには、市民レベルの連携ネットワークによる「草の根運動」などがホスピタリティ・マインドを醸成する原動力になるべきであろう。

注

- 1) 桟幸雄「観光」『経済と貿易』横浜市立大学経済研究所、84号、1964年、107頁。
- 2) R. Caillois, *Les Jeux et Les Hommes*, Gallimard, 1958, 清水幾太郎・霧生和夫『遊びの人間』岩波書店、1990年、8ページ。
- 3) 同上書、17~39ページ参照。
- 4) 山上徹『観光の京都論』学文社、2002年、46~48頁参照。
- 5) B. S. Hoyle, D. A. Pinder, M. S. Husain, *Revitalising the Waterfront*, Bellhaven Press, 1988, p. 14.
- 6) 大前研一『港湾IT革命』プレジデント社、2000年、40頁。
- 7) 中尾清『神戸と横浜における都市観光の展開』たいせい、2001年、121頁。
- 8) 松野弘『現代地域社会論の展開』ぎょうせい、1997年、5頁参照。

都市再生プロジェクト

大 塚 映 二

(都市基盤整備公団関西支社市街地整備第一部参事)

はじめに

都市基盤整備公団（都市公団）は、国の政策実施機関としての使命を持って、地方公共団体や民間事業者と連携して、道路・公園などの公共施設整備や都市型住宅の供給等を通じて、豊かな都市生活の実現をめざしてきた。今般、政府の特殊法人等整理合理化計画を受け、今後は「都市再生に民間を誘導する」ことを主目的とした独立行政法人への移行が予定されており、都市再生分野での業務にシフトしていくことになる。

小論は、この機会に、これまでの都市再生の動きを概観し、整理を試みたものである。

1 経済対策としての都市再生

小泉内閣発足早々の2001年4月、政府は緊急経済対策を閣議決定し、具体的施策として「都市再生、土地の流動化」を柱の一つに掲げた。ここに、経済界の強い期待を背景に、政府主導の都市再生プロジェクトがスタートするのである。

5月には、内閣総理大臣を本部長とする「都市再生本部」を設置し、翌6月には「都市再生プロジェクト」第1次決定を行うという早業であった。続いて同年8月には都市再生プロジェクトの第2次決定、同12月に第3次決定と、文字通り矢継ぎ早の打ち出しであった。また2002年春には、「都市再生特別措置法」が制定され、大幅な規制緩和策がとられることとなった。

この一連の動きに対して、政府は、本来の都市はどうあるべきか、都市のど

こを再生しなければならないかという本質的な世論形成はおいたまま突っ走っている、という強い批判が、国民の中からも出ていることも事実である。が、都市をフィールドに仕事をしているものとしては、これらの動きの中から、都市の再生と国民経済の回復に役立つものを模索しつつ、立ち止まることなく、走りながら考えていきたい。

2 都市再生プロジェクトの概要

(1) 続々と打ち出される都市再生プロジェクト

現在（2003年3月）までに、政府が決定した「都市再生プロジェクト」は、合わせて15にのぼる。2001年6月の第1次決定で3プロジェクト、同年8月の第2次決定で5プロジェクト、同年12月の第3次決定で3プロジェクト、そして翌2002年7月の第4次決定において3プロジェクト、さらに2003年1月の第5次決定で1プロジェクト。

これらを一覧表にしたものが表1の通りである。

表を見て誰しも感じるかもしれないが、これらのプロジェクトから都市再生とは何かという共通項を読みとることはなかなか難しい。東京や大阪という大都市圏の整備や地方都市の整備に視点を置いているプロジェクトもあれば、PFI手法の展開というような手段に着目したプロジェクトもあり、一見、なんの脈絡もない。「都市」を扱うさまざまな主体（事業者）が、それぞれの得意分野で力を発揮できるように、という気配りを感じるといえばいいのであろうか。民間活力を活用した経済対策としての側面から言えば、ともかくいろんなプロジェクトを早く打ち出し、政府としていわば“お墨付き”を与え、弾みをつけることが重要だということである。

ちなみに、都市再生本部が掲げている都市再生プロジェクト選定方針は、次の2点である。

- ① 内閣の統一方針に基づき、関係省庁が総力で取り組むもの。
- ② 民間投資への誘発効果、土地の流動化に資するもの。

表1 都市再生プロジェクト一覧

都市再生プロジェクト決定事項		主な内容
第一次決定	1. 基幹的広域防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動の核となる現地対策本部機能の確保 ●水上輸送と連携した基幹的防災拠点の整備
	2. 大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築	<ul style="list-style-type: none"> ●高度処理を行う廃棄物・リサイクル関連施設を複合的に整備 ●水運等を活用した生脈物流システムの構築
	3. 中央官庁施設のPFIによる整備	<ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省、会計検査院についてPFI手法による建替え ●これからの官庁施設を含む街区全体の再開発と建替えについて、必要な調査を実施
第二次決定	1. 大都市圏における国際交流・物量機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上 ●大都市圏における国際港湾の機能強化
	2. 大都市圏における環状道路体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●東京圏における環状道路の整備 ●大阪圏における環状道路の整備 ●名古屋市圏及び福岡圏における環状道路の整備
	3. 大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪圏においてライフサイエンスの基礎から臨床研究、産業化に至る総合的な国際拠点を形成
	4. 都市部における保育所待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ●利用しやすい場所に保育所等の設置を促進 ●既存保育所ストックを最大限有効活用
	5. PFI手法の一層の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●PFI手法の一層の推進 ●民間都市開発関連公共施設等のPFI的手法の検討
第三次決定	1. 密集市街地の緊急整備	<ul style="list-style-type: none"> ●東京、大阪において密集市街地大きく貫く骨格軸を形成 ●特に危険な市街地（東京、大阪で各々約2,000ha、全国で8,000ha）を重点地区として、今後10年間で整備
	2. 都市における既存ストックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●公共賃貸住宅約300万戸のストック総合活用計画を策定 ●都市中心部のメインストリートの再生に向けた道路の多面的利活用
	3. 大都市圏における都市環境インフラの再生	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市に残された貴重な自然環境の保全 ●臨海部における緑の拠点の創出 ●水循環系に着目した河川・海の再生
第四次決定	1. 東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲノム科学に関する拠点形成 ●各拠点間の相互連携の促進と国における推進体制の構築
	2. 北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的に魅力あるビジネス環境の創出 ●人材育成機能の強化と人的交流機会の拡大 ●推進体制の構築
	3. 地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●人と環境を重視した都心づくり～札幌～ ●緑美しい都市の実現～仙台～ ●水の都の再生～広島～
第五次	1. 国有地の戦略的な活用による都市拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ●大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生等

(2) 関西圏における都市再生プロジェクト

これら都市再生プロジェクトのうち、特に関西圏に関係が深いものとしては、

- ① 基幹的広域防災拠点の整備（大阪圏）
- ② 大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築
- ③ 大都市圏における環状道路体系の整備
- ④ 大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成
- ⑤ 密集市街地の緊急整備
- ⑥ 都市における既存ストックの活用
- ⑦ 大都市圏における都市環境インフラの再生

などがあげられる。紙面の都合で、「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成」と「大都市圏における都市環境インフラの再生」の二つのプロジェクトについて、概念図（事業イメージ）を掲げておく。（図1、図2）



図1 大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成



図2 大都市圏における都市環境インフラの再生

3 時限立法としての都市再生特別措置法

政府の推進する都市再生を法的に裏付けたのが、2002年3月に可決成立し、同年6月1日に施行された「都市再生特別措置法」である。法の特徴をみてみよう。

(1) 時限立法

特別措置法は、「国の強いイニシアティブのもとに、時間と場所を限定した」（都市再生本部の説明文書）10年間の時限立法となっている。緊急経済対策という観点から、短期間に集中的に投資効果を上げるためである。

(2) 地域の限定

同じく、集中投資を図る意味で、特別措置法は、「都市再生緊急整備地域」を政令で指定し、その指定された地域内でのみ有効に働く仕組みとなっている。

したがって、法に基づく特別な扱いを受けるためには、この都市再生緊急整備地域の指定を受けることが前提となる。しかも、政令で指定するということは、よりもなおさず、国の強いイニシアティブが働くことになる。

(3) 都市計画の特例措置

従来の都市計画の枠組みに縛られない特例＝規制緩和として、次の3点があ

る。

① 都市計画の提案制度

民間事業者からの自由な発想による計画を可能とする提案制度が導入された。

② 都市再生特別地区

既存の都市計画をすべて適用除外として、当該地区のみに新たな都市計画を定めることができる。(たとえば、既定容積率を大幅に越える容積率の指定が可能)

③ 都市計画手続きの短縮

都市計画の計画から事業計画の認可までの手続きに、従来方式だと平均で2年8ヶ月かかっていたが、特別措置法では、都市計画の決定手続きと事業認可の手続きを同時に進め、しかも6ヶ月以内の処分を義務づけていたため、手続き期間は大幅に短縮できる。

(4) 金融支援

民間事業者が法に基づき認定された都市再生事業を行おうとする場合に、民間都市機構が無利子貸付、出資、債務保証等を行うことができる。

具体的には、民間が公共施設（道路、公園、広場等）整備を行う際の無利子貸付や、事業立ち上がりの支援として、SPC（特定目的会社）等への出資、社債の発行等に対する債務保証などである。

これらの優遇措置や規制緩和を受けられるのは、相当な事業推進力を持つ民間事業者による、かなりの大規模なプロジェクトに限定されざるを得ないであろうが、集中的投資を行うことにより、都市をダイナミックに動かそうというもくろみと言える。

なお、この法律施行以前は任意設置であった「都市再生本部」は、同法に基づく機関として位置づけられ、次に述べる「都市再生基本方針」の策定をはじめ、都市再生緊急整備地域指定の事務等を行うことになった。

4 都市再生基本方針

2002年7月に都市再生本部が策定した都市再生基本方針の骨子は、次の通りである。

(1) 都市再生の意義

- ① 基本的意義＝都市は21世紀の我が国の活力の源泉であり、その魅力と国際競争力を高めること。
- ② 民間に存在する資金やノウハウなどを引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することから、経済再生につなげる。
- ③ 土地の流動化を通じて、不良債権問題の解消に寄与する。

(2) 都市再生の目標

我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生すること。

次の5つの観点を重視する。

- ① 都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造への転換。
- ② 地震に危険な市街地、慢性的な交通渋滞など「20世紀の負の遺産」を緊急に解消。
- ③ 国際競争力のある世界都市、美しい都市、持続発展可能な社会、自然との共生社会など「21世紀の新しい都市創造」。
- ④ これまで蓄積された都市資産の的確な評価と活用。
- ⑤ 産業活動の場であり、暮らし・生活の場であるという、都市が併せ持つ二つの機能を充実。

(3) 都市再生に取り組む基本姿勢

都市再生を重点的に実施するため、対象地域・対象分野を特定し、優先順位をつけて施策を集中する。

(4) 都市再生施策の対象地域

都市の実情に応じて的確な都市再生の推進。特に次の2点を重点とする。

- ① 東京圏、大阪圏などの大都市圏を、国際的な地盤低下から回復させる。
- ② 地方都市は、都市に共通する横断的・構造的な課題に重点を置く。(た

とえば、市街地中心部の再生、鉄道による市街地分断の解消など)

(5) 都市再生施策の重点分野

以下の5分野を重点とする。

- ① 活力ある都市活動の確保
- ② 多様で活発な交流と経済活動の実現
- ③ 災害に強い都市構造の形成
- ④ 持続発展可能な社会の構築
- ⑤ 誰でも能力を発揮できる安心で快適な都市生活の実現

(6) 都市再生施策の総合的な推進

一つの視点に偏ることなく、複合的で総合的な施策を推進する。

5 都市再生緊急整備地域

(1) 地域の指定基準

都市再生特別措置法は、同法に基づく「都市再生緊急整備地域」内において実際の効力を発揮するが、「都市再生基本方針」によると、地域の指定基準は次の通りである。すなわち、「都市計画・金融等の諸施策の集中的な実施が想定され、市街地の整備を緊急かつ重点的に推進する必要があると判断した地域」である。具体的には、次の基準で判断する。

- ・早期実施が見込まれる都市開発事業の区域およびその周辺で開発事業の気運が存在すると認められる地域。
- ・都市全体への波及効果があり、都市再生の拠点となる土地利用の転換が将来見込まれる地域。

(2) 指定地域

特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、2002年7月の第1次指定17地域、および同年12月の第2次指定28地域、合わせて44地域で指定されている。
(第1次指定の名古屋駅東地域は、第2次指定の名古屋駅周辺・伏見・栄地域に包囲された。) 指定地域の一覧を表2に示す。

表2 都市再生緊急整備地域一覧

○第一次指定（17地域）

東京都（2,370ha）	①東京駅・有楽町駅周辺地域 ②環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域 ③秋葉原・神田地域 ④東京臨海地域 ⑤新宿駅周辺地域 ⑥環状四号線新宿富久沿道地域 ⑦大崎駅周辺地域
横浜市（141ha）	①横浜みなとみらい地域
名古屋市（57ha）	①名古屋駅東地域
大阪府・大阪市（947ha）	①大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 ②難波・湊町地域 ③阿倍野地域 ④大阪コスモスクエア駅周辺地域 ⑤堺鷺洲南地域 ⑥堺臨港地域 ⑦守口大日地域 ⑧寝屋川市駅東地域

○第二次指定（28地域）

札幌市（163ha）	①札幌駅・大通駅周辺地域 ②札幌北四条東六丁目周辺地域
仙台市（79ha）	①仙台駅西・一番町地域
千葉市（159ha）	①千葉蘇我臨海地域 ②千葉駅周辺地域 ③千葉みなと駅西地域
横浜市（124ha）	①横浜山内ふ頭地域 ②横浜駅周辺地域 ③戸塚駅周辺地域 ④横浜上大岡駅西地域
川崎市（211ha）	①川崎殿町・大師河原町地域 ②浜川崎駅周辺地域
名古屋市（428ha）	①名古屋千種・舞鶴地域 ②名古屋駅周辺・伏見・栄地域 ③名古屋臨界高速鉄道駅周辺地域
京都府・京都市（254ha）	①京都駅南地域 ②京都南部油小路通沿道地域 ③京都久世高田・向日寺戸地域 ④長岡京駅周辺
兵庫県・神戸市（367ha）	①神戸ポートアイランド西地域 ②神戸三宮駅南地域 ③尼崎臨海西地域 ④西日本旅客鉄道尼崎駅北地域
香川県・高松市（49ha）	①高松駅周辺・丸亀町地域
北九州市（110ha）	①小倉駅周辺地域 ②北九州黒崎駅南地域
福岡市（320ha）	①福岡香椎・臨海東地域 ②福岡天神・渡辺通地域

◇京浜臨海都市再生予定地域=横浜市、川崎市の臨海地域－約4,400ha

6 都市公団から都市再生機構（仮称）へ

(1) 都市再生への取り組み

冒頭に述べたが、都市基盤整備公団（都市公団）は、主として日本住宅公団の流れをくむ特殊法人であるが、かつては業務の中心であった直接・大量の住宅建設や住宅・宅地の供給という分野からほぼ完全撤退し、都市インフラを中心とした都市整備を通じて都市の再生を図ることにシフトしつつある。

都市再生プロジェクトに関連しても、たとえば関西圏においては次のような事業展開を行っている。

○大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成

- ・彩都（国際文化公園都市）整備の推進
- ・関西文化学術研究都市の建設推進

○大都市圏における都市環境インフラの再生

- ・「水の都大阪の再生」の取り組みへの参画
- ・緑の拠点整備の取り組みへの参画（尼崎臨海、堺臨海地域）

○密集市街地の緊急整備

- ・地方公共団体と連携した整備方策の検討（大阪府下、神戸市）

(2) 独立行政法人への移行

特殊法人等整理合理化計画に基づき、都市基盤整備公団は、地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、「民間を都市再生に誘導するため、事業施行権限を有する」独立行政法人都市再生機構（仮称）へ移行することが予定されている。

この趣旨に則り、新法人の業務としては、自らの事業は縮小し、民間の力を最大限引き出すための誘導、条件整備が主要な業務となっていくことになる。実際の業務内容については、法案に基づき今後具体化が図られると思われるが、民間誘導という点から考えれば、次のことが柱となっていくであろう。

- ① 民間都市開発事業の条件整備（コーディネート、関連公共施設整備、敷地整備等）
- ② 民間にによる賃貸住宅等の供給誘導（賃貸住宅用の敷地を整備し、民間事

業者に定期借地等で提供)

- ③ 民間都市開発事業や建築投資の支援（民間事業者のみでは実施が困難な場合に、共同事業者となって事業の完遂を支援）

これを直感的な言葉で言えば、自ら全てを行う「フルセット型」から民間投資を誘発する「バックアップ型」への転換ということである。

直接事業から間接的な役割にシフトするため、事業がやりにくい、事業者間の調整が大変だという悲観論もあるが、これからの中再生分野の事業展開を考えれば、一企業だけでできる単純事業はむしろ例外的であり、各セクター間の連携と協力体制が鍵になっていくものと思われる。その点からみれば、「つなぎ役・接着剤」としての新法人の役割はますます重要になっていくはずであり、新しい名称にふさわしく、真に中再生を期待する国民の信頼を勝ち取るべく努力していきたいと思う。

横浜のウォーターフロント開発

若 竹 馨

(前みなとみらい21社長)

1. 新しい街づくりを求めて

21世紀、新たな時代の幕があがった。

現在、我々を取り巻く社会・経済情勢は極めて厳しい状況の中にある。長期化する不況は雇用問題をはじめ市民生活にも切実な影響を与えている。また少子・高齢化の急速な進展による社会状況の変化等、様々な分野で従来の枠組みでは対応しきれない課題が生じており、将来を見据えた具体的な取組が急務になっている。

いま、街づくりにあたっても新たな展開が求められている。

都市に緑を、水辺を、都市の潤いを求める声の高まりとともに、人間が人間らしく都市という大きな器の中で生活していくために最小限必要なものとして、都市に潤いが、遊びが、美観的な配慮が求められてきた。緑あふれた街、美しく舗装された広場、涼味溢れた噴水、水辺の賑わいの演出等々、都市空間における意外性、楽しさの演出が『快適な都市空間の中で充実した生活を送りたい』という、市民共通の願いとして求められたきた。

アーバンデザインとかCI作戦（ミニティ・アイデンティティ）が市民権をもってきたのである。CI作戦は、単なる街のお化粧やカラフルなデザインで装飾するだけではなく、人間の意識を変え、理念を確立し、コミュニケーションを良くして、人と人との手を携えてより良い社会を築き上げていくための手法・システムです。このようなシステムこそ、もっともっと見直されなければならない。アーバンデザインが真に社会のために役立つものになるためには、機能的な美を求めるだけではなく、人間にとって物や情報や環境がどうあらね

ばならないかを追求することが大切である。

都市が都市として気品と風格をもち、そこで生活する人々に、自分の街に対し誇りと愛情を目覚めさせるような街づくりが求められている。街づくりにあたって総合的な法制度が未整備の中で、市民一人一人が、自分たちの街は自らの手で最善のものにしていくという熱意を持ち、その都市の歴史・風土・市民性に根差した実践が必要である。“都市の善し悪しは、そこに住む市民の文化程度をリアルに表現する”といわれるのもそのためだ。

2. 横浜は何をやってきたのか －横浜の挑戦－

高度成長期、都市は機能性・利便性のみが追求され車が都市の主役になっていたが、ようやく市民の価値観も変わり、都市の主役が誰であるかが反省され、都市を人間の手に取り戻す努力がはじまった。今や、街づくりにあたっては機能性や利便性を追求するだけではなく、むしろ都市のアメニティ（快適性）を要求する声が高まっている。人々が都市の中で生活していくに当たって何が必要であるかがようやく理解されてきたのだ。

僅か十数年前、伊勢佐木ショッピングモール建設時に受けた「アーバンデザインなど不必要」という各方面からの強烈な抵抗がまるで嘘のようだ。横浜はこのような状況下で「誰でも住みたくなる横浜」の実現をめざして、全国に先駆けて街づくりにあたってアーバンデザインを基本に、法律にとらわれず、新しい発想でダイナミックな展開をしてきた。しかし、現実は保守的な人々の抵抗も強くなかなか理解してもらえず、やむをえずそれぞれのプロジェクトに参加していた市民を矢面に立て、知恵と勇気ある行動で様々な難問をくぐり抜け実践してきた。

都心を通る高速道路の地下化にはじまり、大通り公園、くすの木広場、馬車道モール、吉田橋スクウェア、伊勢佐木ショッピングモールへと連続するアーバンデザインの成果は都心部の環境を一新させた。都心部の環境整備に刺激され郊外部も商店街を中心にアメニティづくりが促進された。彫刻家・一色邦彦の作品「舞い降りた愛の神話」を広場に設置した綱島モール、街並みを白一色

でデザインした大倉山エルム通り等はその代表例である。更に、河川改修に伴い沿道がプロムナード化された大岡川プロムナード、迷い込んだ“アザラシのタマちゃん”で一躍有名になった帷子川・石崎川プロムナード、なかでも、魚やトンボが住める自然環境を復元した舞岡川等はその好例だ。このように横浜全域の都市環境は確実にレベルアップし、魅力が高まってきた。

3. 創造実験都市“みなとみらい21”

“みなとみらい21”事業は、横浜のウォーターフロントにおける新しい都心づくりである。1965年に当時の飛鳥田市長が構想を発表し、83年に次の細郷市長の手で事業化された。構想が発表された頃、横浜は高度経済成長に伴う、首都東京の巨大化による急激な郊外部の住宅開発と人口増加に苦しんでいた。戦災で大半が消失した横浜都心は、戦後も米軍に接收されたため計画的に復興、再整備することができず、逆に、このために商社など業務機能が東京に流出してしまった。

また、横浜駅が郊外部と結ぶ鉄道の結節点として急速に繁華街化し、都心が開港以来の関内・伊勢佐木町地区と二分された状態になってしまった。

このように戦後の復興が遅れ、急激に東京のベットタウン化を余儀なくされた横浜は、こうした状況を開拓し、個性ある自立都市をめざして1965年相互に

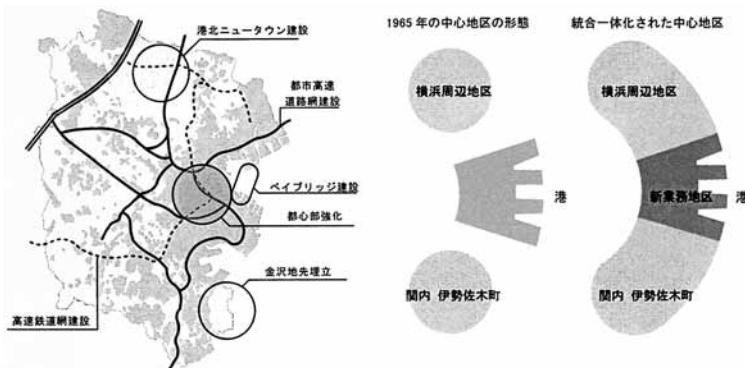


図1 六大事業位置図

都心部強化事業の基本概念

関連性をもたせた6つの戦略的プロジェクト（六大事業）を発表した。

（1）都心部強化事業（2）港北ニュータウン建設事業（3）金沢地先埋立事業（4）高速鉄道（地下鉄）建設事業（5）高速道路網建設事業（6）ベイブリッジ建設事業である。“みなとみらい21”事業は、都心部強化事業の中核的プロジェクトとして提案された。

港都横浜は、1859年日米通商条約による開港で誕生した。居留地の外国人等とのトラブルを恐れた幕府は、東海道から袖ヶ浦と野毛丘陵を隔てた砂州を埋立てて港町を建設した。このように、横浜が首都東京の外港として、しかも東海道筋から外れた場所につくられたことが、今日に至るまで様々な影響を及ぼしている。東京一極集中に伴うベットタウン化や都心の二分化はその一端である。

“みなとみらい21”事業は、港と街が一体となった都心を造るという点で開港時の街づくりの再現であり、これまでに生じた都市の歪みを是正しようとする、文字通り横浜再生のプロジェクトである。“みなとみらい21”事業によつて、ようやく横浜都心部は自立性を獲得し、国の幹線である東海道に直結することになる。

構想から約40年、1983年の事業着手から19年を経て“みなとみらい21”事業は概ね基盤整備を終え、様々な形で土地利用が進み、ウォーターフロントの特性を生かした優れた環境や景観と機能性を併せ持った新しい都市としてその姿を現してきた。既に870社を越える企業が進出し、そこでは5万人の人々が就業し、年間4000万人を越える人々が訪れるなど、“みなとみらい21”地区は、今やわが国有数の賑やかな街となり、魅力的なアーバンツーリズムの拠点になっている。

こうした“みなとみらい21”を計画・推進するにさいして、ボルチモア、ボストン、ニューヨーク、ロンドン、シドニーなど世界のウォーターフロント再開発の事例に学びつつ、それらを越えた個性的な都市づくりをするため『創造実験都市』を合い言葉に事業手法から、ソフトやイベントまで様々な知恵を結集し創意工夫を積み重ねてきた。

その特徴を都市論的にいえば

- (1) 戰略的な事業手法の組み立て
- (2) 街づくり第三セクター〔株横浜みなとみらい21〕と街づくり協議会の活動
- (3) 都市デザイン手法の広範囲にわたる活用

の3つを挙げることができる。さらに代々の都市づくりに携わってきた人々の夢やロマンなどが相まって、世界に誇り得る、横浜らしい“みなとみらい21”が創出されてきたといえる。

4. “みなとみらい21”の概要

“みなとみらい21”事業は、関内地区と横浜駅周辺地区に二分された横浜都心部を一体化し、21世紀に向けて、350万都市横浜の新しい都心として強化することを目的としている。更に、国の業務核都市構想の一端を担うこと目標に土地利用推進と機能的な都心交通アクセスの整備というハードな課題と横浜港とともに発展してきた市民の港への愛着と憧れをより深めるという課題を担っている。

“みなとみらい21”事業は3つの目的に基づいて都市像を展開している。

- (1) “みなとみらい21”事業の目的
 - * 横浜の自立性の強化
 - * 港湾機能の質的転換
 - * 首都圏の業務機能の分担
- (2) “みなとみらい21”が目指す都市像
 - * 24時間活動する国際文化都市
 - * 21世紀の情報都市
 - * 水と緑と歴史に囲まれた人間環境都市
- (3) 計画のフレーム
 - * 計画人口 就業人口 19万人
 - 居住人口 1万人 (住居3,000戸)

横浜のウォーターフロント開発

* 土地利用	宅地（業務・商業・住宅等）	87ha
	道路・鉄道用地	42ha
	公園・緑地等	46ha
	ふ頭用地	11ha
	合計	186ha

* 事業期間 1983(昭和58)年度着手
2005(平成17)年度基盤整備完了予定

* “みなとみらい21” の事業効果<2001（平成13）年>

就業人口 約 5 万人

就業人口 約5万人

来街者数 約4,000万人

進出企業 約870社

市税収入 約110億円<2001(平成12)年度>

* 横浜市内経済への波及効果

建設投資による効果 約1兆9,700億円（累計）

事業活動による効果 約8,600億円（年間）



図2 みなとみらい21

(4) “みなとみらい21” の街づくりの方法

みなとみらい21の地権者及び株横浜みなとみらい21との間で「みなとみらい

21街づくり基本協定】が昭和63年に締結された。この協定は、地権者の間で街づくりについてのルールを自主的に決め、その基本的な考え方を共有し調和のとれた街づくりを進めることを目的にしている。この協定には街づくりのテーマや土地利用のイメージとともに水と緑・スカイライン・街並・ビスタ、アクティビティフロア・色調・広告物等の基本的な考え方が示されている。また、建築物については、敷地規模、高さ、ペデストリアンネットワーク、外壁後退などの基準が示されている。さらに、高度情報化やリサイクル社会への対応、都市防災、周辺市街地への配慮など、都市管理に関する姿勢についても規定している。この協定の運営は、協定締結者で構成されている「みなとみらい21街づくり協議会」により行われ、協議会の事務局は横浜みなとみらい21内に置かれている。

(5) 業務機能の集積

“みなとみらい21”は、ナショナルプロジェクトとして、国の業務核都市構想にも位置付けられ、その結果、国の諸機関等の移転先候補地に指定され、日本学術会議、都市基盤整備公団、日本道路公団等が決まっている。また、横浜市も帆船日本丸や国立国際会議場（客席5000席）、国際熱帯木材機関（ITTO）等の誘致を積極的に進めてきた。一方、民間企業に対しても積極的に誘致活動をおこない、色々な企業が集積している。なかでも日本一の高さを有する横浜ランドマークタワーやクイーズスクエア横浜、横浜銀行本店、三菱重工横浜ビル、日石横浜ビル、情報通信機能が集約された横浜メディアタワー等が完成している。更に、この不況下にもかかわらずYDC・横浜デザインセンター、東京海上ビル、富士ソフトABC、県民共済プラザビル等が建設中である。この他、横浜美術館、けいゆう病院、県警の交番等も既に建設されている。これまで、住宅開発はできるだけ押さえぎみにしてきたが、ようやく三菱地所により、住宅（850戸）が建設されることになり、マンション募集に入ると瞬く間に完売されてしまった。

また、2003年には、みなとみらい21地区を通り、横浜と東京都心を結ぶ地下鉄“みなとみらい21線が完成すると、ますます交通の便がたかまる。

5. 新港地区の街づくりと“赤レンガ倉庫”

新港地区は、関内、中華街、元町といった古くからの市街地と横浜博覧会以降開発が進んだみなとみらい21の中央地区との間に位置し、新旧両面を揃えた地域になっている。新港埠頭が長い間横浜港のセンターピアとしての役割を担ってきたことから、赤レンガ倉庫など、歴史的資産が数多く残っている。また、周囲を水面で囲まれた島形状であり、極めて環境に優れている。街づくりに当たっては、こうした地区の特性を最大限にいかして、都市と調和する港湾関連機能を整備集積、また、超高層ビルを中心とした未来都市を目指す中央地区とは異なる空間構成をもった新しいユニークな港町の形成を図っている。

このため、港町らしいヒューマン・スケールの接地形の街並みや、赤レンガ倉庫などに象徴される歴史性を生かしたデザインを目標として『新港地区街並み景観ガイド』を定めている。このなかには建築計画以外に、道路のデザインや夜間景観の演出、更に地区全体を赤レンガ倉庫の壁面の景観を生かすために、色彩計画もレンガ系やブラウン系を基調にすることなどがきめ細かくきめられている。

こうした考え方に基づいて、新港地区41ha の内約37%（15ha）は汽車道運河パーク、新港パーク、赤レンガパークなどの緑地として、これらを結ぶ水際線をプロムナードとして整備するとともに、シーブルー事業（水質改善）により周辺海域の底質を改善して、水質浄化や生態系の回復を図っている。

この地区はできるだけ、港湾関連機能の誘致・集積を図っている。すでに、東京湾及び関東一円の防災拠点として「海上保安本部横浜海上防災基地」が完成している。さらに、県内にあった神奈川国際水産研修センターと海外移住センターを集約・強化するために、研修施設と宿泊施設が併設された、国際協力事業団の「横浜国際センター」が建設中である。ここは国際協力・国際交流の拠点として開発途上国からの研修員の受入れ、青年海外協力隊の募集、日系人の支援など様々な事業が展開されるほか、過去にブラジル等への移民船が出航した埠頭にちなんで、移住資料館も併設される。

また、横浜港は国の輸入促進地域（FAZ）の指定を受けたが、その中心施

設の一つとして、第三セクター㈱横浜インポートマートによる「横浜ワールドポーターズ」が完成し、このなかには、国際ビジネス情報などを提供する「横浜輸入ビジネス促進センター」が設置され、国際ビジネスネットワークの拠点として活動するなど、いまや、新港地区の新しい顔になっている。さらに、船員の憩いと活動の拠点となる横浜国際船員センター「ナビオス横浜」は、宿泊施設やシーメンズクラブなどを備えた施設であるが、一般の人にも解放され、国際交流の場として機能している。汽車道から赤レンガ倉庫を通景するユニークなゲート状の空間は、桜木町から汽車道を歩いて渡ってくる人たちを出迎える“都市の門”であり、横浜港の歴史が残る新港地区への“時の門”でもある。この他、地区全体を遊戯空間にするために、地上130mの大観覧車やレジャー施設も建設され、毎日若者たちで賑わっている。

6. “赤レンガ倉庫”の保存・活用

新港地区の最大の目玉は“赤レンガ倉庫”的保存・活用である。現在残っている2棟の“赤レンガ倉庫”は明治40年から大正2年にかけて、当時整備中であった最新鋭の新港埠頭に大蔵省臨時建設部の妻木頼黄の設計管理により建設されたが、1号棟は関東大震災で半壊し、現在は当時の2分の1しか残ってい

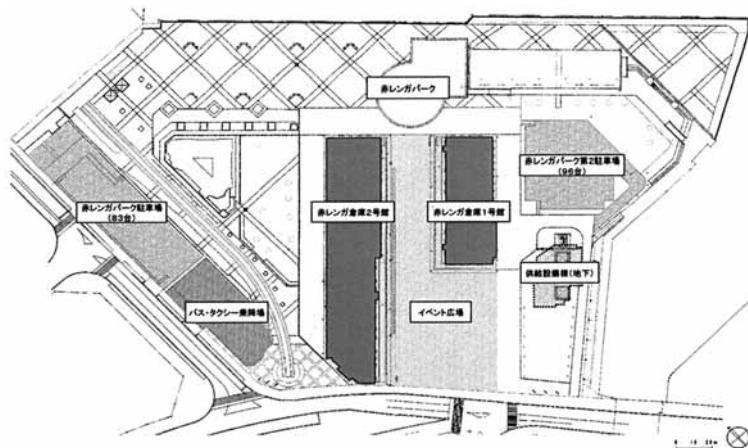


図3 赤レンガ倉庫活用事業施設配置図

ない。レンガ組積造としてはその規模だけではなく「碇連鉄構法」という当時の最先端の技術を駆使した構法（ちなみに辰野金吾設計の東京駅は「鉄骨煉瓦造」で、同じ煉瓦造でも異なる）や、重厚かつ華麗な意匠からいっても、わが国有数の完成された煉瓦造建築である。しかし、明治から大正、昭和へと横浜港の中心的な役割を担って繁栄してきた新港埠頭が、第二次大戦後の港湾の変革の波に乗り遅れ、その機能を縮小していくと、赤レンガ倉庫もその役割を果たせなくなり、ごく最近までその扉は閉じられていた。

このような状況下で横浜市は、総合計画において、貴重な歴史的資産として保存するとともに「港の賑わいと文化を創造する」拠点として位置付け、1992年に国から土地とともに取得したものである。

この間、飛鳥田・細郷・高秀市長や市民の人達が思い入れをこめてこの地域を守ってきた。活用計画にあたっても、市民の人達の熱い思いや、商工会議所、青年会議所、各種市民団体等から数多くの意見がよせられるなど、なかなか計画が固まらなかった。最終的には、高秀市長のもとで、1号棟は文化的活用、2号棟は商業的活用が図られることになり、文化事業については横浜市文化振興財団が運営にあたり、2号棟の事業主体は、1999年12月の一般公募により民間企業グループが選定され、翌年7月に、(株)横浜赤レンガ（中核はキリンビール、サッポロビール、ニュートーキヨー）が設立された。2棟の赤レンガ倉庫に挟まれた広場はいろいろなイベントができるよう、石畳のひろいオープンスペースとし、更に、基壇部分を拡幅して、横浜の歴史と海を感じながらくつろげる空間とした。全体を一体的に事業運営するため、(株)横浜みなとみらい21が広場や周辺駐車場を併せて管理に当たっている。全体の設計・デザインは、建築家・新井千秋の手になるものである。

既に、改修中の2001年に、(財)国際交流基金が中心に開催された、第一回国際現代美術展「横浜トリエンナーレ」のメイン会場として利用され、広場にはオノ・ヨーコの作品が展示され、会期中35万人もの人々が訪れ大変な賑わいであった。

改修工事は2002年3月完了し、4月12日にグランドオープンした。開業当初

営業を不安視した(株)横浜赤レンガは、初年度の入場者の見通しを300万人と公表していたが、僅か4ヶ月余りでその目標を達成してしまった。

いまや、横浜の新観光名所となって大変に賑わっている。

* 赤レンガ倉庫地区の概要

赤レンガパークの総面積 5.5ha

赤レンガ倉庫

敷地面積 1.4ha

施設内容 * 1号館 (文化施設) 建築年 明治41～大正2年

延床面積 5,575m²

施設 ホール (300), 多目的スペース,
文化的テナント等

運営主体 (財)横浜市芸術文化振興財団

* 2号館 (商業施設) 建築年 明治40～明治44年

延床面積 10,755m²

施設 飲食 (11) 物販店舗 (20)

運営主体 株式会社横浜赤レンガ

* イベント広場 面積 約8,000m²

運営主体 株式会社横浜みなとみらい21

* 全施設の事業主体 横浜市, 株式会社横浜みなとみらい21

7. 横浜港大さん橋国際客船ターミナル

開港当時の面影を残す山下公園と赤レンガパークに挟まれた、横浜港大さん橋は、客船クィーン・エリザベス号やクリスタル・ハーモニー号、飛鳥等の大型客船が係留される埠頭である。まさに、港町横浜を象徴する埠頭である。

昭和39年の東京オリンピックの時、海外からの来客を想定して大改造が施されたが、その後老朽化がめだち、あらためて改修することになった。計画案を作成するに当り、横浜市では初めての国際公開コンペを実施し、広く世界中から優れた計画案を募集した。その結果600件にものぼる提案がされ、最終的に

横浜のウォーターフロント開発

は、建築家・芦原義信さんを委員長にした選考委員会で最優秀に選ばれたのが、アレハンドロ・ザエラ・ポロ&ファーシッド・ムサビ夫妻の計画案であった。

計画は、地面が隆起したような平たい細長い鉄の塊がダイナミックに、港に突き出す形で伸びている。この建物には柱も壁というものがなく、構造体は二本の桁梁（ガーダー）が南北に長く伸び、各フロアは三角すいを組み合わせたような2層の折板面が桁梁の間にフタをするようなデザインで構成され、あらゆる面がxyz方向のどれとも向かいあっていない、今までに見たことのないような“純粹三次元的建築構造”であって、当選案をもらった横浜市は当初戸惑いがあった。はたして実現可能なのか、当初の予算で完成するのか、市長初め市の内部は戸惑いを隠せなかった。このため実現までにはかなりの糾余曲折があり、国際コンペの難しさが痛感された。その後担当者の努力と熱意により、設計者にも協力してもらって、一部構造も設計変更するなどして、どうやら予定どおりの期間で完成するにいたった。

完成後、利用者からは、屋上広場にあたる部分のうねるウッドデッキが「ユニークだ」、「面白い」「気持ちがいい」等と極めて好評であるが、なかには「日陰が少ない」「緑が少ない」という声にたいして、設計者は、“近くに緑の

写真1



豊かな山下公園があるので、それと対応させ、ここでは新しい形の公園を提案した”と主張している。都市は互いにないものを補い合うことによって面白さや個性が創出される。

*国際客船ターミナルの建築概要

敷地面積	34,293m ²
建築面積	27,380m ²
延べ面積	34,906m ²
構造・階数	鉄骨造・一部RC造、地下1階・地上2階
高さ	最高高さ 15.263m 軒高 10.00m
設計者	建築：エフ・オー・アーキテック 構造：構造設計集団 SDG
工事期間	2002年2月～2002年11月
総工事費	235億円（消費税を含む）

8. 文化総合としての街づくり

いまや経済大国になった日本が、世界中の人々から求められていることの一つは、国家として、企業として、個人としても、在来の文化を守り、新たなる文化を創造していくことではないだろうか。文化や芸術が花開く条件は、政治的な自由、経済的な繁栄、文化的な感覚に優れた市民が数多く存在することである。『街の善し悪しはそこに住む市民の文化程度をリアルに表現する』と言われるならば、まさに街づくりを文化総合として把握していかなければならぬ時代がきたのである。

わが国の街並みが今一つ見栄えがしないのは、街づくりに対する市民の関心が薄いということであろう。市民が都市空間の在り方にもっと関心を持ち、発言していくべきだ。我々は日常、瞬間瞬間に音楽や映像・雑誌・本等が発信する都市の文化を享受している、これから増大する自由時間を、都市生活の中でエンジョイしていくためにも、もっともっと街の環境がよくならなければならない。楽しい雰囲気に満ちた遊び場、ゆとりと潤いのある街並み等、体温が感

じられるような街に我々の心は和む。

このような街づくりは、単に街路の景観やビジネス活動だけでは評価されない。その上に様々な工夫をこらした文化的なイベントがたえず実施されていることが大切である。文化的イベントも、祭りのザワメキもない都市を誰がわが街として愛し、誇りに思うだろうか。活気の満ちた街とは、人々がたえず集い、語り、なにやらガヤガヤ騒いで賑わっていることだ。アメリカの都市プランナー・ローレンス・ハルプリンは、このようなことを総括して『都市はビューティフルでなければならない』という。彼のいうビューティフルとは、街の形や姿だけをいうのではなく、その都市へ行くと胸がワクワクするようなお祭りやイベントに満ちている雰囲気をいっている。祭りに人々はエキサイトし血をたぎらせる。人々の目は輝き、笑い転げる。その都市をはじめて訪れた人々も、おもわず心を開き、同化する。この様な街づくり進めていくためには、市民自らが先頭に立たなければならぬ。

今年、横浜は、開港140年の節目を迎える。ちょうど市長も変わり街づくりにも、新たな展開が期待される。街づくりに当たっては市民の積極的な参加が求められ、夢やロマンが語られて良い。かつて関東大震災の後、東京の復興計画を提案した後藤新平を、余りの規模の雄大さに「大風呂敷」と批判していたが、彼の計画が実現していたら、東京は現在のように無秩序・混乱の街にならなかっただろう。横浜は開港と同時に、全国から夢と希望をもった人々が集まって建設されてきた。これからも、横浜ならではの進取の気風と解放的な風土を大切にしながら、世界の平和と発展に貢献するとともに、誰でも生き生きとした生活と活動ができるよう、また、世界に開かれた経済・文化の活動や交流の波を継続的に発信できるよう、様々な機会を作り出し、提供できる国際文化都市にしていくことが必要だ。

一昨年開催された、国際美術展・横浜トリエンナーレやワールドカップサッカー等は、まさに、横浜の存在を世界中に広めたことだろう。世界に開かれた活力に満ちた「世界都市横浜」を実現していくためには、これからも様々な国際的なコンベンションを誘致・開催していくことを基軸とした、個性溢れた高

次な自立都市にしていかなければならない。

これから街づくりにあたっては、三つのキーワード「動き、美しさ、知恵」を大切にし、新鮮な感覚と、人間と都市に限りない愛情をもった人々の手によって推進されなければならない。

動きとは、人や物が活発に動くこと、街に活気が出る。美しさとは、経済が成熟期に入り、芸術や文化が注目されているが、文化に対して市民のレベルがさらに向上し、街づくりを文化総合として把握していくこと望まれる。知恵とは、横浜へ行くと芸術・文化の香りが高く、様々な情報が得られ、なんとなく知恵がついたような感覚になる街の雰囲気づくりが必要である。

いずれにしろ、時代の大きな節目にあたり、この閉鎖感すら覚える社会状況のなかで、新しい街づくりを進めていくことはなみたいていな努力ではできない。

市民一人一人が21世紀の理想的な街づくりを求め、夫々の役割を分担し、最善の努力をしていくことが望まれる。

観光地として甦った門司港

中野 隆司

(北九州市経済局観光課)
（門司港レトロ担当主査）

「今日は僕とギャラリーの結婚式。一枚、一枚の作品が、東京で絵を描く僕と門司港で見てくれる人との架け橋になれば」

漫画「ハートカクテル」や「菜」などで有名な漫画家・わたせせいぞう氏の常設ギャラリー

が、昨秋、ふるさとである北九州市の門司港に誕生。わたせ氏の「ふるさとの活性化に一役買えれば」という思いが、北九州市活性化主要プロジェクトの一つ、門司港レトロ事業の中で開花したのだ。

わたせ氏の常設ギャラリー「わたせせいぞうと海のギャラリー」は、門司港に大正6年に建てられ、大陸航路の待合所として賑わった歴史的建築物「旧大阪商船ビル」の2階にある。レトロな館と色彩の旅人の出会いによって生み出された新しいアート空間は、観光地として発展途上の門司港レトロにあって、これから本格化させるアートを切り口とした街づくりの看板施設となるだろう。



1 門司港の栄枯盛衰

門司港レトロは、北九州市の北東端に位置する市の代表的な観光地。風光明媚な関門海峡に抱かれた港町で、明治後期から大正時代に活躍した歴史的建築物がそこかしこに残っている。また、ウォーターフロントを賑わすモダンな商

業施設は、どれもデザイン志向が高く、古さと新しさが絶妙な調和を奏でている。日本都市景観100選にも選ばれたこの風景や街のたたずまいに誘われて、年間204万人（平成13年）の観光客が訪れている。

それから、ふぐに代表される関門の海鮮グルメ、伝統芸能バナナの叩き売り、花火大会やイルミネーションなど四季を通じたイベント、各種アート関連施設・地元アーティストの工房めぐり等、観光客を魅了するソフトも充実。わたせ氏も、この街の歴史とアートを融合させた街づくりに共感し、ご自身のギャラリーを展開された次第である。

加えて、対岸の下関市との連携、「関門」ブランドで展開する観光プロモーションは、県境を越えた広域連携のモデルケースとも呼ばれ、JR西日本・九州なども加わり、スケールを増している。関西地区においては、平成14年度、JR西日本の「関門キャンペーン」により特に関門の露出が際立っていたのではないだろうか。

さて、多くの観光客で賑わう門司港であるが、この街が観光地「門司港レトロ」と呼ばれ注目されるようになったのは、平成7年以降のことである。それ以前は、北九州市民さえも足を運ぶことがなかった寂れた港町であった。

門司港は、明治22年に開港。明治後期から大正、戦前にかけて隆盛を極め、九州一の陸・海の物流拠点、金融拠点として栄えたが、戦後、高度経済成長の中で、交通の主流が海から陸、空へ移るとともに、この街は衰退し経済発展から取り残されてしまった。

時は流れ、昭和63年。「経済拠点として再生することは不可能。しかし、この街に残る歴史的建築物や関門海峡の自然美を活かしながら、観光地として、また、市民の文化活動の拠点として再生することは可能ではないのか」。地元



©SEIZOWATASE/APPLE FARM INC.

観光地として甦った門司港

の活性化に向けた熱い声、新市長の戦略的な都市再生プログラム、行政と門司港地区の民間団体・企業の思惑が一致し、官民が一体となった新しい街づくり「門司港レトロ事業」がスタートした。

再開発にはコンセプトが大切であるが、門司港の再生には「レトロ」でいくという理念が早い段階ですんなり決まった。もし、門司港地区の経済が活力を持ち続けていたら、ひとつの効率一辺倒の再開発によって歴史的建築物は姿を消し、観光地として再生することはなかっただろう。

【観光地として再生した門司港レトロの集客状況（平成6年～13年）】

年	観光客	駐車場利用台数	主な観光施設等の整備状況
6年 (再生前)	25万人	—	—
7年 (再生年)	107万人	42,411台	5つの歴史的建築物（保存活用）、港湾緑地、親水広場、はね橋、レトロ調街路・広場、バイパス道路（環境保全）等
8年	125万人	48,075台	
9年	148万人	63,101台	
10年	165万人	90,422台	門司港ホテル、門司港観光物産館
11年	187万人	122,557台	海峡プラザ、門司港レトロ展望室
12年	196万人	126,923台	出光美術館
13年	204万人	146,315台	夜間景観、

2 行政がリードした骨格づくり～門司港レトロ事業第1期計画

門司港レトロ事業は、第1期が昭和63年度から平成6年度で、行政投資約295億円により、観光地として骨格となる歴史的建築物の保存・活用やウォーターフロントの整備、周辺道路・広場整備などを進めた。

国の「ふるさとづくり特別対策事業」に基づき事業計画を策定、市役所企画局に横断的なプロジェクトを設置して事業を推進した。

ただ、参加事業局間の調整は難航。港湾機能を優先して事業をすすめたい港湾局、都市型観光拠点づくりを主張する企画局・経済局、それに、建設局、建築局、教育委員会まで絡み、加えて各組織に国の旧自治省・建設省・運輸省・

文化庁などが結び付いていたことから縦割り行政による生みの苦しみを伴った。

また、歴史的建築物の保存・活用等は、予想外の経費増加を招き、当時の担当職員の補助申請や財政調整は並大抵のものではなかった。ただ、民間サイドの拘りに引きずられて、行政として追加投資を決断したことは、「レトロの街」としての質を高め、観光地として再生を目指す上で正解であった。

この時期、「レトロ事業が成功する、観光地として甦る」と信じていた人は少なかったのではないかと記憶する。市役所内部においても、市民の文化活動の拠点整備という文化行政面での効果は見えていたものの、どこまで、新たな観光産業を呼びこめるのだろうかは半信半疑の雰囲気が強かった。

地元でも、新しい街づくりは歓迎するが、リスクを背負っての新規出店となると事が進まないようであった。そんな中、「損得抜き、海が見えるこの場所に店を出したかった」と、ロマンを優先させて、国指定重要文化財・旧門司三井俱楽部にレストランを出展したT氏。

その甲斐あって、今はうれしい悲鳴をあげているようだ。

3 民間進出でステップアップ～門司港レトロ事業第2期計画

観光地としての再生を夢に見て、半信半疑の思いの中、公共事業が進められた第1期計画。平成7年に、観光地としてスタートをきってから、門司港レトロは順調に発展を続けた。地方の再活性化モデルとして視察が引きもきらない状況である。

第1期計画において、観光地としての骨格を形成。これをベースに、いかに民間を呼び込むか、観光地的なソフトを充実させていくか。門司港レトロに特化した組織を企画局から経済局観光課内に移し、行政とまちづくり団体、地域事業者などが一体になった事業がその後展開された。同地区は北九州市の中の観光特区のような存在となった。

民活によるハードの整備、そして、地域事業者を中心とした観光産業の振興は、門司港レトロ事業第2期計画として、平成9年度から実施されている。民間・行政合わせて300億円の投資計画であり、ホテル、飲食・物販店、展望施

観光地として甦った門司港

設などが次々とオープン。民間のウォーターフロント型商業施設が加わってから、観光地として確実に成長軌道に乗った。

民活は、北九州市が23%出資する第3セクター「株門司港開発」というディベ

ロッパーを軸に進められた。全国的に3セクの経営について批判が相次いでいるが、株門司港開発は順調に業績を伸ばし、3セクの優等生ともいえる状況にある。行政は出資すれど経営に一切口を挟まない、市のOB等の再就職も調整しないことを徹底し、企業色を強めたことが奏功したといえるだろう。反面、地域全体の観光プロモーションにおいて公益的な活動、行政的な役割を担うことが弱い部分がある。「3セクなのに…」の注文は、二兎追う者は一兎を得ず、になるのであろうか。

何はともあれ、門司港レトロに進出した観光関連事業者は、順調に売り上げを伸ばしている。長引く景気の低迷で、関門海峡ロープウェイ、観光列車等、まだ完了していない事業もあるが、門司港レトロ事業が予想以上に観光産業を育んだことは確かである。

【門司港レトロの観光関連施設等比較】

年 度	飲食・物販店舗数	同左雇用者数	観光消費額
平成7年度	28人	3店	62億円
平成13年度	482人	65店	136億円

ところで、門司港では、新しい観光・商業施設が計画発表される都度に景観論争が活発に展開されてきた。進出事業者には足かせになる景観への拘りが、まちぐるみで議論されるところに、この街が新興観光地として目を見張る発展をなした原動力があるのではと思う。行政が進める事業に対しても、同様に容赦はない。観光課が事業主体となって進めた、世界的な照明デザイナー・石井幹子氏による門司港の夜間景観整備事業においても、地元の議論は熱かった。

歴史的町並み・意匠とモダンなデザイン性を重視したウォーターフロント開発、古さと新しさと快適さ（水辺）を高い次元で融合できたからこそサクセ



スストーリーではないだろうか。また、それを影で支えた景観調整の仕組み、門司港レトロ事業のスタートから景観コンサルタントとして活躍された(株)アプル総合計画事務所の中野恒明氏は、レトロの街づくりを語るうえで重要なキーマンの一人といえるだろう。

それから、観光地としての整備が進むにつれ、門司港が住宅適地として人気を集めようになり、快適居住環境の整備・定住人口の増加という行政目標で大きな成果を挙げている。民間によるマンション需要は北九州市内でも高く、「門司港レトロがすぐそこに…」をキャッチコピーとした新規マンションの販売促進が目に付く状況である。反面、マンション建設地に、民間所有の歴史的建築物が目標にされ、行政として開発と保存のジレンマに陥っている。

4 レトロの街のソフトづくり～門司港レトロ俱楽部の創設

門司港レトロを上質で懐の深い観光地に発展させてきた要因として、ハード整備に平行し、観光地としてのソフトづくりに取り組んだ「門司港レトロ俱楽部」の存在がある。平成7年の暮れ、経済局観光課が調整役となり、ソフト面を中心とした観光振興と地域の文化振興を進めるための官民合同の任意団体を立ち上げた。

これまで、お互いに連絡をとりながら独自のイベント企画や提言でふるさとの活性化に汗を流してきた門司区のまちづくり6団体を中心に、門司文化団体連合会、JR門司港駅、NTT門司営業所、地元観光関連事業者など地域の民間が団結。これに、経済局観光課をはじめ港湾局、門司区など行政の関連部局や、北九州商工会議所、北九州活性化協議会、北九州コンベンションビューロー、北九州市観光協会といった、全市的な組織を持つ民間団体が加わり、強力な布陣による門司港レトロのためのまちづくり団体が誕生したのだ。

観光とは無縁であった門司港をレトロの街として売り出すには、体系的に方策を検討する必要があった。そのため、レトロ俱楽部には、観光資源開発部会、観光宣伝部会、観光客受け入れ部会の3つの部会が作られ、観光地として、文化の薫る街として必要なソフトを提供している。

観光地として甦った門司港

普通、観光振興においては、行政と観光協会の連携によるビジネスモデルのソフトが主であるが、門司港では、その中にまちづくり団体があることが大きな特徴となっている。新興観光地として急成長を遂げた・門司港レトロの原動力であり、特性でもある。

なお、レトロ俱楽部では、門司港レトロの雰囲気にあったイベント、歴史的建築物・町並みを活用した街づくり活動を基本としている。会員からの様々な企画や行政・企業が進める事業に対しても、同様の視点で評価し議論を深めていく。街づくりのバイブルとなるグランドデザインが、この街では地域の人々の心の中にしっかりと出来上がっているのだ。

各部会の主な活動は次のとおりである。



部会	活動内容	実施事業
観光資源開発部会	<ul style="list-style-type: none"> ○観光資源開発のアイデア提供と協力 ○隠れた歴史的資料などの発掘、整備 ○土産品開発の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○「門司港レトロの活性化の方策」検討 ○地元アーティストの作品展 ○門司港アート村の開設 ○まちづくり研修会
観光宣伝部会	<ul style="list-style-type: none"> ○観光PR戦略の策定 ○観光キャンペーンへの参加 ○「ふるさと応援団・レトロ大使」の組織化と交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌の発行（年2回） ○ホームページの作成 ○観光キャンペーン
観光客受け入れ部会	<ul style="list-style-type: none"> ○受け入れ施設の整備・魅力向上促進 ○ボランティア活動の推進 ○まち美化運動の推進 ○イベントの企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントの企画・実施（GW：レトロフェスタ、夏休み：レトロの夜・レトロビアガーデン、秋：片岡鶴太郎展、わたせせいぞう展、加山雄三展、松本零士展、バナナフェア、冬：イルミネーション、カウントダウン、ふぐフェア、ひな祭りなど） ○歴史的建築物を活用した市民イベントの公募
事務局	北九州市観光協会から職員1名派遣、補助事務員として1名を雇用（地域のまちづくり団体関係者を採用）。	

5 歴史的建築物を舞台に～門司港レトロ倶楽部の活動例

歴史的建築物・町並みを活用した門司港レトロ倶楽部の活動を幾つか紹介してみたい。

毎年秋に開催される「回廊展」。これは、門司港地域にアトリエを構えているアーティストの作品（絵画、陶芸、染色、創作シャツ、工芸、人形など）展示で、各レトロ建築を来場者が巡り作品を楽しむようになっている。一つの施設完結の美術展ではなく、レトロ建築を回廊にみたてたところに独自性と面白さがある。

日本各地で冬の風物詩となっている「イルミネーション」。門司港レトロでは約15万球を灯すが、ライトアップされたレトロ建築とのコラボレーションにこの街ならではのクリスマスシーンが創り出されている。

「レトロの夜」と銘打った夏の夜の野外コンサート。ライトアップされた第一船だまりやレトロ建築を背景にしたコンサートであるが、生演奏で門司港レトロの空間演出を図り、この町ならではの納涼観光の楽しさを提供している。

それから、レトロ倶楽部の活動は、単なる集客目的のイベントだけではなく、文化による地域興しも重要な柱にすえている。常日頃から、観光客のみならず北九州市民が文化を楽しみ、生きがいづくりの場となる街づくりを目指しているのである。

その一つが「イベント募集」による市民の手作りイベントの実施である。これは、市民を中心として広く一般にイベント募集を行い、レトロの雰囲気にあつたイベントを採用し開催してもらうもので、採用イベントには、会場使用料補助や助成金（2万円～10万円）の制度も用意している。コンサートや絵画展、書道展など、市民の文化振興・生涯学習に繋がっている。

二つ目が「郷土アーティスト紹介ギャラリー」の開設である。旧門司三井倶楽部の活用策として誕生したギャラリーであり、回廊展で紹介する地元アーティストの作品を紹介している。アートによる街おこしの一環で、観光振興のみならず、地域文化の振興も目標にしている。これを加速する取り組みとして、昨年4月、廃校となった小学校を活用し、「門司港アート村」を開設。門司港に

観光地として甦った門司港

全国からアーティストを集める仕掛けとして、旧小学校の空き教室を提供することなどを行っている。

6 ふぐとバナナで街おこし～観光事業者とレトロ倶楽部の協同事例

観光地のソフトで、イベント、アートとくれば、次はグルメであろうか。門司港レトロにおいても、地区の飲食・物販店とレトロ倶楽部が手を結び、ユニークなグルメイベントを展開している。

まず、「門司港レトロふぐフェア」が挙げられる。門司港の食の象徴はふぐである。門司港はふぐ料理発祥の地といわれ、対岸の下関と並びふぐ料理店が多い。「ふくの下関」に負けじと、門司港の飲食店が創作ふぐ料理を安く提供し、レトロ倶楽部がふぐをテーマにした関連イベントやボランティア活動などでサポートする。冬の閑散期対策として大きな効果を上げ多くの人で賑わっている。期間中、商店街では、アーケードにふぐ俳句の垂れ幕が登場した。

ふぐに続く食材がバナナである。門司港は「バナナの叩き売り」発祥の地として全国的に有名で、バナナの叩き売りは門司港を象徴する伝統芸能として、1年を通じて町のそこかしこで見ることができる。そこで、飲食・物販店を中心となって、門司港の名物・バナナを全国に発信しようとふぐフェアに続くグルメイベント「門司港レトロバナナフェア」を立ち上げた。地元干物店の店主Aが扮するバナナマンは同フェアが生んだキャラクターであり、誕生した一昨年は、一躍マスコミの寵児となり、40件以上のマスコミ取材が殺到した。

以上のように、さまざまな活動に取り組むレトロ倶楽部であるが、年間予算是約3,000万円である。北九州市や、その他の加入団体の負担金、レトロ地区店舗からの協賛金となっている。事業は、主催・共催を含めて年間約40件、傘下団体の各ネットワークを活用しイベント関連経費等は低コスト化を図るとともに、実施は、企画・運営・設営・撤去・警備を会員のボランティアで賄っている。これにより、3,000万円の予算に対して事業費換算すれば約1億円が試算され、パブリシティ効果まで含めると費用対効果は計り知れない。

7 観光ビジネスと地域づくりの調和～門司港レトロの課題

行政が骨格をつくり、事業者が肉付けをし、まちづくり団体がソフトという血液の役割を果たす。観光地としてゼロからスタートを切った門司港レトロが、短期間で福岡県を代表する観光地に成長した理由は、絵に描いたような行政と地域の連携による街づくりにあった。

しかし、この観光をテーマにした新しい街づくりも、誕生から成長期を過ぎ、成熟期に入ろうとする今、課題があぶりだされている。

一つ目に、行政と民間の理想的な連携モデルとして評価を受ける「門司港レトロ俱楽部」であるが、観光ビジネスを生業とする観光事業者と生業としないまちづくり団体のネットワークであることから、高度な観光プロモーションに対する温度差が生じてしまう。

成長期においては、観光地づくりと「一般的な地域づくり」がリンクし、イベントの実施等で力を発揮したネットワークも、観光ビジネスの面ではどうしても足並みが揃わない。経済局観光課としても高度な観光プロモーションがレトロ俱楽部を通じて展開されることを期待しており、門司港独自のネットワークをどう調整していくかが課題となっている。

二つ目が、まちづくり団体に若手が育っておらず世代交代が進んでいないことや、イベントの企画・実行といった短期の事業展開ではなく、地域主導で中長期の戦略形成を図るに至っていない点が気にかかる。門司港独自ともいえるボランティア感覚の観光地づくり、その仕組みを次代に引き継ぐとともに中長期の街づくりを考えていくことも重要な課題ではないだろうか。世代交代を進める時期を誤ると…の思いがある。

三つ目は、門司港レトロ発展の中、新たなビジネスチャンスを活かしたのは、大半が地域外資本であった。門司港レトロ事業により、地場商業も活性化させることを目論んでいたものの、「近郊商業であり観光業の業態ではない」「リスクを抱えてまで」と言った声に代表されるように、一部を除き地元商店街は新たなビジネスチャンスに挑戦していない。新たな観光産業の隆盛を地場商業の浮揚に十分に結び付けられない、行政にとっては難しい課題が残っている。

観光地として甦った門司港

8 最後に

平成15年は、NHK 大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の放映にあわせ、下関市による巣流島公園のオープンや関門が一体となって宮本武蔵の観光プロモーションを計画している。武蔵ゆかりの地は多いが、観光的には巣流島を超えるものはないと考えており、「関門」が全国的に注目される好機だと期待している。

「巣流島で勝負!!」の年、門司港レトロが観光地としてどこまで成熟したソフトを供給できる街になるのか、観光ビジネスと地域づくりの調和を図りつつ新しい時代へ向けて舵を取っていきたい。



多様なコラボレーションが、‘化学変化’を引き起こす －神戸ながた TMO の取り組み－

東 朋 治

(㈱神戸ながたTMO 総括マネージャー)

1. 苦戦する TMO

現在、市町村の計画認定ベースによると、全国で約250の TMO が活動している。だが、かなりの苦戦を強いられているようだ。第3セクター方式で運営する TMO は、なおさら経営が逼迫しており、商工会議所・商工会が全体の約7割を占めている現況がある。

経営が逼迫する要因は無数に存在する。そもそも、「まちづくり」で株式会社が利潤を追求することが可能なのだろうか。TMO は公共性の強い性格を有しており、利潤は最終的に地域へ還元せねばならない。全国の TMO が、まずこの収益事業の確立で苦しんでいる。収益性の低い TMO は人材の確保もままならない。専門知識を有する事業推進のコーディネーターだけでなく、専従パートすら事業収益から確保している TMO は少ないのではないか。人材が不足すると、地域に適合した独自色ある取組みを推進することは容易でない。

TMO という組織体が、地域商業活性化に貢献できるのか。貢献するために求められる手法は何か。神戸・新長田地区の TMO 法人「㈱神戸ながた TMO」の活動を参照し、TMO が抱える課題とその解決への糸口となる手法を検証してみたい。

2. 新長田 TMO 設立の経緯

神戸市中心部からやや西に位置する長田区は、面積は市内で最も小さいが、一方で人口密度は最も高い地域である。戦災を免れた新長田地区の商業地は、昭和20年代から30年代にかけて繁栄を極め、国道2号線拡幅事業にとともに、

多様なコラボレーションが、‘化学変化’を引き起こす
中心部では全国初の再開発事業である「神戸デパート」が誕生するなど、西の
副都心として重要な位置を占めてきた。

だが、昭和50年代の地下鉄開通によるニュータウン開発を皮切りに人口流出
が顕著となり、インナーシティ化が進行した。地場産業として隆盛を誇ったケ
ミカル産業も、生産シフトの海外移転が進み、地域内雇用を直撃した。

長引く不況に加え、震災である。8割近い構造物が全半壊し、火災が猛威を
ふるった。全損店舗率も7割に達し、現時点での営業再開率も7割強に留まっ
ている。人口の減少率も大きく、回復もままならない状況だ。

1995年3月に都市計画決定された震災復興第二種市街地再開発事業は、
20.1haに及ぶ全国最大級の規模である。その秋には共同仮設集合店舗「パラ
ル」が誕生し、全国的に注目を集めた。だが、震災から5年が経過し、依然と
して苦しい商業環境下におかれ、店舗も依然として仮設営業が続く中、商業者
を中心に危機感が生まれた。若手商業者やまちの活性化に関心のある有志らで
結成した「アスタきらめき会」という任意団体が誕生した。商店主だけでなく、
地域住民、NPO、小規模作業所、行政、商工会議所、各事業者等で構成し、
特定のメンバーを固定せず自由参加のオープンな異業種交流会として発足した。
現在の新長田TMOの原型である。

アスタきらめき会は、地域商店街全体で様々なイベントや事業に営利を度外
視して取り組んできた。タウンモビリティやコミュニティバスの運行、絵手紙
教室やフリーマーケットなど枚挙に暇がない。地域全体で回遊性の向上を図り
事業を展開してきたことで、商店主が意図せずにTMO的な動きを成し得てい
たことになる。だが、任意団体としての活動には限界があり、法人化すること
による活発な事業推進を目指した。神戸ながたTMOの誕生である。TMO設
立後も、アスタきらめき会はTMO出資団体外でもまちづくりや商店街活性化
事業に参画できる組織として、TMOと連携しながら重要な役割を担っている。

3. 新長田TMOの課題と方向性

2001年6月に設立した(株)神戸ながたTMOは、出資団体17、資本金1,175万

円でスタートした。新長田TMOも、1章で述べた課題を抱えている。TMO設立は、大都市ほど容易ではないと考える。要因として

- (1) 基本計画策定の際、対象地区の設定が非常に特定しにくい（候補地が多すぎるため）。
- (2) 市の中心部に設定されにくいため、行政、財界等の支援が得られにくい。
- (3) 大都市では、府内における関係部局の調整が容易でない。

などが挙げられる。

また、第3セクター方式のTMOには大きく3つのパターンがあると考える（図表-1）。資本金も少なく、専従職員も雇用できず、設立当初から収益事業を構築できないままスタートした新長田TMOは、設立当初はコミュニティビジネス型に近い。前途多難であったが、地域の調整役に徹しながらも存在感のある組織づくりを目指した。事業推進は必ず商業者が主体となり、行政や会議所はオブザーバーとして事務局を側面的にサポートしている。だが、様々な組織と連携を図り、事業を推進する過程において、他の2パターンとも重複するようになる。

TMOだけで、まちの商業地域の活性化を推進することは困難極まりない。そこで求められるのが、調整機能としてのTMOの役割である。地元商業団体、企業をはじめ、様々な異業種団体と連携し、相互にメリットがある事業推進を図ることが必要だ。そこで、様々な団体、業種との連携を模索した（図表-2）。

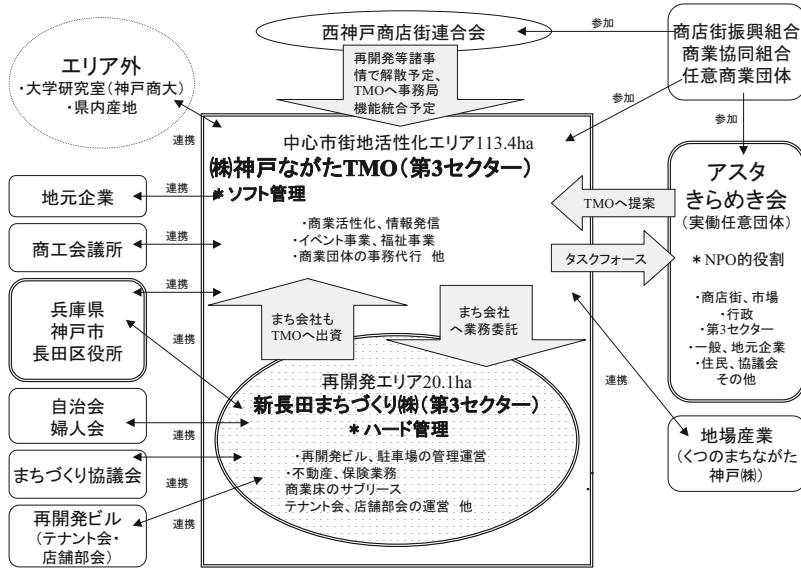
新長田地区では、すでに大規模再開発に代表されるハード事業が急ピッチで進められており、再開発エリアを中心に活動している新長田まちづくり（株）とい

図表-1 第3セクター方式のTMOにおける代表的な3つのパターン

パターン	推進役	特徴	メリット	デメリット
Pattern-A 「ハード事業」	ディベロッパー等 (行政含む)	再開発等の大規模ハード事業を推進する際、ナント誘致、アーケード等の商業基盤整備を円滑に進めめる。	・管理収入等の固定収益がある。 ・床サブリース料が見込める。	・事業リスクが大きい。 ・管理業務に特化しがちになる。
Pattern-B 「観光振興」	会議所商工会 観光協会等	観光協会や工商会議所がTMOと事業を推進し、従来の資金で制度を有効活用しながら、より有意義な活動を展開できる。	・観光協会組合員等からの賦課金収入が確立している。 ・観光協会など母体がすでに確立されているため、一般管理費等の低減が可能となる。	・観光事業に特化しがちになる。
Pattern-C 「コミュニティ ビジネス」	地元商店主 非営利団体等	各種異業種団体と連携しながら、非営利性の強い事業を推進する。商業のみならず、まちづくりに関する様々な事業を実施する。	・投資があまりかからない。 ・様々なソフト事業にチャレンジできる。	・固定収益の確立が困難。 ・専門知識のある人材の確保が困難。

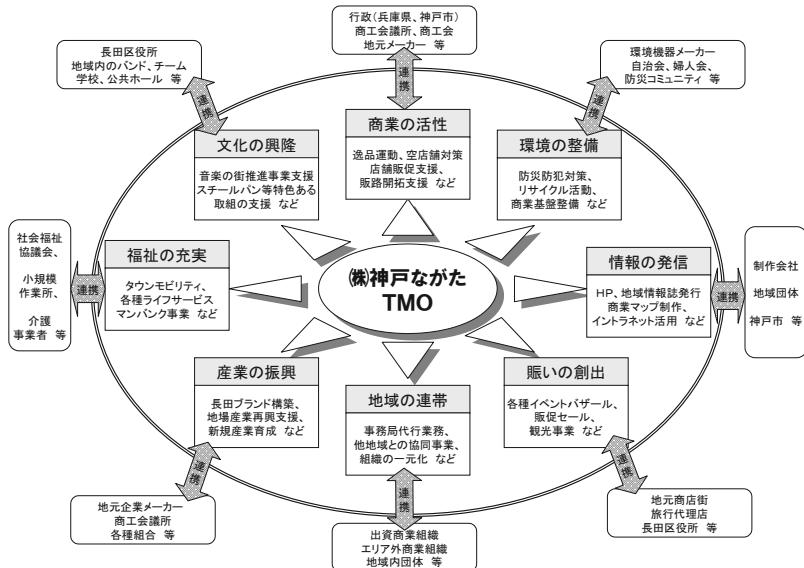
多様なコラボレーションが、‘化学変化’を引き起こす

図表－2 新長田地区における中心市街地活性化推進体制



う第3セクターが管理業務を展開している。TMOエリアと再開発エリアは重複しており、業務分担を明確にする必要がある。そこで、新長田まちづくり㈱もTMOに出資し、管理業務のハード管理を新長田まちづくり㈱が、再開発エリア外も含めたソフト管理をTMOが担当した。TMOの事務局業務をまちづくり会社が受託することにより、常にまちづくり会社とTMOは緊密な関係を保ち、関係機関も交えて連携を図りながら、様々な事業に取り組むようになる（図表－3）。

図表－3 神戸ながたTMOの取組み（実施予定含む）と事業実施における連携体制



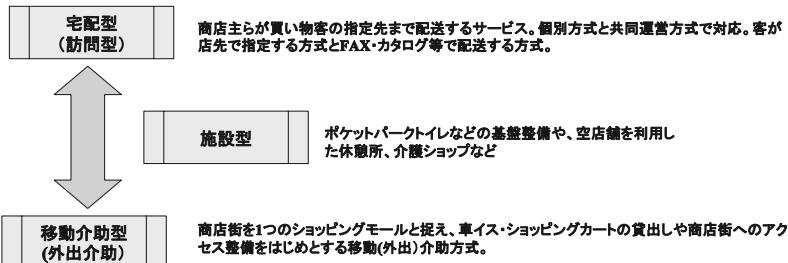
4. 高齢者にやさしい商店街づくり事業

TMO設立以前から、アスタきらめき会を中心となって取り組んできた事業の中で、「人にやさしい商店街づくり事業」がある。キッカケは、イベント開催時におけるアンケート調査である。来場者の4割以上が65歳以上という結果を踏まえ、商圈人口の多数を占める高齢者を対象にした事業が検討された。商店街が取り組みの可能な福祉的サービスとして、3つのパターンが考えられる(図表－4)。

当初、宅配サービスが実験導入されたが、低調に終わった。様々な要因が挙げられたが、宅配サービスに代表される「訪問型」から、商店街へのアクセス支援を目的とした「外出介助型」サービスに移行した。電動スクーター貸出サービス「タウン（ショッピング）モビリティ」事業の導入である。碁盤目に入り組む6つの商店街群を1つのショッピングモールととらえ、電動スクーターを「ショッピングカート」として位置付けた。各商店街内にステーションを設置し、より

多様なコラボレーションが、‘化学変化’を引き起こす

図表－4 商店街における福祉的サービスの代表的な3つのパターン



広範囲に移動しながら買物を楽しむという試みである。

また、電動スクーター貸出場所までのアクセス支援も考慮したコミュニティバス運行事業も、旧通産省と兵庫県の支援を得て2ヶ月間実験導入した。商店街と病院、高齢者住宅等を結ぶ「買い物もん楽ちんバス」の車内は、ホームヘルパーが添乗するだけでなく、様々な工夫を凝らし、移動手段としてではなく乗車することが楽しみとなるバスを目指した。

また、各個店が積極的に介護用品や高齢者向けの商材を販売品目に加える「1店1テンダーキャンペーン」も展開した。車イスでもカウンターで食べられる寿司屋など、物販店以外でも工夫を凝らした。

現在、タウンモビリティ事業は、介護ショップやサポートセンターと提携し、従来の無料貸出サービスと平行しながら、事業独立採算を目指して有料の長期レンタルを実施している。商店街がリースすることで他地区より安価で利用できる上、介護ショップ等と連携することにより介護保険が適用されるようになった。結果として利用率が向上し、収益性が高まっている。

5. 「社会体験学習のまち長田」推進事業

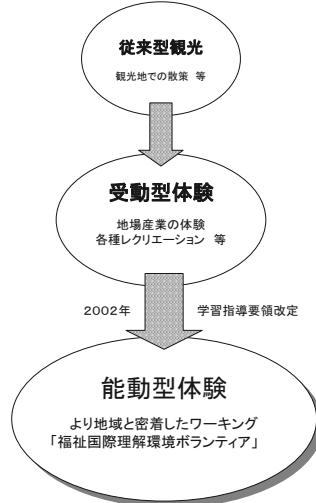
震災で甚大な被害を被り、「震災のまち」として全国的に知名度が上がってしまった神戸市長田区。全国から視察や震災学習等で多くの来訪があったが、TMO構想を策定する際、「震災のまち」として敢えてPRすることで、収益事業として確立し得ると考えた。

商業地としても苦しい環境下におかれており、来訪の動機付けを図るために

も市内中心部との差別化を模索した。また、観光資源が乏しい新長田では、幅広い層から集客を得ることは困難であるため、来街者ターゲットを明確化にする必要があった。対象エリアは、全国である。商業地として苦しい環境下におかれている新長田では、神戸市内をはじめ同じく震災を共有した関西地区からの集客は、震災のみを切り口にするとまず見込めない。だが全国からは、震災の爪痕が色濃く残る地域を訪れたくなるのではないか。そしてTMO設立当初、新長田が対外的に発信できる素材としては、やはり「震災」そのものしかなかった。また、修学旅行のトレンドとして、従来の受動的体験から能動的体験が求められており（図表－5）、公害紛争地域や災害復興地域などでの受入実績が増えつつあった。2002度から学習指導要領が変更され、修学旅行を含めた課外学習において「国際理解・福祉・環境・ボランティア」などのキーワードが重視されるようになったことも視野に入れ、修学（教育）旅行の受入事業をスタートさせた。「社会体験学習のまち長田」推進事業である。

震災の被害を被った地域は、無数に存在する。複数の候補地から新長田への来訪に値するためには、震災以外の付加価値が必要となる。新長田TMOでは、

図表－5 教育旅行の変遷



多様なコラボレーションが、‘化学変化’を引き起こす地元商業者や小規模作業所と連携しながら、様々な受入メニューを構築した。

教育旅行受入における新長田の強みは、広域の商店街群を抱えていることである。店舗の軒先などに「歓迎～学校様」というような歓迎POPを掲示し、掲示店舗に学生がインタビューして行く「商店主突撃インタビュー」。半日でも受入可能な「商人体験」。金物屋では合鍵づくり、寿司屋では手巻き寿司挑戦などの「商人体験」は、過疎化が進み広域の商業地域を抱えない学校においては特に好評である。他にも、タウンモビリティで福祉体験、商店主との交流が生まれる絵手紙教室など、工夫に富んだ取組みを展開している。複数ある商店街がともに連携、協力しないと、このスケールメリットは生まれない。TMO参加団体との連携を図ることにより、収益事業と一つとして確立している。

現在、全国の旅行代理店から問合せが殺到しているが、課題も多い。まず、受入側（商店街側）のキャパシティ問題である。学生達は緊張しながらも修学旅行という思い出を作り、学生生活において最高の体験をしている。だが、商店主の善意に頼っている部分が強く、また営業時間内に対応せざるをえないで、来訪学校が増加するに連れ発生する受入側のマンネリをいかに防ぐかが課題だ。TMOとしては収益事業として位置付けているので数多く受入を実施したいが、商店主の負担増に繋がりかねない。これらの課題を打破するために、長田区内の4地域がネットワークを結んで「神戸長田コンベンション協議会」を発足させた。

連絡窓口の一本化を図り、各地域の特色に応じた受入メニューを構築し、学校や旅行代理店のニーズに合わせた展開を図っている。

後述するが、この「社会体験学習のまち長田」推進事業が、「食のまち長田」推進事業へと発展する。

6. 商店街イベントの意味

新長田地区では、商店街を中心に大小合わせて年間50回程度イベントが展開されている。企画する上において最も重視する事は、来場者ターゲット層を明

確にすることだ。ニューファミリー層に人気のあるフリーマーケットなどでは、近隣の保育園と連携して臨時託児所を設置し、キャラクターショーなど子供に人気の企画を取り入れる。一方、高齢者対象のイベント、例えばタウンモビリティ試乗会等では、買物特典や地元婦人会等と連携した地域密着度の高い企画を盛り込む工夫をしている。

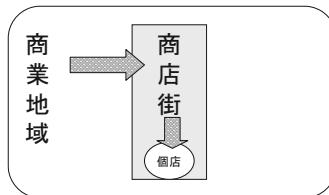
イベントは一過性に過ぎないという批判はある。商店街や地域におけるイベントに対する予算は限られているため、大規模な催しだけでなく、小規模ながらも地域参加型のイベントを数多くこなすことにより、恒常的な賑わい感が生まれ、地域住民に親しまれる商店街づくりへの布石となる。各商店街が独自のイベントを企画し、期日を合わせて一斉に開催すると、来場者にとっては地域全体でイベントを開催しているように感じられる。回遊性の向上を促進させるイベント開催時には大勢の来場者で溢れるが、果たしてリピーターの獲得に繋がるのだろうか。新長田TMOにおける当初の活動コンセプトとして、「面から線へ、線から点へ」であった。面とは（商業）地域であり、線とは商店街、市場等の組織であり、点とは個店である。上記で述べた反省から、イベントによる集客と平行しながら、個店の強化策に取り組みだした。イベントが不要なのではない。費用対効果とコンセプトを明確にすれば、数多く実施すべきである（図表-6）。

また、イベントには、地域の人材育成を活発にする一面がある。特定された関係者のみでイベントを企画実行していくと、必ずマンネリ化の壁にあたる。企画段階から商店街の若手を登用することにより、商店街活動がより活発になる可能性を秘めている。

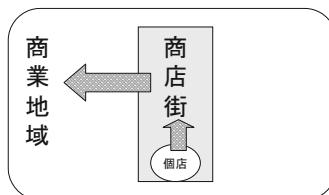
多様なコラボレーションが、「化学変化」を引き起こす

図表－6 新長田TMOの活動コンセプト

i) イベント集客型「面から線へ、線から点へ」



ii) 個店強化型「点から線へ、線から面へ」



7. 「震災のまち」から「食のまち」へ

現在、新長田地区ではTMOによる「食のまち長田」推進事業が展開されている。キッカケは、5章で述べた教育旅行受入事業である。修学旅行生達のほとんどが昼食時にはお好み焼店を目指し、一方で「長田オリジナルの土産物はあるの?」という多数の質問があった。

また、イベントの課題から導かれた、恒常的な賑わいの創出が不可欠であるという認識も強くなった。市内中心部に対して、商業地の魅力として対峙し得るものは何か。それは「食」である。他地区にはない独自色を發揮し、恒常的な賑わいをもたらす可能性を検討した結論だ。

具体的な取り組みとしては、1店逸品運動が上げられる。全国の商業地域で取り組まれているが、問題はそのPR方法である。1店逸品運動は、個店の创意工夫と努力に尽きるものだ。だがTMOとして取り組むのであれば、地域で展開する必然性を検討し、ストーリーを構築すべきである。

長田にとって「食」のストーリーとは、『お好み焼』である。全国で大ブームとなったそばめしは長田が発祥であり、お好み焼き店が新長田駅周辺で70店

舗以上がしのぎを削る全国屈指の激戦地だ。その長田の特色を前面に押し出すため、「新長田そばめし・お好み焼マップ」の調査作成に取りかかった。平行して、長田風のお好み焼の定番具材である「すじコンニャク」を用いた新メニューの企画が、地元商業者から提案された。すじコンニャクは、昔から長田では「ぼっかけ」という愛称で親しまれてきた。この「ぼっかけ」をお好み焼以外のメニューに転用し、新たな長田名物として仕掛けようとした。「ぼっかけカレー」の誕生である。

長田発祥であり、業務用カレー業界最大手のMCC食品㈱に企画を持ちかけた。快諾を得て、2002年8月より「神戸長田名物」を前面に押し出したレトルト商品が誕生した。メーカーが独自ルートで「神戸長田」というキャッチフレーズの商品を全国の消費者にPRすることにより、一つのブランドが形成される。この分野は、メーカー以外では不可能な作業である。

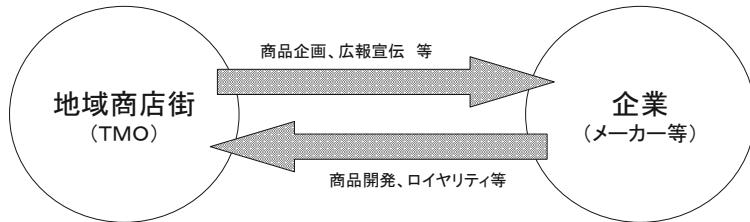
一方、TMOが中心となり地元商店街が取り組むべき活動は、「神戸長田名物」としてふさわしい地域の広がりをコーディネートすることだ。地域内でどれだけ新名物を取り扱う店舗を増やせるか。この部分にかかっている。パブリシティを有効活用した戦略は、地域内の「ぼっかけ」取扱店に潤いをもたらした。「ぼっかけ」のノボリはためく商店街は、「食のまち」として生まれ変わる可能性を示しているようだ。

新長田TMOにおける「食のまち長田」推進事業は、メーカーとの連携が不可欠な要素である。それには、メーカーと地域（商店街）が対等な関係であることが求められる。地域内で地元メーカー、商店街がともに利益を共有する連携を図ることは、新長田TMOの事業推進体制の基盤である。（図表-7）。メーカーに一方的に依存せず、ともに地域商業活性化へ一丸となれるシステムを構築することは、事業の広がりをもたらすのだ。

「食のまち」として生まれ変わろうとしている新長田の強みは、お好み焼店舗の集積である。一方、新長田には、構造物としてのシンボルがない。それゆえに、秋葉原や大須の電気、博多の屋台のように、イメージとしてのシンボルが必要だ。新長田のイメージシンボルは、「お好み焼」とした。

多様なコラボレーションが、‘化学変化’を引き起こす

図表－7 地域商店街（TMO）と企業（メーカー）との連携体制



空店舗対策に関しては、テナントミックスで不足業種を導入する手法と、敢えて同一業種をリーシングする手法もある。新長田は、お好み焼店、銭湯など下町情緒あふれる個店の集合体である。この強みを活性化に活かすべきである。

8. TMO の課題

TMO 運営には課題が山積している。まず、助成金依存からの脱却が求められる。TMO 設立におけるメリットとして、アーケード等を含めた商業基盤整備事業や集客イベント等を中心とする各種助成事業を実施する際、自己負担がより減額されるなどの優遇措置が得られることなどが挙げられる。だが、助成金は補助でしかあり得ず、ただ漫然と助成金を活用し、明確な事業展開と採算性を考慮しない事業を実施することは、TMO の運営を圧迫してしまう。活用する意味を吟味せねばならない。

事業スピードを上げることも大切だ。TMO は法人組織であるため、様々な事業をこなし、収益を確立せねばならない。助成金依存は、事業のスピードを減速させる側面がある。

また、商業者を中心とした出資団体が危機感を共有することで、知恵と工夫と努力が生まれる。TMO は賦課金を招集する商店街の組合組織ではなく、事業を実施し収益を確立する法人である。地元商業者等への理解を得る努力を怠ってはならない。

9. 今後の事業展開と目標

神戸ながたTMOは様々な事業を展開してきたが、すべては「既存店の売上向上」を目標としている。既存店の活性化は、商業地域としての魅力を高めることになり、競争原理による空店舗対策にもつながると考えている。また、TMO活動を地域商業に還元する事業として、地域通貨の導入を検討している。地域通貨は商品券としての価値のみが強調されがちであるが、金額では表現困難な労働対価に相応しいメニューづくりと、その多様性が求められている。新長田ではタウンモビリティや教育旅行受入事業など、コンテンツが充実してきた。商業者だけでなく、地元婦人会や自治会、NPO等とも幅広く連携を図りながら、地域人材の活用に努めていきたい。

また、地域に密着した鮮度の高い情報を、素早く地域に提供する手段を確立せねばならない。地域に親しまれない商業地では、外部からの来訪を促すことは困難だ。そのためにも、安全で安心な商店街づくり、まちづくりを積極的に推進することは大切だ。商店街を地域コミュニティの核として位置付け、アーケードなどの夜間点灯延長を含めた地域の防災・防犯対策における推進役として期待される。

TMO単体では、事業に広がりは生まれない。また、事業を通じた地域内における人材育成も滞る。ゆえに、様々な異業種連携を図ることにより、予想し得ない「化学反応」がおきる。それが独自性につながり、事業拡大に反映されるのではないか。

神戸旧居留地のまちづくり

—企業市民による取り組み—

山　本　俊　貞

(株)地域問題研究所

1. 近代神戸発祥の地・旧居留地

安政5年（1858），アメリカをはじめとする5カ国と締結された修好通商条約は，長年にわたる江戸幕府の鎖国政策に終止符を打ち，箱館（函館），新潟，神奈川（横浜），兵庫（神戸），長崎の開港と，江戸，大坂の開港を義務づけた。兵庫は慶応3年（1868）に開港され，神戸旧居留地の歴史もここに始まる。当時の市街地から3.5kmほど東に離れ，ほとんどが畠地であった神戸村内の旧生田川西岸川尻，約26haの区域に外国人の居住や営業活動を認める外国人居留地が造成され，以後，近代神戸の中心として栄えるのである。

居留地の建設は，イギリス人土木技師J.W.ハートの設計のもと，当時の西欧近代都市計画思想によって，格子状街路，遊歩道，公園，下水道，街灯などが設置され，126に整然と区画された敷地には外国商館が建てられた。現在でも街路パターンはほとんどそのまま残されており，標準1,000m²の敷地割りもあまり変わっていないし，地番は当時と同じものが使われている。

明治32年（1899），居留地制度が解消された後も外国商館の繁栄は続いたが，第一次世界大戦によって大きな打撃を受けて以降，日本の海運会社や商社，銀行等がこれらに代わって進出し，国際的近代都市としての神戸を代表する都心業務地を形成する。

その後，第二次世界大戦を経て，昭和30年代後半からの経済の高度成長は，東京への本社機能の流出等の流れを生み，当地区の地位を相対的に低下させ，幾分活気を停滞させていた。しかし昭和60年代初頭ごろからは，この地区の重厚で落ち着いた雰囲気が見直されはじめ，近代洋風建築をはじめとする業務ビ

ルの1階や地階にブティックや飲食店が新たに立地するなど、都心中枢業務地としての性格に加え、新しい形態のショッピングのまちとして、これまでとは少し趣を異にする賑わいをみせるようになる。そして、震災を経験した現在もその傾向をますます強め、神戸の都心を魅力づける大きな要素となっている。

2. 企業市民の集まり「旧居留地連絡協議会」

(1) 企業コミュニティ

旧居留地では、地区内で事業を営む法人100余社の集まりである「旧居留地連絡協議会」が組織されており、近年の街並み・まちづくりにこの組織が果たす役割は大きい。これは第二次世界大戦中のビルオーナーによる自警団を組替えた会員30社程度の親睦団体である「国際地区共助会」を母体にしており、昭和58年（1983）、当地区が神戸市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定されるのを機に、会員の増強を図り運営体制を強化するとともに、名称も現在のものに変更された。異業種ではあっても地区内企業の親睦を図ることを第一の目的に活動が続けられてきたもので、地区の活性化や事業振興を第一義に据えるものではなく、その意味から、全国的にも稀な企業市民による地域コミュニティが形成されてきたといつてよい。

昭和61年（1986）のシンポジウム「旧居留地の昨日・今日・明日」、平成5年（1993）の「旧居留地ハイカラフェスティバル」、そして平成11年（1999）の1年間にわたって繰り広げられた「神戸・旧居留地返還100年祭」、あるいは定期的に開かれているプロムナードコンサートやクリスマスコンサートなど、協議会主催のどのイベントも会員（就業者）自らが楽しみ、学び、そして交流することを主旨としたもので、多くの会員の休日をも返上してのボランティアによって実現している。

また、とりわけ旧居留地連絡協議会と名称変更してからは、この交流・親睦という相互連携を基盤に、まちづくりや景観形成にも取り組んでいる。震災前にも、上記の各種イベント開催の他、地区の清掃活動、プランターボックスの設置・管理、広報紙／居留地会議の発行、ホームページ／旧居留地ネットの構

築などの実践活動に加え、道路に面して自動販売機を置かない、突き出し広告物の設置は控える、といったような企業間での各種の約束も取り決めていた。そして、まちの将来を自らが築いていくために、平成元年（1989）には協議会内にまちづくり推進委員会を設立し、翌2年（1990）「新たな発展に向けて／旧居留地のまちづくり」を、さらに震災前年の平成6年（1994）には、地域計画プロジェクト委員会を発足させて「歴史の流れを未来に引き継ぐ／神戸旧居留地・景観形成計画」を策定するなど、まちと街並みの将来のあり方を提案する活動も続けられていた。

（2）復興まちづくり

このような素地の上で、阪神・淡路大震災を経験して後は復興に向けての検討が精力的に進められている。震災直後、道路は波打ちビルの解体工事が随所で行われている混乱の中で、早くまちの落ち着きを取り戻したいとの思いから、2月6日の例会開催に続き、4月には緊急総会を開き、これに先立つ3月末より縦覧がはじめられていた地区計画の素案を承認するとともに、「復興委員会」を設立し、ビル再建にあたってのまちづくり指針を復興計画として策定することが決議された。以後、20数回の協議を重ねた末、平成7年（1995）10月にはいち早く会員間の合意のとれた「神戸旧居留地／復興計画」が策定・印刷されている。“まちの復興に旧居留地の蓄積を活かす”ことを基本方向とした上で、
●安全で高規格な都心づくりに取り組む、 ●交通流を整序し、歩きたくなるまちづくりをめざす、 ●近代建築物を活かし、風格あるまちなみを形づくる、 ●旧居留地にふさわしい建設活動を促進する、の4項目の方針を設定し、ビル壁面線の統一やパティオ・アトリウム・ポルティコ・パーサージュ等、街区と建築に内包される広場空間の確保など、目指す街並みの方向を打ち出している。

これに引き続き「都心（まち）づくりガイドライン」の策定作業がはじめられた。復興計画がまちの将来方向を設定したのに対して、これを実現させるために、ビルの新築や改築時、あるいは管理上、各々はどのような点に留意すべきかを地区内外に提案するもので、●先端、●にぎわい、●伝統、●風格、●もてなし、の5項目をキーワードに整理している。検討作業の中で、各ビルの個

性を封じ込めてしまうことのないように十全の配慮が必要だという議論が幾度となくされ、平成9年（1997）に印刷・発行されている。

震災後の旧居留地の街並み形成にとって、これら計画書が果たした役割は大きいといえる。その策定には、復興委員会だけでなく多くの会員が係わり議論を重ねた結果、それらの人々がまちの将来像や街並み形成にあたっての視点を共有でき、以後のまちに対する一つの価値判断基準になりえている。そしてその有効性は、協議会による自己チェック体制によって、現在に至るまで保たれている。建築物の新・増・改築等にあたっては、地区計画制度や都市景観条例に基づいて、事業者は神戸市に行行為の届出を義務づけられるが、同時に、協議会内に設置された都心（まち）づくり推進委員会（復興委員会が名称変更）への事前相談も紳士協定として求められており、この場で街並みという観点からの意見交換や計画の改善要請がなされている。行政による制度や基準に基づく助言・指導に加えて、協議会内でのまちに対する緩やかな意思統一と相互啓発のシステムで、これが有効に働き続けているといえる。

なお、事前相談は建物に関する場合だけではなく、近年では広告物の表示についての事前相談も多く、このことから、同委員会では現在、屋外広告物ガイドラインの作成にも取り組まれている。



開放型広場の設置箇所（「神戸旧居留地／復興計画」より）

(3) 安全まちづくり計画

また、旧居留地連絡協議会が震災後、新たに重点的に取り組みはじめたことに「安全・安心」の確保がある。これまでのまちづくりの議論を進める中でも、いかにして地域の防災・防犯力を高めるかが常に問題にされ、平成8年（1996），防災委員会を設立し、震災の経験を今後に活かすための議論がはじめられた。“自分（自社）の命と財産は自分（自社）でまもる”という原則のもと、街の安全のためにもまず地区内各社の防災マニュアル整備が前提になるとの認識から、平成10年（1998）に「事業所のための防災マニュアル作成の手引」が作成・発行されている。そして引き続き、非常に企業ごとでは対応できない事項を抽出・整理し、その対策をプログラムする「旧居留地／地域防災計画」の策定に向けた作業に取り組まれ、平成13年（2001）1月17日に発行されている。

この計画は基本的な視点として、①非常時の（会員間の）相互支援／各社の人命と財産は各社でまもることを前提に、それでも不足する事柄について、さまざまな手段による連絡網の確保や共同備蓄等を、常から備えておく、②非常時の来訪者支援／平日・昼間に2,000人と予想される帰宅困難者に対し、帰宅のための情報提供や行政による避難所の紹介とともに、行政の救護体制が整う最長72時間（3日間）、最低限の生活支援を準備する、③普段の備え／テロ行為なども対象とした防災訓練や講習会の開催、の3点を置いたもので、発行以来、毎年、マニュアル編の改訂・更新作業が担当委員の手で続けられている。

3. 旧居留地の街並みづくり

(1) 震災による建物の被害と再建

阪神・淡路大震災では、地区内106棟のビルはどれも大なり小なり被害を受け、とりわけ22棟は解体せざるを得ないにまで甚大な被害であった。これら解体ビルの多くは昭和30年代に建設されたものであるが、この他に、居留地時代の唯一の建物である旧居留地15番館（明治13年頃築、国指定重要文化財／免震構造とした上で復元）をはじめ、海岸ビル（大正7年築／外壁復元）、大興ビ

ル（大正8年築／解体）、明海ビル（大正10年築／解体）の4棟の近代建築物も含まれている。（なお、現在、上記の復元された2棟を含め、旧居留地内には9棟の近代洋風建築が残されている。）

そしてその後の再建活動は、他の周辺被災地に比べると概ね順調に進み、震災から丸5年になる平成11年（1999）中に解体敷地の7割にあたる17敷地、8年が経過する平成14年（2002）中には9割の20敷地で再建が完了し、さらに、関西クリエートビルやNTT西日本神戸中央ビルなど、震災による被害とは直接的には関係のない大規模ビルも建設された結果、震災前と比較して地区内の床面積は少なからず増加している。

（2）協働による街並み誘導

旧居留地のまちづくり、とりわけ震災後の街並み形成において、企業市民によるまちづくり組織である旧居留地連絡協議会と行政との協働体制がもたらした効果は大きい。

神戸市では震災から半月が経過した平成7年（1995）2月1日、建築基準法第84条に基づく建築制限が旧居留地を含む三宮地区をはじめ6地区に指定された。そして他の5地区では土地区画整理事業や市街地再開発事業の法定事業が予定されたが、三宮地区では道路をはじめとする都市基盤施設が既に整備されていることから、都心復興の手法として「地区計画」で対応することとされ、旧居留地地区、三宮駅南地区、税関線沿道南地区、三宮西地区、税関線東地区の5地区に分割した上で4月28日に都市計画決定されている。この中で旧居留地地区については、この地区的伝統と風格ある業務地景観を保全・育成するために、昭和58年（1983）、神戸市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定されており、地区計画はこれの内容の補完・充実化と規制・誘導の一層の強化を図ろうとするもので、旧居留地連絡協議会が震災前に策定していた景観形成計画の内容を尊重したものであったことから、地区内の合意形成もスムーズであった。

周辺他地区での地区計画決定作業が、店舗や事務所がまだ再開されない地権者不在ともいえる状況の中で、素案や案を立看板で広告したり、全地権者に郵

送するなど、混乱の内に行われていたのに対し、旧居留地では、行政との窓口となりうる組織が震災前から存在し、震災から数ヶ月の間に街の将来像や理想像の共有を可能にしたのである。このために、他の4地区に比べて内容の充実した整備計画とすることが可能であったし、また、地区内建設活動の事前相談等、その後の連携もより強いものとすることができている。

さらに、地区計画や景観形成基準が最低限の基準を規定したものであるのに対し、地元まちづくり組織である旧居留地連絡協議会で策定された「復興計画」や「都心(まち)づくりガイドライン」は、望まれる到達点やその手法を提示しており、いわば規制力のあるミニマムと理想を描いたマキシマムを双方から示すことを可能とした結果、街並み・まちづくりを進める上で互いに補完しあい、一層有効に作用したといえる。

(3) 震災後の街並み

ところで、これら計画が目指す街並み形成の方向は、大正から昭和初期の近代洋風建築によって形づくられていたかつての街並みを原点とするもので、次のように要約できる。

街並み形成の基本方針

～まちの変化・成長に、旧居留地の蓄積を活かす～

- ① ハートの設計した都市基盤（道路、敷地割り）
- ② 大正～昭和初期に建設された近代洋風建築物による街並み
(囲まれ型まちなみの継承・形成)

そしてこの基本方針に対し、広い公開空地の確保を目指す社会的風潮の中で、既存の街並みは次のような問題を抱えていた。

既存の街並みの抱える問題点

- ① 壁面線とスカイラインの混乱（開放型まちなみ化）
←公開空地の確保と高層化が原因
←総合設計制度に起因

- ② あいまいな外部空間（残部空間）の創出
- ③ 広告物に代表される安易な商業化によるまちなみの混乱

そこで旧居留地地区の地区計画では、容積率や斜線制限を別途緩和（指定容積率の見直しと街並み誘導型地区計画の導入）した上で、総合設計制度の適用を認めない方針のもと、次のような方策が具体化されている。

地区計画等による街並み形成の方策の要点

- ① 囲まれ型まちなみの保全・形成
 - ・壁面線の統一（道路より概ね1mの後退）
 - ・低中層部のスカイラインのゆるやかな統一
(道路幅員により20m, 31m)
- ② 風格ある賑いの演出
 - ・公開空地の確保
 - ・低層部分への店舗等の導入と、屋上・突出広告の禁止

震災後に計画・建設されたビルについて、上記項目の適合状況を総合的にみると、多機能複合型都心の形成という方向の中で、高質な街並み空間が形づくられつつあると評価できる。

つまり、壁面線や低中層部のスカイラインのゆるやかな統一による「囲まれ型まちなみの保全・形成」については、一部を除いて大方のビルは規模の大小にかかわらずその主旨を理解し、目指す街並みに近づきつつあるといえる。

また、賑いの演出のうち「低層部分への店舗等の導入」については、建替・新築ビルだけでなく、既存ビルの改修も含めて多くが導入している。そしてこのような店舗展開は、震災前は大丸を中心とする京町筋以西で多くみられたが、震災後には以東にも広がってきており、旧居留地全体が新たな性格のショッピングゾーンとして定着しつつある。

一方「公開空地の確保」については、建替・新築ビルの敷地規模によって様子を異にし、900m²以上の敷地では8割が確保しているものの、900m²未満の敷

地では2割に留まっている。旧居留地の地区計画は指定容積率の緩和とあわせて決定された。ただ、この緩和の適用を受けるには、地区計画の各要件を満足し、一定規模以上の公開空地を確保することが条件となっている。地区計画において敷地面積の最低限度が900m²と定められており（新たに分割した敷地でなければ、900m²未満でも建築行為は可能），それ以下の敷地ではたとえ公開空地を確保したとしても容積緩和につながらないことによる。

しかし、いずれにしろ震災後の旧居留地には公開空地が非常に増え、風格ある賑いを醸しだしている。そして、その多くはポルティコの形態をとっている。壁面線を揃えた上で公開空地を確保するという両課題に対応するために、その解答として多くのビルでポルティコが採用された結果であるが、震災前にはない流れであり、地区の新たな特性となりつつある。

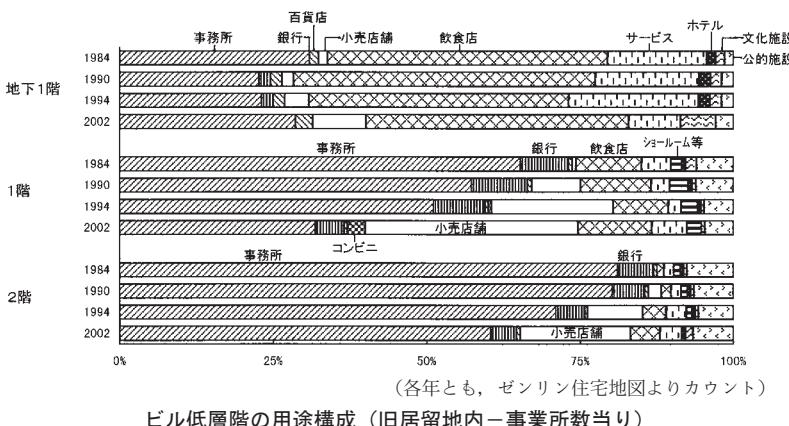
「壁面線の統一」と「賑い空間の創出」の両課題に対応するために採用されたポルティコ



4. 多機能の中枢業務地・旧居留地

震災後の旧居留地の魅力は、街並み空間の高質化に加え、ビル低層階への店舗の導入など、都心機能の複合化によるところが大きい。事実、ここ20年ほどの低層階の用途変遷をみると、着実に小売店舗が増加している。(下のグラフは、ビル低層階における用途複合の推移をみるために、①店舗進出がみられる直前時点として昭和59年(1984)、②店舗進出がみられる平成2年(1990)、③震災直前の平成6年(1994)、④現時点の平成14年(2002)、をとりあげ、低層部各階の用途を、各時点に発行されたゼンリン住宅地図から判断し、用途別に事業所数をカウントしたものの構成比を表している。)

つまり、地階は昭和59年当時から飲食店の他に理容や診療所などのサービス施設として利用されているところが多く、これらはむしろ年々減少の傾向にある。そして1階については、昭和59年時点ではほとんどみられなかつた小売店舗が、年を経るに従って地区西北部の大丸を中心として波紋状に徐々に増加し、平成14年では地区全体で60店舗を数える。そしてこの店舗化の傾向は、震災以後は2階にまで及んできている。



このように、目につきやすい低層階においては着実に小売商業が増加している。しかし、約1000事業所が入居する地区内の全床からすると、これは部分的な変化であり、現在でも旧居留地はあくまで業務機能が中心である。事業所・

神戸旧居留地のまちづくり

企業統計調査や昨2002年11月に旧居留地連絡協議会・都心づくり推進委員会が実施したビル対象アンケート調査結果からみても、サービス業はやや増加し、地場産業ともいえる海運関連事業所が半減している事実はあるものの、大勢的には業種構成に大きな変化はなく、震災後も業務機能の小売・飲食機能に対する相対的な力は弱まっていないといえる。

むしろこのことが旧居留地の魅力を支える最も大きな要因となっているのではないだろうか。旧居留地の小売や飲食が個性的で煌くのも、背景に良質の業務機能が控えているからである。まちの持続的な魅力化のためには、旧居留地と関連の深い北野・山本地区では、あくまでも住宅地環境を基盤にした上での商業化・観光化の視点が重要であるのと同様、旧居留地では、あくまでも業務機能を基盤にした上での商業化・観光化の視点が重要である。そして今後とも、この街がこれまでに培ってきた特性を見失うことなく、基幹としての業務機能の集積・高度化をベースにした上で、小売商業をはじめとする新たな機能を付加させるといった姿勢が、地区の中で共有され続けなければならない。

ところで、このような業務機能をベースに置くという姿勢を旧居留地で保持できている要因は、旧来からのビルオーナー達のこの街に対する愛着と誇りであり、こういった目前の経済活動だけでは説明できない動きに同調し、これを支えているテナント企業の存在であるように感じられる。そして、この動きそのものが旧居留地における企業コミュニティの実態である。旧居留地でも一部では東京や大阪の企業が保有し、管理を管理会社に委託するといった形態のビルが増えはじめている。これらのビル、もしくはそのテナントとのつきあいは希薄になりがちで、企業コミュニティが成立しにくい。小売商店街における商店主達の職住分離が商店街の衰退を招く大きな要因となっていることが言われて久しいが、同様のことが都心業務地においてもあてはまるのではないだろうか。業務地であっても、商業地であっても、住宅地であっても、使い手のまちに対する愛着と誇りが紡がれ、そのまちの魅力に結実することに変わりはない。流動の激しい都心業務地において、このようなオーナーとテナントそして来街者との関係を保持し続けることが、神戸旧居留地の大きな課題である。

第14回（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞

神戸都市問題研究所

編 集 部

（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞

故・宮崎辰雄氏（前・神戸都市問題研究所理事長）は、神戸市長として5期20年間にわたり、都市経営を実践し、その理論と実績を通じて、わが国の地方自治体の地域経営のあり方に大きな影響を与えました。また、当研究所の創設者でもあり、地域の経営政策システムの研究を奨励し、新しい地域経営研究にも寄与してまいりました。

そこで、同様の政策・研究により優れた地域経営の実績をあげ、理論を構成した全国の自治体、団体、研究者等を顕彰し、さらに地域経営政策が進展するよう「（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞」を創設いたしました。

対象・表彰基準

毎年、都市・地域経営において、顕著な実績をあげ、または優れた政策研究をなした自治体、団体、研究者、運動家を対象とします。

表彰基準は、地方自治、地域主義に根ざした視点からみて、その経営成果、政策志向性などにあって、顕著な実績が認められ

ることです。

選考方法

当研究所機関誌「都市政策」において、自薦、他薦を含め広く推薦を求めます。推薦された団体・研究などを下記の審査委員によって審査し、決定します。

審査委員 (五十音順)

伊賀 隆（流通科学大学長）
伊藤 善市（東京女子大学名誉教授）
伊東 光晴（福井県立大学大学院経済・経営学研究科教授）
柴田 徳衛（東京経済大学名誉教授）
高寄 昇三（甲南大学教授）
新野幸次郎（神戸大学名誉教授）
安田 丑作（神戸大学工学部教授）
吉田 寛（九州産業大学大学院教授）

表 彰

賞は、都市・地域経営の実践に対し「地域経営活動賞」、同政策研究に対し「地域経営研究賞」を年間3点以内とします。賞金は、地域経営活動賞は50万円、地域経営研究賞は30万円です。

第14回(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞

授賞者

第14回の授賞者は、地域経営活動賞として、下記の2団体に決定しました。

- 創造ネットワーク研究所
- 特定非営利活動法人 てみずの会

表彰式

平成14年11月27日、神戸都市問題研究所において表彰式を行いました。

審査経過

第一次の選考として、審査委員からの推薦、各種文献や新聞情報などをもとに、最終的に7団体を候補としました。

これら7団体について、実地調査を行い、候補となった事業のみならず、全体としての活動や効果について、詳細なヒアリングを行いました。

これらの調査結果をもとに、平成14年10月3日に審査委員会を開き、上記のとおり地域経営活動賞を決定しました。

なお、地域経営研究賞は、今回は該当はありませんでした。

授賞理由

- 創造ネットワーク研究所

広範なヒューマンネットワークの構築をめざし、その「きっかけ」として「亀の尾サミット」等の様々な活動に取り組んできた。さらに、地域の歴史的資源や人的資源を発掘するとともに、培ってきたヒューマンネットワークも活用し、地域からの新たな取り組みに発展させ、地域の活性化に大

きな成果をあげている。

- 特定非営利活動法人 てみずの会

高齢者が集団で入居できるグループホームを建設・運営し、阪神・淡路大震災が引き起こした最大の社会問題である「地域コミュニティの崩壊」を食い止め、高齢者の孤独死などの二次災害を未然に防いだ。また、地域のボランティア団体との連携により、食事サービスなど入居者への付加サービスを提供するとともに、地域の高齢者等を対象にした福祉サービス事業にも取り組み、地域福祉の拠点機能を果たしている。

なお、詳しい内容については、本書の「特別論文」において活動報告していただいているので、ご参照ください。

第15回(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞 の推薦について

第15回表彰に向けて、選考を開始しています。

宮崎賞の趣旨に合致する活動をされている団体、研究者等をご存知の方は、当研究所まで推薦のご連絡をお願いいたします。

また推薦にあたっては、お手数ながら、推薦理由、過去の実績等を添付いただければ幸いです。

特別論文

創造ネットワーク研究所の活動について

奥 山 賢 一

(創造ネットワーク研究所代表)

1. はじめに

余目町（あまるめまち）は山形県北西部に位置し、日本海に面した約3万ヘクタールの穀倉地帯「庄内平野」の中心の町として、古くから庄内米を生産する稲作中心の水田単作の町として米作りに特化してきた地域です。駅前には今も大きな農業倉庫（米蔵）があり、かつての貨車による米輸送の中心地を感じさせてくれます。

人口が約1万8千人のこの町は、町の北側に松尾芭蕉「奥の細道」の俳句でも有名な最上川が流れ、秋田県境の秀峰鳥海山と南に山伏修験の山でもある出羽三山の主峰月山を背景にしながら、どこまでも広がる田んぼの美しい景観を誇っています。町の産業の中心は今でも農業であり、圃場整備の行き届いた大面積の水田が広がる中、稲作を中心にして養豚や花栽培も盛んに行われています。庄内地域と内陸地域を結ぶ位置にあることから、JR羽越本線と陸羽西線の交差する交通の要衝としても発展をとげてきました。

一方、米作りが盛んであったことから多くの民間育種家が出た地でもあり、その1つが私たちのこだわっている地域資源の「亀の尾」という稻の品種です。東北は繰り返す冷害に泣かされた地であり、先人達が努力を重ねた結果として米の品種改良で奇跡の物語が生まれました。中国の雲南地方から始まったと言われる稲作文化ですが、遙かな時空を超えて稻は日本に伝播し、それぞれの地で独自の生活文化や習慣を形成するベースになりました。そしてたった一粒の米が、日本の稲作の新しい扉を開いたのです。

「亀の尾」を創選したのは、現在の余目町小出新田に生まれた阿部亀治（あ

べかめじ）翁。当時は今のようなバイオテクノロジーもなかったことから、抜穂（ぬきほ）による育種が行われました。明治26年、立谷沢にある熊谷神社を亀治が参拝した時に、冷害のために見るも無残な状態の田んぼから、偶然に実った三本の稲穂を発見し、数年の育種期間を経て品種の固定を行い、後に朝鮮半島を含め約24万ヘクタールで栽培された大品種となりました。良食味で多収穫なこの米の血筋は、その後も日本の米の育種に大きな影響を与え、「ササニシキ」や「コシヒカリ」などの多くの品種にその血を受け継がれています。

2. 地域資源にこだわった活動

私たちが地域にこだわった活動を始めた発端は平成元年（1991年）に始まりました。当時、創造ネットワーク研究所は前身である「あまるめ21世紀夢会議」として色々な取り組みをしており、平成3年から3ヶ年にわたって地域づくりの全国イベントとして「全国夢放者のつどい」を開催しています。この取り組みは当時盛んだった「地域おこし」「人づくり」の学びの場として、県外から多くの参加者が集まり自分たちの地域の夢をどのように形成し、どのように実現していくのか等、それぞれの地域の特性を生かした町づくりのあり方を学んでいます。

一方、平成4年には当時の文部省が行っていた「青少年ふるさと学習特別推移事業」の委託を受け地域の先人を訪ねる学習活動も展開しました。1年間にわたり自主的に故郷余目町の農業基盤をつくった3人の人物にスポットを当てた学びを行い、その後のこだわりになった地域資源に触ることになりました。学んだ人物の1人が、平野の水利を通して豊かな水田地帯の形成を図った北橋大学です。水の便が悪い地に最上川から取水する堰を作り、稔り多い農地を実現した人物でした。また、2人目は親子3代にわたる努力を重ねて末、当時、岡所と呼ばれていた余目町の北部に「吉田堰」を開削し水路をつくった佐々木彦作。そして3人目が日本の大品種のひとつと呼ばれた「亀の尾」を創選した阿部亀治でした。

学習活動の中で隣の立川町立谷沢地区にある熊谷神社を訪ね、鳥居のわきに

創造ネットワーク研究所の活動について

建立された亀の尾発祥の記念碑や小出新田の顕彰碑などを郷土史研究家の方を先生に学びました。立谷沢の記念碑には阿部亀治によって100年前に誕生した亀の尾のことが刻まれています。

こうした学びを通して、私たちは自分の住んでいる町の貴重な歴史や、先人達の辿ってきた困難と労苦を教えられ、地域に生きてきた人々の志（こころざし）の高さや知識ではない知恵の大切さを感じ取ったのでした。

活動の1つとして、亀治の生まれた余目町小出新田の顕彰碑の前に説明版を設置したり、亀の尾の説明パンフレットや自作の漫画「おいしいお米誕生物語」も製作しました。漫画は夢会議のメンバーが表現方法やシナリオを考えて仕上げたもので、製作後に町内の4つの小学校や中学校に贈呈し、いまでも児童に喜んで見てもらっています。

こうした活動を続けている中で、平成5年からは実際に亀の尾を栽培したいという会員がいたこともあり、一坪オーナーを全国に募集した「亀の尾栽培田」がスタートしました。県内外から約250人の会員申込みもあり、「亀の尾」を媒体にした情報発信活動が新しい展開を始めました。会員からは余目町にお出でをいただき、春の田植えや秋の収穫イベントに参加してもらいました。また、祖父母と孫のペアも特別会員として参加いただき世代を超えた交流と農村と都市の交流が実現したのです。栽培田を始めて二年目にはインドネシアのバリ島にも亀の尾を植え、現地の棚田での稻作交流も展開しました。

3. 亀の尾サミットの開催と全国展開

こうした「亀の尾」へのこだわりは、平成9年に新しい動きとなり始めました。平成8年に組織は新しい現在の「創造ネットワーク研究所」に変わりましたが、相変わらず全国のたくさんの方々と交流を深める取り組みを継続して行っていました。そうした中で全国で「亀の尾」を使用している蔵元を招聘するサミットを開催する話しが生まれていきました。亀の尾の酒が他地域にもあるとの情報を得て、各地で醸造された亀の尾の銘酒を集め、蔵元を余目町に招いた第一回目「全国亀の尾サミット」を行うこととなったのです。

創造ネットワーク研究所の活動について

米を作る人と酒を造る人、そして地域を創る人の輪が広がり、町の人々を巻き込んでサミットは大成功に終わりました。当時、資金もなく実行するには多くの困難がありました。幸い町内外の暖かいヒューマンネットワークに支えられて無事実施することができたのです。この経験を通して、私たちは地域づくりの新しい形を模索し、翌年からも継続してイベントを開催することになりました。第1回のサミットでは阿部亀治翁が無償で農民に「亀の尾」の種粒を分け与えた心を尊重し、各蔵元とともに今後の長い交流の誓いをしています。

そして「全国亀の尾サミット」は大阪市、宮城県古川市、島根県温泉津町と継続開催され、平成13年（2001年）に再び余目町で開催されました。また平成14年は広島県甲奴町で行われ次年度は青森県弘前市で開催されることとなっています。ミレニアム年に行われた第5回サミットでは、「21世紀の潮流・地域交流と米文化ルネサンス」をテーマにして様々な新しい内容が実施されました。特に、亀の尾の使用蔵元をメインに多くの執筆者が綴った『浪漫・亀の尾列島』の出版、また、阿部亀治の生涯を綴ったミュージカル「ひと粒の煌きめき」の上演は大きな事業として反響を呼びました。ミュージカル公演に向けては地元のコーラスグループとの連携も新たに組み込まれ連日の練習が行われました。本番での歌と踊りが終わり幕が降りた時、思わず達成感と充実感に涙を流した出演者も多かったです。こうしてさらに地域の中で夢を共有する仲間が増えてしまいました。

また新しいオリジナルの亀の尾の酒も醸造しました。純米大吟醸として仕込まれた米と水だけのお酒には独特の芳香と喉越しがあります。亀の尾の米は会員の栽培したものであり、地元のお米で、地元の蔵元で、地元の水で醸してもらったお酒には感動があります。地域の絆を再認識し、お互いにこの地に暮らすコミュニティーを確認しながら、強い連帯感のもとに夢は実現しました。新しいお酒のラベルデザインも、本の装丁をしていただいた方にお願いし、文字は寄席文字の大家橋左近さんが書いてくれました。たくさんの方々に支えられてオリジナルの酒である「亀治の夢」が生まれたのです。この酒はその後に毎年デザインを変えて醸造されています。そしてお酒の代金の一部は「亀の尾・

夢基金」として地域内の未来に向けた活動に使われることになったのです。

4. 「温故知新」亀の尾からの学び

「亀の尾」を通じたお米とお酒をきっかけに、全国の方々と交流を重ね、その中から自らの地域の独自性と誇りが形成されていきました。そんなサミットを通して作業が、これから地域づくりには欠かせないと思っています。埋もれていた地域資源の発掘とともに、それを生かした地域内循環を取り戻す過程を通して、私たちは地域に暮らす人と人の絆を再発見したことがとても重要で意味あることだと感じています。地元の宝物である「亀の尾」を発掘し、時代を超えて新しい価値を付与していく試みは、これから地域の進み方として大切だと考えています。

出来ないと諦める前についやってしまう。そんな軽いノリの面白がり人間がたくさんいる場はまさに楽天地です。彼らが持つエネルギーが培養された菌のように地域に浸透していく過程で多くの住民の意識が変わり、これまで気にも止めていなかったものがまったく違う輝きを放ち始めました。「亀の尾」も稻の1品種だと思えばそれまでですが、これを使って国際交流や地域間交流、果ては産業振興とか教育素材などに活用を考え仕掛れば、物語は突然面白い方向に進み始め新しい宝物が生まれていきました。

明けて翌年の平成10年（1998年）8月。今度は庄内一円で活動をしている「ふるさと庄内塾」が受け皿になって「全国地域づくり交流研修会」が行われました。このイベントは、自治省と助地域活性化センターが、毎年、全国各地を会場に開催しているもので、この年山形県が受け皿になり、各市町村の地域づくり団体が、それぞれに趣向をこらして企画を練ることになりました。余目町でのテーマはもちろん「亀の尾」。創造ネットワーク研究所が中心になって「オリザ(稻)プロジェクト」と称してイベントを受け持つことになりました。当時、仙台市に本社のある河北新報社が「オリザの環」という海外での稻作ルポルタージュを連載特集した翌年でもあり、その貴重な写真をお借りして、世界の米作りと稻作文化をテーマにした企画写真展も同時に開催することになっ

創造ネットワーク研究所の活動について

亀の尾をめぐるこれまでの経過

実 績	1992年 (平成4年)	文部省ふるさと学習特別推進事業（1ヶ年） <ul style="list-style-type: none"> ・おいしいお米探検隊による阿部亀治の学習 ・亀の尾パンフレット作成 ・阿部亀治顕彰碑の説明板設置 ・漫画「おいしいお米誕生物語」作成 町内各小学校に配付
	1993年 (平成5年) ▽ 1995年 (平成7年)	亀の尾栽培田の企画運営（3ヶ年） <ul style="list-style-type: none"> ・亀の尾一坪栽培田オーナーの募集（実績：250口） ・百年前の栽培法（施肥、草取り等） ・孫子ペアー特別会員の田植、稲刈 ・夏のイベント（亀の尾の稻の花ツアーア）
	1994年 (平成6年)	インドネシア・バリ島での亀の尾栽培
	1997年 (平成9年)	第1回／全国亀の尾サミット（山形／余目町） <ul style="list-style-type: none"> ・亀の尾スタディーツアーア ・サミット会議と宣言の採択 ・一坪オーナー同窓会 ・亀の尾コンサート ・亀の尾銘酒のタベ、亀の尾だんご
	1998年 (平成10年)	第2回／全国亀の尾サミット（大阪／大阪市） <ul style="list-style-type: none"> ・大阪酒仙の会実行委員会 ・サミットパネルディスカッション ・亀の尾試食と銘酒のタベ
		オリザプロジェクト（余目町） <ul style="list-style-type: none"> ・稲作文化の発掘／講演、写真展 ・亀の酒を楽しむ会（全国地域づくり交流研修会共催）
	1999年 (平成11年)	第3回／全国亀の尾サミット（宮城／古川市） <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県支部実行委員会 ・サミットシンポジウム ・ミュージカル「一粒の煌き」上演（亀の尾誕生の物語） ・亀の尾銘酒のタベ ・伊藤衆議院議長出席
	2000年 (平成12年)	第4回／全国亀の尾サミット（島根／温泉津町） 9月23日 <ul style="list-style-type: none"> ・五郎の会実行委員会 ・サミットシンポジウム ・亀の尾銘酒のタベ
		ここに美酒あり選考会IN余目の開催 10月14日 <ul style="list-style-type: none"> ・全国の純米酒鑑評会 ・亀の尾銘酒を楽しむ会（プレイベント）
		亀の尾限定品「亀治の夢2001」作付・醸造の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・会員の田んぼで栽培（減農薬・無化学肥料栽培） ・地元酒造メーカーでの醸造
	2001年 (平成13年)	第5回／全国亀の尾サミット（山形／余目町） <ul style="list-style-type: none"> ・ミニシアム「亀治の夢」記念試飲会 ・亀の尾21世紀宣言の採択 ・「浪漫／亀の尾列島」書籍製作 ・亀の尾ミュージカルの上演 ・新ホームページ立ち上げ、亀の杯製作頒布 ・亀の尾ネットワーク会議の設立検討
予 定	2002年 (平成14年)	第6回／全国亀の尾サミット（広島／甲奴町） <ul style="list-style-type: none"> ・亀の尾夢基金設立
	2003年 (平成15年)	第7回／全国亀の尾サミット（青森／弘前市）

たのです。

実はこの年の2月に、研究所の面々は町の国際交流協会主催の「ラオス・スタディー・ツアーア」なるものに多数参加しました。現地でNGOの曹洞宗ボランティア協会（現在はシャンティー国際協力会）に紹介された首都ビエンチャン近郊にある農村（リンサン村）で農家民泊体験を。昔ながらの暮らしを守っているラオスの農村は、我々にとって心の癒しがあるとても落ち着くことができる場所でした。助け合う家族の絆も愛情に満ちていて気持ちが良かったし、何よりも仏教が基本で米が主食の国だから波長が私たちと合っていたのかもしれません。

スタディ・ツアーアの中では、何と言っても農家で飲ませてもらった地場産米で造った蒸留酒（スピリット）の味は刺激が強烈でした。村の校長先生の家では、たくさんの村人が集まり車座になって外国からの来訪者を歓迎してもらいました。グラスが数個しかないので、早々に飲み干して次の人にグラスを手渡さなければならないことになり、次々とグラスをまわして散々飲んだげくに当然のごとく翌日は二日酔いに。しかし、酒はプロの蔵元が造るものと思い込んでいた我々にとって、村の中に酒の蒸留所があっていつもそこから瓶に酒を汲んでくる仕組みはとても印象深いものでした。もしかしたら、この体験が地域循環への想いとオリジナル日本酒醸造のきっかけだったかも知れません。そんな訳で、日本に帰ってきてからもアジアの米作りや農の問題に大きな関心と興味を持つようになりました。

かつて、中国雲南から始まったという稻作の歴史。そのルーツについては、未だ諸説が多くあるようですが、遙かな時空を超えて日本に伝播し東北の地に伝えられたと言われています。北の大地では、過酷な自然条件との戦いに悪戦苦闘、絶え間ない努力による知恵と技術の礎の上に豊かな大地の恵みとそれぞれ独自の生活文化や習慣を形成していったと思われます。冷害の多かった東北の地で、多くの農民が必死になって、生きる糧を得る努力を続けたのでしょう。その戦いの中から偶然に「亀の尾」は発見され創選されたのですが、それはまた強い志(こころざし)の所産でもありました。「亀の尾」へ到る農民の米にか

けた熱意と執念。その歴史を振り返る時、1人の農民であった阿部亀治の想いは同じ東北の地で嘗々と稲と格闘してきた私たちの多くの祖先の「夢」の軌跡と結晶なのだと思います。そこには自分たちの住む地域を唯一無二の場所と覚悟し、見果てぬ夢の実現に命がけに取り組んだ先祖の想いが見えます。

そんな視点で「亀の尾」をシンボリックに捉え、時代を超えて自分たちの地域を再考する時、私たちはかつてイギリスの女性旅行家だったイザベラバードがその著「日本奥地紀行」に記した一文を思い出します。彼女は日本各地を訪ねながら、その地の感想を紀行に綴りました。その文章には山形を訪問した時に記した一節「ここは東洋のアルカディア（桃源郷）だ」という記述があります。きっと自然や農（食）の多彩な連鎖に加え、オリジナルの地域文化や人情が彼女を魅了したのでしょう。豊かな人の絆を媒介にして、それぞれの人の心の中にそれぞれの故郷「アルカディア」への想いがあります。そして、自分が住む場所をアルカディアに変えていく強い志こそが、新世紀の大航海時代に漕ぎ出す原動力と確信しています。

温故知新のことばのように、私たちは亀の尾関連の活動によってこの地域が新たに「アルカディア」に変わる、あるいは変えられる重要なツールを手にしましたと思っています。

5. キーワードは「循環」、そして「地域学」

自分が変わり、地域が変わるために、もう一度ボランタリーな地域内のネットワークを作り失われたコミュニティーを再生することから始めなければならないと思います。羅針盤の基本に据えるキーワードは「循環」。みんなの参加の中で、もう一度、地域の中に食文化や地域資源の循環を取り戻していくことです。それがグローバルスタンダードへのカウンターとして地域のオリジナルな価値を作り出していくポイントだと考えています。「亀の尾」は地域に根ざすことの大切さと自らの「ものさし」の大切さを私たちに教えてくれたと思います。

「循環」は何も食文化に限ったものではないといえます。地域にある木や土

の素材を使った「住の循環」、地元の天然素材を活用したリサイクルによる「衣の循環」、そして風や波・太陽・雪などの活用による「エネルギーの循環」など多彩な展開を内包しています。また、地域固有の学びをつなぐ「教育の循環」、知恵や芸術・芸能を引き継ぐ「文化の循環」、介護や障害者のサポートなど世代を越えて引き継がれる相互扶助による「福祉の循環」なども大切な視点です。

自分たちの地域に、自分たちの手で、自分たちの資源を掘り起こしながら活動を展開していくことが、内発的な気づきと新しいネットワークによる新しい時代を生成していくと思います。経済の行き詰まりが顕著な中で、21世紀はこうした地域資源の循環と人のつながりによるもう1つの（オールターナティブな）地域づくりへの道が必要だと感じています。地域が新たな循環への視座を持つ時、誰にもマネの出来ない主体的な「より良く生きる」ための希望に満ちた道が見えてくると思います。

童謡「ふるさと」に歌われる「山は白きふるさと、水は清きふるさと」のように、世代を超えて脈々と生き続けるアルカディアをもう一度自分たちの手で作っていきたいと思います。そして次の世代に誇りに満ちた地域を引き継ぐことが私たちに課された役割だと実感しています。100年前、同じこの地で亀治が夢見たことを、今、私たちも夢見ているのかもしれません。

地域に根ざし、自らの「ものさし」を持つことの大切さ。それぞれの故郷で、自分たちの宝物を掘り起こし、楽しく生きがいのある場をつくること、住民の主体性にあふれた町をつくっていくことが、グローバルな時代に一番大切なことだと考えています。

未来につなぐ「夢」を形作るのは、豊かな創造を楽しむ人と人のつながり、そして、共に志をつなぐ仲間のネットワーキングです。

自分たちの地域を知る学びの実践は、そんな都市と農村の二律背反の生き方に、異なる視点を与えてくれました。「実は良く考えると、自分が住んでいるところが最高だ」と言い切るきっかけをつくり、反中央ではなく脱中央の思想、あるいは複眼の考え方。自らの地をアルカディアに変える魔法の杖のようなも

のです。

自らの地域を知る。それも単なる知識としてではなく、新しい時代を生き抜く「知恵」を得るために学びの実践。そして、その情報を基に住んでいる場所に新しいオリジナルの価値付けを試みていく行動がこれからはとても重要になります。より良く生きる方向を見出すには、自らの生きる足元を知り、その意味を考える「気づき」を促す地域学習が不可欠です。一方でそれは地域内の人々の絆を深める「人を結ぶ」きっかけになり、その地に生きる意味を与える「アイデンティティーの形成」につながります。

私たちのもう1つの活動である「庄内寄り合い講座」も、庄内一円の地域づくりグループが連携して行っている学びの実践です。この講座は参加する個々人が、それぞれの問題意識を明確にしながら、次の活動に結びつくきっかけを作っていく試みと考えています。

最初の2年は「環境」をポイントに講座を組み立てました。構成団体の得意分野が異なることによって、新しい分野の知識を得たり人を知ったりすることができ、団体のルールも色々あるから調整をしながら、お互いの長所・短所に気付いていくことができました。異分野、異業種、幅広い世代との交流は新しい学びと知つながりは新たな活動に発展していきます。この学習をきっかけに、その後、森林保全を考える「森の人講座」が生まれ、絶滅危惧種になっている「メダカ」の生息と地域の環境に目を開く活動が生まれました。

地域の学びは連鎖反応を起こして地域の課題解決に向けた活性化への起爆剤になっていきます。学問としての「地域学」は手法や対象など、まだまだ整理されていないことが多いわけですが、インターネットや高速交通網の発達でボーダーレス化が進めば、次第に大枠での国という意識が希薄になっていくことも予想されます。そうした時に、「地域の学び」の持つ意味が益々重要になっていくだろうと思います。21世紀を生きていく羅針盤には、それぞれが暮らす「地域」を知り、お互いに違いを理解して、相互に認め合うことがポイントであり、その時「地域学」は大きな役割を果たすに違いないと思うのです。

最近、グローバルスタンダードという言葉があちこちで出ていますが、世界

標準を理解し、世界の中で自分の位置を知るには、「地域学」によって自分自身の羅針盤を持つことが必要です。その羅針盤が指示示す方向を確認し、日常の活動の中で「think global act local」を実践しながら、自分達の住んでいる居場所を理解し、それに誇りを持ち、それぞれのオリジナリティーを醸していくことが大切だと思います。

学びと実践はいつも車の両輪です。「地域学」の学びのエンジンをスタートさせる装置は常に自分の周囲に準備されています。スタイルは色々ですが、燃料は「地域への愛着とこだわり」であり、点火装置は「明日への夢」と「課題解決への情熱」です。また、「パッションはミッションを超える」という言葉のように多くの実践が新たな課題発見と課題解決につながりまと確信しています。地域内にたくさんの学びのエンジンが始動し始める時、確実に地域は主体性にあふれ希望に満ちた形に変貌を遂げていきます。私たちは、これからも「循環」と「地域学」をキーワードにしながら環境・教育・文化・福祉の各分野で活動の輪を広げていきたいと考えています。

特別論文

特定非営利活動法人
『てみずの会』活動報告

桑原美千子

(NPO法人てみずの会理事長)

はじめに

“てみずの会”の活動は、1995年1月の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けた神戸市に、同年5月に開所された高齢者・障害者向け仮設住宅（地域型仮設）“手水住宅”においてLSA（ライフ・サポート・アドバイザー）を中心に、近隣互助型ボランティア団体として、そこに住む入居者、及び高齢者・障害者の支援を行ってきたことから始まった。そこでの多くの人達との出会いが、“てみずの会”的事業の基盤となり、地域福祉という方向へ発展していったので、まず当時のことを具体的な例をあげながら検証してみたいと思う。

I 出会いは仮設住宅で

“手水仮設住宅”は、ピーク時で39名の高齢者・障害者（下肢障害、視覚・聴覚障害、知的・精神障害、内部障害をもつ人）が入居し生活支援のために1名のLSA（筆者）が派遣された（資料1参照）。

1. コミュニティー作り

避難所から、病院から、親類宅から次々と疲れ切った人達が入居してきた。LSAが一人で行う毎日の安否確認と状況把握の業務を効率良く行うために、入居者の力を借りることにした。すぐに始めたことは、毎朝10時にラジオ体操を行い、その後お茶を出して交流の場をつくることであった。引きこもりがちの人には遠くから近くからしつこく誘い、元気な人にはお茶当番やラジオカセットの準備の役目を頼み、毎日続けているうちに8割位の入居者が集うようになっ

た（後の2割は個別対応）。仮設住宅は児童公園の中にあったので、地域の高齢者や子供づれの人や、保育園の子供達も参加するようになった。そのうち曜日ごとに歌を歌う日、運動（輪投げ、公園の掃除等）をする日、おしゃべりだけをする日、昼食を共にする日を皆で決め、好きな時に集まろうということになった。顔を会わせる回数が多くなるごとに親交が深まり、互いに励ましあって限られた期間を楽しく生きて行こうとする意欲が生まれてきたようだ。LSAが居ないときでも声を掛け合い晴れた日には公園で、雨の日には仮設住宅の廊下で体操を続けていた。単調になりがちな生活にリズムをつけることや、生活上のトラブルが深刻化しないということにも効用があったとおもう。

コミュニティー作りには、住人の個性に合わせた仕掛けと仕掛け方を考えるということを学んだ。

2. 自助努力と相互作用

初めの頃こそ羽折れ力尽きてやってきた入居者であったが、日を経るに従い本来の力を見せてくれるようになった。ボランティアとしてしてくれた人の中に、同じ被災者がいたり、家族に高齢者や障害を持つ人がいたりということもあって、自らの力で立ち直ろうとする姿勢が感じられた。中でも最高齢で身寄りのない男性（88歳）が生来の自立性を發揮し元気に生きる姿は、他の入居者やボランティア、LSAにも大きな励みになった（この男性は後に、グループハウス建設の原動力となった）。

共同体の活性化と自助努力がよく作用し、結果的に最後まで一人の死者も出なかったという幸せな巡り合わせになった。精神に障害をもつ人が、高齢者の家事を手伝ったり、また、高齢者がその人を温かく包み込むように接するという日常の中で病状が安定し、幸福感さえ表すものがあった。

共同生活を無事に過ごしてゆくためには、持てる力の過不足を補い合い、人間関係をプロセスとしてとらえるということを気づかされた。

3. ボランティアの組織化

4年間様々な形でボランティアが訪れたが、単発的に個別に申し出があったために、かえって入居者の生活を混乱させる事態も生じていた。有効に互いに気持ちはよく付き合ってゆけるよう調整する必要があった。主な団体は、だいたい次のようにわけられる。

A. イベント専門のボランティア

活動の申し出があったとき、入居者と話し合い、日程を調整する。
(餅つき大会、食事会等の行事)

B. 学校の休みに訪れる小・中・高校生

日程を調整し、活動内容を決めボランティア活動の意義を感じてもらえるよう指導する。

C. 物資を送ってくれるボランティア

必要な物だけを LSA 立ち会いで配分する。

D. ぶらっと訪れるボランティア

日ごろ気になっている住宅のメンテナンス、調理などを依頼する。

E. 専門性を持つボランティア

音楽・レクリエーションの指導、看護師の健康相談は継続的に依頼する。大型運転免許をもつ人には日帰り旅行などのドライバーを依頼する。心のケア・ボランティアには個別に訪問を依頼する。

F. 近隣の人々、その他の団体等

通院介助、家事援助など日常的な支援を個別に行ってもらう。
(活動内容によっては入居者と相談して交通費や謝礼を渡すこともあった)

交通整理を行い必要な部分だけの支援を依頼することで入居者が依存的にならず、互角の人間関係を形成することにつながった。ボランティアが相互に連携し合い、“手水住宅”とその周辺の人々を支えるグループに成長し、後の“てみずの会”的基礎となった。

4. 地域福祉の拠点

仮設住宅と地域との交流がすすむうちに、LSA の相談室には周辺の高齢者や被災した人達が訪れるようになった。福祉や介護に関すること、家族関係の問題、経済的な問題など、相談が多岐にわたり入居者と同様に関係機関へ橋渡しをしたり、ボランティアに援助を依頼することもあった。仮設住宅での行事に参加することにも積極的であった。また、復興住宅や再建した住宅へ移っていった人達も悩みを抱えて訪れることが多かった。緊急時にはそこへ駆けつけることもあった。これは近隣のボランティアとの連携がなければ、一人で支えることはできなかった。

生活に障害を抱える人にとって、身近な所ですぐに応じてくれる相談機関やサービスの提供があれば、自立を維持することができる学んだ。

5. 中間施設としての役割～次のステップへのトレーニング～

仮設住宅入居者は、いつかは“終の棲家”となる生活の場へ移ってゆかなければならぬ。たとえ、高齢であっても障害をもっていても、巣立ってゆく力と、生活再建に伴う様々な事態に対応できる力を養う必要があった。波乱に満ちた日常の繰り返しであったが、同じ被災者として助け合った経験と安心して保ってゆける人間関係を得たことや、周辺に二重三重の支援の輪が広がっていったことによって、生き抜いてゆく自信がついてきたと思う。

仮設住宅入居から 4 ヶ月後に自宅を再建し元の居住地へもどっていった一人暮らしの70代半ばの女性がいた。囲りがまだ復興しておらず、淋しい環境の中で、被災時の心労をひきずったままの再出発であったためか鬱傾向がすすみ、8 ヶ月後に長期入院を余儀なくされることになった。ヘルパー派遣や見守りボランティアへとつないだが、生きる気力を回復することはできなかったようだ。もう少し仮設住宅で生活する期間が長かったら、そのような状況にならなかつたのではないかと、今でも悔やまれる。

生活のリハビリテーションは、心身の回復、生活能力の維持だけではなく、家族関係や社会関係の回復・調整、新たな関係作りにまで配慮する必要があることを学んだ。

以上、4年間現場で培ってきた経験と地域との関係を損なわずに積み上げてきたことが、私達の成長につながっていった。

II それから ~グループハウス建設とNPO法人設立~

1. グループハウス建設へ

復興住宅へ、子供さんの元へ、再建した住宅へ、老人ホームへとそれぞれ巣立っていった人々の後に、4人の人達が残った。

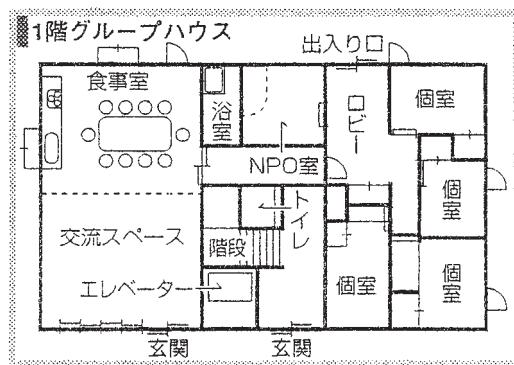
当時92歳の男性、91、89、75歳の女性の4人は住宅が倒壊してしまった一人暮らしの人達であった。仮設住宅解消の日を見据えて何度も住宅の検討がなされたが、どれも満足できず、選定にまでは至らなかった。不安な思いを繰り返し聞くうちに、目の前のこの人達のために何か方策はないか、望む暮らしを提供したいという思いが募っていった。一方でわたしはCS神戸（コミュニティー・サポート・センター神戸）主催の被災地高齢者の住まいを考える“仲間と住もう研究会”に参加していたこともあり、その成果を形として見てみたいという気にもなっていた（会は毎月1回、1年間続けられた）。

残った4人の話し合いで、仮設住宅と同じように、足りない部分は援助を頼み、力を合わせれば自立性を維持できるような住居を作る、持てるものを出し切って資金調達をすることを確認し合い、私がその信託を受けることになった。研究会のメンバーにその意向を告げると、全面的な協力体制を整えてくれ、以来幾多の試練を乗り越えて、1999年12月に“ココライフ魚崎”の完成を見ることができた。

高齢者のための住居グループハウス（1階）、コレクティブハウス（2～4階）である。4人は、最後まで一緒に暮らしたいという想いを貫いて、ここで



ココライフ魚崎外観



新生活を始めることになった。
また、仮設住宅から巣立って
いった人達には、いつでも戻っ
てくることのできる“里”が
できたのである。
(グループハウス竣工までの
経緯は長いストーリーになる
ので、別の機会に譲りたい)

ココライフ魚崎 1階平面図

2. NPO 法人設立

仮設住宅解消と同時にわたしは LSA の任務を解かれ、その派遣元である社
会福祉法人の職員に復帰したが、以後はボランティアの一人として、仮設住宅
時代に出会った仲間と共に NPO 法人を設立することにした。それまでにも任
務とは別にボランティアグループを形成していたので、それを母体として、今

特定非営利活動法人『てみずの会』活動報告

まで通りの支援活動を継続し、新しく建設するグループハウスの運営と、そこを拠点として地域福祉に貢献することを目指すためである。活動の根幹をなすものは、前章でのべた仮設住宅で学んだことすべてである。

特定非営利活動法人“てみずの会”設立趣旨書

今後、私たち国民にとって高齢化社会の急速な進行と、それに伴う要支援・要介護ニーズの増大は、大きな社会不安となっています。その中で高齢者は、たとえ高齢であったり障害を持っていても自ら望む環境で生活を続け、これまで培ってきた知識と経験を生かして生き甲斐のある人生を送りたいと、願っています。また、健康を損い何らかの援助や介護が必要になった時、いつでも相談できすぐに対応してくれるサービスがあれば、最後まで居宅で過ごしたいという希望をもっています。

私たちは、高齢者のこうした切なる願いを受け止め、それを支えるために地域の人々と共に、高齢者・障害者の生活及び活動の場を提供すること、日常生活を支えるきめ細かいサービスを提供することを目指して活動していきます。

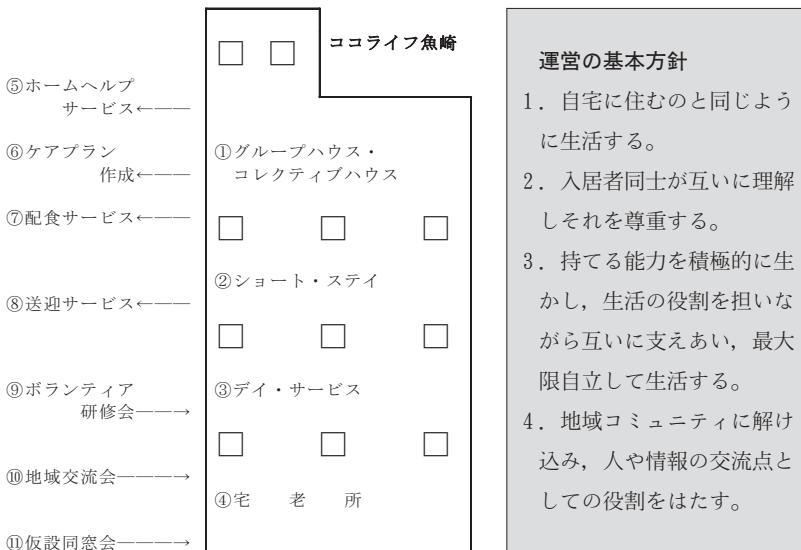
※ NPO 法人の理事は、グループハウス建設までの支援をしてくれた建築家他の NPO 代表、会計士や仮設住宅に往診に来ていた医師、民生委員、ボランティアなど。

III 今、そしてこれから…

1. 多機能ケアの試み

民間が運営するグループハウスでは、様々なニーズに対応しているうちに小規模ではあるが、地域に密着して多くの機能を持つようになった。

サービス・メニューは次のとおりである。



『サービス・メニュー』

①グループホーム、コレクティブハウスの運営

：入居者11名の24時間のケア体制。

②ショート・ステイ

：家族の都合のためや、心身状態が低下した人が身体機能を回復するため、病院から自宅にもどるまでの生活訓練のために利用している。

（1泊¥3,500 + 食費 3食おやつ代¥1,000 計¥4,500）

③生きがい対応型デイ・サービス *利用者は周辺の高齢者

：週1回木曜日。介護予防の施策として神戸市より委託。（利用料・昼食代 茶菓子代・材料費を合わせて¥1,000）

④宅 老 所

：介護保険では対応できない人の通所介護。

（早朝から深夜まで）

⑤ホームヘルプ・サービス

：2001年10月介護保険指定業者となり、在宅の人への家事援助・身体介護の



ディ・サービス風景

サービスを提供。(利用者18名)

⑥ケアプラン作成

: 2002年4月より開始。介護保険制度利用のための相談・ケアプラン作成を行う。(利用者45名)

⑦配食サービス

: グループハウスでは毎食調理しているので、急な申し出であっても受けている。(食数自由。1食¥500。利用食数10~15食)

⑧送迎サービス

: 通院などの緊急時に対応する。

⑨ボランティア研修会

: 繼続して活動してもらうため、てみずの会の活動を理解してもらうために月1回開催。

⑩地域交流会、仮設同窓会

: 季節毎の行事を地域に呼びかける。(雑煮会、雛まつり、お誕



ボランティア研修

日会、クリスマス会、餅つき大会等)好きなときにつでも気軽に立ち寄れる場所。



日帰り旅行

介護保険制度にのったホームヘルプサービス、ケアプラン作成の事業によって、運営が安定し、その余剰によってボランティア部門に広がりをもたらせることができる。

各事業に料金設定をしているが、対象者の状況によってボランティア対応もしている。

2. 地域雇用の創出

ココライフ魚崎およびその周辺地域のケア対象者に対して、ボランティアとは別に専門性を持つケア従事者が必要となってきた。ニーズの増加とグループハウス入居待機者が増えてきたことで、事業拡大も迫られている。

現在、正職員7名、パート職員7名、登録ヘルパー10名が近隣から通勤している。この中には被災者や一人で子供を育てている女性、障害をもつ人、60歳以上の人も含まれる。地域の中にあって働く場の提供、支え合う職場作りを目指したい。

おわりに

仮設住宅での経験が、紙幅の多くを占めてしまった。

特定非営利活動法人『てみずの会』活動報告

手水公園内の仮設住宅跡に立つたびに“つわものどもの夢のあと”的感懷が強く胸に迫り、被災直後の過酷な状況の中で生き抜いてきた高齢者・障害者の姿を忘れることがない。そこで出会い、そこから始まった私達の今を語るには、あの時を語らずにはいられなかった。

そして被災地である神戸の片すみで繰り広げられたこの8年の営みが、今後の高齢化社会を生きるためのあり方として、一つの参考事例となり得るとも考える。

資料1

入居申込のごあんない

お 知 ら せ

今回の住宅は、このたびの震災により被災され、身体的・精神的に虚弱の状態にある等の理由により避難所での生活が困難と認められる高齢者・障害者等及びその家族が対象です。

今回の地域型仮設住宅は、被災者用一時使用住宅と同じ応急仮設住宅ですが、建物は従前のものとは異なり、2階建て、風呂、トイレ、流し台は共同で利用する寮形式の集合住宅です。

1 目 的

身体的・精神的に虚弱の状態にある等の理由により避難所での生活が困難と認められる高齢者・障害者等並びにその家族に対し、自ら住宅を確保できるまでの間、被災者用住宅を暫定にお貸しするものです。

2 入居対象者

身体的・精神的に虚弱な状態にある等の理由により避難所での生活が困難と認められる下記に該当する高齢者、障害者等及びその家族（単身世帯可）。

ア 高齢者 65歳以上の者で、日常生活を送る上で何らかの介助を必要とする者

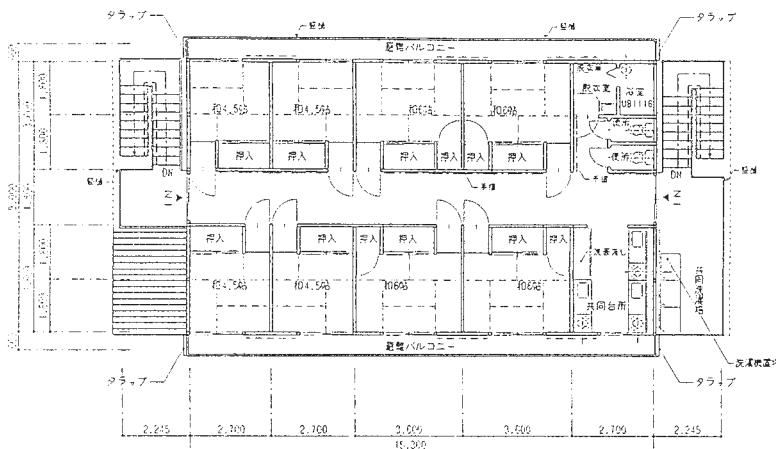
イ 障害者

- ・身体障害者：身障手帳1・2級
- ・知的障害者：療育手帳Aランク
- ・精神障害者：障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者

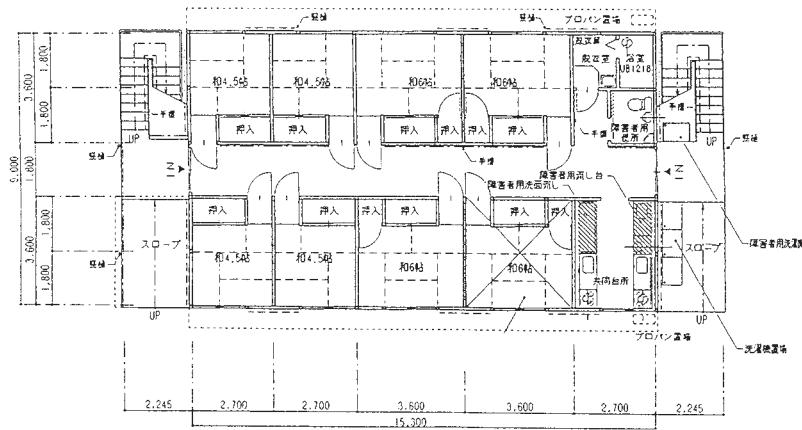
ウ 上記ア、イに準ずる者

慢性疾患等健康上の理由で避難所生活が非常に困難な者

資料 2



2階平面図



特定非営利活動法人『てみずの会』活動報告

資料 3

収益事業損益計算書

自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
事 業 費	8,234,824	事 業 収 入	13,375,925
役 員 報 酬	140,000	受 取 利 息 収 入	1,082
給 料 手 当	1,663,200	雜 収 入	91,540
旅 費 交 通 費	259,514		
通 信 費	100,549		
保 險 料	64,435		
教 育 費	192,448		
支 払 手 数 料	1,510		
減 価 償 却 費	585,900		
水道光熱費支出	675,520		
消 耗 品 費	320,416		
事 務 用 品 費	46,962		
租 稅 公 課	14,000		
諸 会 費	232,500		
雜 費 支 出	107,654		
支 払 利 息	290,202		
当 期 利 益	538,913		
合 计	13,468,547	合 计	13,468,547

資料 4

ココライフ魚崎建設資金内訳

科 目	金 額 (円)
被災高齢者住宅再建補助金	24,000,000
コレクティブハウジング建設事業補助金	16,900,000
グループハウス信託基金（入居者拠出）	20,000,000
コレクティブハウス入居金（権利者負担金）	123,100,000
合 计	184,000,000

震災復興と都市整備 XIII

——神戸市街地形成史——

高 寄 昇 三

(姫路獨協大学経済情報学部教授)

1 高度成長期の都市整備

戦災復興土地区画整理事業は、依然として難航していた。昭和31年、「経済白書」は「もはや、戦後ではない」と、戦後との決別を宣言したが、区画整理事業は半分も完了しておらず、いわゆる100年事業への様相を深めていった。

この間、事業法整備があったが、戦災復興区画整理事業は、次第に閉塞状況に陥っていた。

昭和24年、土地改良法が施行されてからも、区画整理事業は耕地整理法を準用するという不自然な状況がつづいた。昭和29年、やっと土地区画整理事業法が制定された。改正の主要な点としては、次のような点が挙げられる。

第1に、宅地整備のみでなく、公共施設整備も事業目的として加わった。第2に、公共団体も自主的に、施行団体となることができるようになった。これまで主務大臣の施行命令が必要であった。第3に、公共団体施行は、これまで災害・戦災などに限定されていたが、国の利害に重大な関係がある場合に拡大された。第4に、旧都市計画法の過小宅地・借地適正化規定を、引き継ぐとともに、立体換地・減価補償規定が導入された。

昭和30年から始まる高度成長期の神戸市の市街地整備は、戦災復興事業の遂行をめざして精力的に展開されていたが、区画整理事業への問題も多く、都心から周辺の住宅地区に延長されるに、したがって事業は難航を余儀なくされていった。

問題は区画整理事業という、極めて困難な事業方式を採用したからであるが、もし用地買収方式であるならば、はるかに早いスピードと、安上がりの事業と

なったのではなかろうか。

しかし、既成市街地での用地買収方式は、街路に面した商店街の移転を考えても、街区の生活機能を破壊し、自営層にとっては生活基盤を剥脱されるに等しい被害をみることになる。

それでも神戸市は、困難な区画整理事業を鋭意遂行していった。第1表のように、昭和30年代は、全国比で1～2割という事業実績をあげている。戦災復興事業の面積は、3%にすぎないが、事業量は確実な事業遂行によって、実質的な成果をしめしている。

また神戸市の建設事業予算における都市計画事業費の構成比も、きわめて高い比率をしめしている。第2表にみられるように、昭和22年度では全予算の18.1%をしめており、建設事業予算では3分の2をしめている。戦災復興事業が7,048万円で62.9%である。ちなみに港湾事業が16.2%，一般土木費が15.8%である。

その後は歳出予算における構成比は、次第に低下しているが、昭和34年度では全予算の6.3%であり、建設事業比では42%と高い比率である。

第1表 区画整理事業費の状況 (単位 百万円 %)

年 度	全 国 (A)	神 戸 市(B)	B/A	年 度	全 国 (A)	神 戸 市(B)	B/A
昭和31	5,318	380	7.1	昭和41	22,286	2,709	12.2
32	7,197	758	10.5	42	27,449	2,833	10.3
33	7,370	1,068	14.5	43	29,501	3,075	10.4
36	8,276	1,210	14.6	46	57,604	5,049	8.8
37	8,799	1,525	17.3	47	72,984	5,400	7.4
38	12,452	1,835	14.7	48	89,985	5,640	6.3

出典 原田 健「都市づくりと財政」財団法人神戸都市問題研究所編「都市づくりの理論と実践・都市政策論集IV」203頁。

昭和34年神戸市予算の歳出額をみると、教育費が17.1億円であり、都市計画費の14.6万円は教育費に匹敵する支出額であり、港湾費も7.6億円、埋立費7.6億円であった。なお市税収入は34年度68.3億円であった。

都市計画関係予算は、第3表にみられるように昭和37年度をみると、都市計画事業費は24.1億円で、都市計画費のうち区画整理事業費13～14億円で57.8%，

第2表 神戸市公共事業費の状況 (単位 千円)

年 度	予算総額A	建設局関係B	B/A	都市計画事業C	C/B
昭和22	415,500	112,092	27.2	75,314	67.2
25	7,315,420	558,775	7.6	296,545	53.0
28	12,865,564	1,462,564	11.4	595,951	40.1
31	15,032,229	1,802,413	12.0	412,915	22.9
34	23,328,377	3,472,212	14.9	1,458,936	42.0

注 都市計画事業費は、戦災復興事業費をふくむ。

資料 都市計画局編「都市計画事業のあゆみ」188~190頁

市街地改造費0.8億円で3.1%である。ちなみにその他事業では街路事業が8.3億円で34.5%である。

昭和40年度をみると、市街地整備事業は、都市改造事業費に一本化され、34.2億円で61.2%であり、街路事業費は13.4億円で24.0%である。

昭和43年度をみると、都市計画費のうち市街地整備事業は、都市改造事業費45.3億円、39.5%，再開発事業費18.0億円15.7%であり、2つの市街地整備事業で半分以上をしめている。

昭和46年度をみると、都市計画費のうち市街地整備事業は、都市改造事業費60.8億円、36.7%，再開発事業費51.1億円30.8%と再開発事業が大きく伸びており2つの市街地整備事業で3分の2をしめている。

昭和49年度をみると、都市計画費のうち市街地整備事業は、都市改造事業費63.3億円、27.8%，再開発事業費40.1億円17.6%で、市街地整備事業で45.4%ではじめて半分を切っている。この原因是、事業費としては減少しておらず、都市計画総務費27.4%，用地取得費11.8%など資金関係経費が増加したからである。もっとも街路事業費も、46.4億円、20.4%と大きく伸びている。

昭和52年度をみると、都市計画費のうち市街地整備事業は、都市改造事業費92.7億円、29.1%，再開発事業費72.4億円22.8%で、市街地整備事業で51.9%で半分以上になっている。

昭和55年度をみると、都市計画費のうち市街地整備事業は、都市改造事業費140.9億円、27.9%，再開発事業費89.4億円17.7%で、市街地整備事業で45.6%で、ふたたび半分以下になっているが、事業費としては230.3億円と巨額の支

出である。

第3表 神戸市都市計画費の状況 (単位 百万円 %)

区分	予算総額A	都市計画費B	B/A	市街地整備費C	C/B
昭和37	43,372	2,415	5.6	1,470	60.9
40	73,393	5,595	7.6	3,422	61.2
43	119,614	11,404	9.5	6,309	55.2
46	231,814	16,562	7.1	11,187	67.5
49	403,503	22,743	5.6	10,343	45.4
52	693,102	31,828	4.6	16,507	51.9
55	1,022,350	50,434	4.9	23,027	45.6

注 昭和40年度以降は、特別会計をふくむ。

資料 都市計画局編「都市計画事業のあゆみ」188～190頁

2 都市計画事業財源の拡充

市街地整備事業は、昭和30～60年も順調に伸びていたが、事業方式は昭和30年代にはいり、戦災復興区画整理事業の転機が訪れていた。第1に、特定財源の創設、第2に、市街地整備法の整備であった。

市街地整備財源拡充については、第1に、その推進力となったのが、財源面で都市計画を支援した揮発油税などの措置であった。

昭和28年の「道路整備費の財源に関する臨時措置法」で、揮発油税収入の道路特定財源化で、戦災復興事業は継続され、昭和30年以降も道路整備財源となる。昭和31年度には、区画整理事業の道路整備部分については、この特定財源の投入が決定された。阪神国道整備事業、東京都八重洲口駅前広場造成事業などが対象となった。

第2に、都市計画税の復活である。都市自治体は、それでも都市整備財源の不足に悩まされていた、都市自治体は、都市計画税の復活を要望してきた。運動の結果、昭和31年には、地方税の改正で都市計画税が復活する。都市計画税は、昭和15年の地方税改正によって誕生したが、24年のシャウプ勧告によって、廃止されていたのである。

このような財源措置によって、既成市街地の土地区画整理事業には、揮発油税による補助金が支給されるようになった。

第3に、国庫補助金の改善、すなわち補助率の引き上げ、補助対象の拡大などである。昭和31年、都市改造土地区画整理事業がはじまる。第2阪神国道・東京八重洲口駅前整備に関する土地区画整理事業が、補助事業として採択されたのが始まりである。

さらに昭和34年には、公共施設管理者負担金も制度化された。このような制度整備によって、全国的にも区画整理事業は大々的に実施されていった。昭和38年には、補助率も2分の1から3分の2に、引き上げられる。

第4に、補助率の改正をみたが、財政問題としては交付税問題がこされていた。この点について、「神戸市の一般財源実所要額と基準財政需要額とのかい離がもっとも大きかった項目は、区画整理事業費だった。42年度では、実所要額14億7千万円に対し、算定需要額はわずか2億4百万円、所要額の7分の1にすぎなかった。これは、区画整理の需要額が、施行地区面積だけを測定単位にしていたからである」¹⁾と、交付税算定の不合理を指摘している。

しかし、この不合理は昭和44年度から改善され、関係基準需要額の大幅な増加をみた。その結果、第4表のように、神戸市の都市計画事業においても、特定財源比率は大幅に上昇した。

第4表 都市計画事業実績と都市計画税創設当時5ヵ年計画との比較表
(単位 百万円)

区分	事業費	国庫支出金	県支出金	その他	都市計画税	道路特定財源	一般財源
昭和31	707	294	15	18	120	87	173
32	900	405	53	21	258	94	69
33	1,228	544	68	85	297	120	114
34	1,427	651	67	64	317	147	181
35	1,617	757	80	160	335	140	145

出典 神戸市編「神戸市史・第3集行政編」398頁。

このような実績は、神戸市財政において、都市改造事業費が第3表にみられるように、昭和32年度では、歳出比率で38.8%を占めるという財政負担となっている。しかも終戦直後の補助率8～9割と異なり、第5表にみられるように、2分の1に低下してしまっている。

しかし、昭和39年、補助率は3分の2に引き上げられた。この背景には神戸

市が、区画整理事業の実践をベースに、建設省に働き掛けた要因は無視できないのではなかろうか。この点につき、当時の原田健理財局長は次のように述べている。²⁾

1　区画整理事業の主目的は道路をひろげることだが、いわゆる用地買収方式では3分の2である。2　建設省が調整用地買収方式ですると、市負担は4分の1ですみ不合理である。3　昭和37年からの市街地改造事業の補助率は、3分の2である。

第5表　区画整理事業補助率の変遷

区分	国	県	市
昭和21～23	10分の8	10分の1	10分の1
昭和24～32	2分の1	4分の1	4分の1
昭和33	2分の1	10分の1	10分の4
昭和34～38	2分の1	—	2分の1
昭和39	3分の2	—	3分の1

出典　原田　健「都市づくりと財政」「都市づくりの理論と実践」204頁。

3　市街地整備事業法の整備

昭和30年代には、市街地整備財源の拡充とともに、事業方式の多様化がみられるようになる。神戸市の市街地整備事業は、このような新しい制度・財源措置にもかかわらず、戦災復興事業が主流であり、次第に現実の都市膨張・モータリゼーションに即応しなくなっていた。

昭和40年代に入り、区画整理事業に変化がみられる。第1に、負担軽減措置の導入である。減価補償金、先行買収、過小宅地無減歩、基礎控除措置、隨時契約保留地困難などである。

第2に、街路整備から街区整備への転換である。従来の基盤整備型を脱却し、本格的な市街地整備に乗り出す。すなわち戦災復興事業が街路拡幅に力点をおいた公共事業が主導権を握っていたが、都市計画事業も次第に、街区整備を目的とする事業へと事業目的が変化していった。

第3に、事業法制の整備による区画整理事業の複合化である。用地整備・街路整備から建築物整備がくわわってきた。昭和35年に住宅改良法、36年に防災

街区造成法、44年に都市再開発法などが整備されている。

戦災復興事業は、昭和34年には政府事業としては終了し、5大都市については、戦災復興事業残余事業は、戦災復興事業都市改造に組み込まれ、市街地整備は都市改造事業などの立体方式へと転換されていくことになる。

市街地整備事業として、新しい事業方式が導入された。第1に、昭和31年には、一般の公共団体施行の区画整理事業として「都市改造事業」が、道路整備計画として事業化されていった。

この制度改正によって、従来、震災・火災などの復興事業に限定されていた、区画整理事業は一般化され、事業の拡大をみるとことになった。

都市改造事業は、昭和29~44年まで各地域で実施されたが、330地区、2,100haの実施をみている。ここに戦災復興事業も新しい事業が追加され、第6表のように、次第に都市改造事業へと重点は移行していき、神戸市でも第7表にみると、全国にさきがけて第1号の都市改造事業として、大橋地区で事業化される。

第2に、昭和44年6月3日、都市再開発法（法律第38号）が制定された。「市街地改造法」「防災建築街区造成法」は、都市再開発法の制定にともなって

第6表 土地区画整理事業事業別施行面積（単位 百万坪）

事業名	面積
戦災復興	5,574
接收解除地整備	180
第2阪神国道建設	485
三宮地区都市改造	380
浜手幹線都市改造	230
東舞子住宅団地	124
合計	6,974

第7表 神戸市市街地改造事業

地区名	面積	事業年度	事業費	事業主	整備される公共施設
大橋	2.05ha	昭和37~40	約30億円	神戸市	浜手幹線、地下道
三宮	2.97ha	昭和41~53	約294億円	神戸市	中央幹線、生田筋
六甲	1.72ha	昭和43~53	約54億円	神戸市	八幡線、六甲道駅前線、駅前南広場

資料 都市計画局編「都市計画事業のあゆみ」144頁

発展的に解消した。都市再開発法の目的は、「市街地の計画的な再開発に関する必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与すること」と、同法第1条は定めている。

都市再開発法の制定理由は、昭和30年施行の土地区画整理法には過小宅地における立体換地制度も創設され、また昭和34年の同法一部改正によって過小でない宅地（ただし防火地域内かつ高度地区内）において立体換地制度が追加されたが、保留地処分の制度運用面で現実にそぐわない不十分な点があった。昭和36年、市街地改造法が制定され、都心の公共団体施行の再開発事業に適用された。また同年に防災建築街区造成法も制定され、民間方式も可能になった。

これら市街地整備法は、市街地整備総合法としては、欠点があった。市街地改造法は、一定の規模以上の道路等の重要な公共施設の整備と、これに関連する土地の高度利用を図るために建築物及び建築敷地の整備を目的とする事業である。したがって買収（収用）・売却という法律構成をとったため、収用権が適用できる公共事業とその付近に限定され、広く面的整備に活用することができないという限界があった。

また防災建築街区造成法は、街区単位の面的整備を促進し、都市の防災化、環境改善を図ることを目的としたが、単なる助成法に止まり、強制権または権利調整の規定がないため、再開発の推進の観点から必ずしも十分といえない事業法であった。

都市再開発法は、高度利用地区制限制度にもとづく、建築の共同化、立体化を促進することとし、更に、公共施設の整備、防災上の見地などの個々の目的にとらわれない総合的な再開発を実施できるようにした。用地については一定の私権制限をみとめ、権利変換方式を採用した。もっとも昭和50年の改正で土地・建物の買収方式による第2種市街地再開発事業方式を新設している。³⁾

このような財源・法制の整備によって、昭和40年代にはいると、昭和36年に制定された市街地改造法にもとづく市街地整備事業が展開される。神戸市では全国で第1号となった、大橋市街地改造事業が実施された。

第8表 神戸市市街地再開発事業（神戸市施行事業）

地区名	地区面積	ビル名	施行年度	種別	施行者	備 考
六甲道駅前	1.31ha	フォレスタ	昭52～63	第1種	神戸市	
旭通3丁目	0.28ha	旭中央住宅	昭58～60	第1種	神戸市	
長 田	0.97ha	サンドル長田	昭56～平1	第1種	神戸市	
垂 水 駅 東	3.19ha	レバンテ	昭58～	第2種	神戸市	
垂 水 駅 西	1.96ha	—	昭58～	第2種	神戸市	再開発住宅

資料 都市計画局編「都市計画事業のあゆみ」参照。

注

- 1) 原田 健「都市づくりと財政」財団法人神戸都市問題研究所編「都市づくりの理論と実践・都市政策論集IV」204・205頁。
- 2) 原田・前期「都市づくりと財政」204頁。
- 3) 都市計画局編「都市計画事業のあゆみ」89頁。

潮流

官製談合防止法 国立マンション訴訟 金融再生プログラム

官製談合防止法

1. 立法の背景

近年、公共事業に対しては国民の厳しい目が向けられている。公共工事を巡っては、汚職事件や談合事件などが跡を絶たず、とかく暗いイメージで見られることが多い。特に、入札談合は、競争を制限し入札制度の実質を失わしめるもので、競争制限を禁止する独占禁止法に違反する行為であるとともに、刑法上の競売入札妨害罪や談合罪に問われるケースもある。

このような入札談合に、国や地方公共団体等の職員が関与している事例が発生している。本法が検討される直接のきっかけになったのは、平成12年5月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木工事及びその測量設計業務における談合事件である。本件においては、発注者側が各事業者毎の年間受注目標額を設定し目標額を達成できるように意向を示していた等の事実が認められ、公正取引委員会が北海道に対し改善要請を行った。

建設業者など約300者が、独占禁止法違反で公正取引委員会より排除勧告を受けたのに対し、発注者側には法的に措置を講じることが出来なかつたことで事業者側にも不公平感が生じるとともに、「官製談合」に対する社会的批判も高まった。

このため、平成13年3月に与党3党で

「与党入札談合の防止に関するプロジェクトチーム」（林義郎座長）が設置され、具体的な法律案の検討がなされ、平成14年7月可決・成立し、平成15年1月6日施行された。

2. 立法の趣旨

本法は、官製談合に関与した職員の個人責任の追及を主眼とするものではなく、新たな罰則を設けたものでもない。将来に向けて官製談合を抜本的に排除し、防止することを目指し、公正取引委員会から発注機関に対する組織的な改善措置の要求を法律上の制度として位置付けたことが中心的な内容である。

3. 本法の概要

本法が対象としている発注機関は、国、地方公共団体及びこれらが2分の1以上出資している法人である。

入札談合等関与行為としては、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏洩の三類型を定めている（法2条5項）。

第1の「談合の明示的な指示」の典型事例としては、発注担当職員が事業者の会合に出席し、事業者毎の年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示する場合などである。

第2の「受注者に関する意向の表明」の事例としては、事業者の働きかけに応じ、発注担当職員が受注者を指名、あるいは受注を希望する業者名を教示することなどである。

第3の「発注に係る秘密情報の漏洩」の事例としては、事業者の働きかけや、第三者の求めに応じ、本来公開していない予定価格を漏洩することなどである。

公正取引委員会は、受注者である民間事業者側の入札談合の調査の結果、これらの入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求できる。この要求を受けた発注機関は、自らその事実を調査し、必要と認める改善措置を講じなければならず、発注機関は調査結果及び措置内容を公表するとともにを公正取引委員会に通知することとされている。

公正取引委員会は自らの調査結果と発注者の調査結果に重大な齟齬があるなど、特に必要があると認める場合には意見を述べることができる。

発注機関が調査を行うに当たっては、調査を適正に実施しうる能力、経験等を有する職員を指定することが求められ、指定された職員は公正かつ中立に調査を実施しなければならない。また、各職員は調査に協力しなければならない。

4. 職員に対する損害賠償の請求及び懲戒処分

発注機関は、入札談合等関与行為を行なった職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合は、速やかに損害の賠償を求めなければならない。

なお、本法における損害賠償の規定自体が賠償請求の根拠となるわけではなく、あくまでも現行法令（予算執行職員等の責任に関する法律、地方自治法、民法）に基づき行われる。

また、発注機関は、職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならない。本法で規定されているのは調査までであり、処分を行うか否かは任命権者等の裁量に委ねられている。

いずれの措置も、当該職員に対し発注機関が厳正な態度で臨むことを求める趣旨であり、発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行なわせないという抑止効果を期待しているものである。

5. 初の適用事例

本法施行後、間もなくの平成15年1月30日、北海道岩見沢市発注の公共工事を巡る談合事件で、公正取引委員会は独占禁止法違反（不当な取引制限）で建設会社など126者に談合をやめるよう排除勧告とともに、市が組織的に関与した官製談合であったとして、本法に基づき市に改善措置を求めた。

6. 課題

官製談合が行われる背景の根本には、発注者が談合を容認する姿勢があり、さらに「官」と「業」の結びつき、あるいは「業」の意向を受けるなどした「政」から「官」への働きかけによる圧力がある。

官製談合をなくすためには、まず各発注機関が談合を許さない姿勢を明確にする必要がある。また、発注担当職員は本法の趣旨を十分理解し、官製談合と疑われるよう

な行為は慎むべきであろう。単に「頑張ってください」など一般的な発言は本法に該当することはないが、特定の業者の受注を示唆したと誤解されることも考えられ、細心の注意を払う必要がある。さらに、事業の事前調査等を行なった業者を、入札に参加させるのは官製談合に繋がりやすく慎むべきであろう。

一方、いわゆる「政」からの「口利き」による圧力に対しては、発注担当職員は、本法による規制を理由として断る契機とすべきである。

また今後、本法で対応できないような類型の事態が生じた場合には、法改正などによる臨機応変な対応が望まれる。

■ 国立マンション訴訟

1. 環境権及び景観権について

人間生活にかかわる良好な環境を享受する権利を環境権という。環境権は、アメリカ・ミシガン大学のサックス教授により1960年代後半に提唱され、1972年の国連人間環境宣言の中でも「良好な環境の享受は、市民の権利である」とされている。日本でも若い世代を中心に環境への関心が強くなっているが、日本国憲法には環境権に関する条項がないため、憲法が明記している基本権の援用によって環境保全を要求しうる権利の集合を環境権とし、憲法第25条（生存権）や憲法第13条（幸福追求権）が援用されている。しかし裁判所はこれまで公害訴訟等で環境権という権利を憲法に根拠づけて認容することはできないとする見解を示している。

それでも環境権を法的保護下に置くべきであるという主張や新たな基本的人権とし

て位置付けようとする動きが出ており、最近の日照権、静穏権を求めた市民訴訟では、こうした環境権を具体的権利として要求するものが増えている。そして環境権によって保護されるべき自然環境には景観が含まれるとして景観権も主張されている。そんな中、景観権に関して東京地裁において注目すべき判決があった。

2. 事案の内容

本事案は、桜や銀杏の美しい並木道で有名な東京都国立市の「大学通り」に面している高層マンションを巡ってのものである。本地域は、かねてより地域住民がその美しい景観を守るために土地利用の犠牲を払いながら70年以上の長期にわたって良好な景観を保ってきた。

問題のマンションには4つの棟があり、最も高いところは地上14階建で高さは43メートルある。平成12年1月に東京都が建築確認を行い、業者（明和地所）が即日着工した。地元の国立市は、高さ20メートルを超える建物の建築を禁止する条例（「国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正）を平成12年2月1日に公布し同日施行した。

本件は、約50人の近隣住民らが建築主の明和地所や入居者113人などを相手に当該マンションが「建築基準法に違反する建物で、景観権を侵害する」として高さ20メートルを超える部分の撤去を求めたものである。主な争点は、明和地所側が掘削工事に着手した平成12年1月より後に成立した国立市の高さ制限条例に効力があるかという点及び景観保全が権利として認められるかという点にあった。

3. 当該マンションを巡る他の訴訟

当該マンションを巡っては他にも訴訟が提起されている。

近隣住民が東京都多摩建築指導事務所に条例で定めた高さ制限を超える部分の撤去を命じるよう求めた訴訟の第1審（東京地裁 平成13年12月）では、当該マンションの高さ20メートルを超える部分は条例に違反する建築物で景観に対する利益にも重大な被害を生じさせたとしたが、撤去命令を出すかどうかは都側の裁量であるとする住民側一部勝訴の判決であった。第2審（東京高裁平成14年6月）では、当該マンションは条例の施工前から着工されており、違法建築物ではないとする住民側逆転敗訴の判決であった。本件は現在最高裁で係争中である。

明和地所が国立市に約4億円の損害賠償を求めた訴訟の第1審（東京地裁平成14年2月）では、国立市の高さ制限条例は、マンション建設を阻止するためのもので明和地所の権利を違法に侵害したとして国立市に4億円の支払いを命じている。本件は現在東京高裁で審理継続中である。

4. 判決

平成14年12月18日東京地裁第6273号判決は、当該マンションの高さ20メートル（7階相当）を超える建物部分の撤去及び一部住民への損害賠償を命じた。

まず建築基準法違反については、当該マンションは条例施行時には既に着工であったため違法建築ではなく建築基準法や国立市条例には違反しない。また受容限度を超える日照被害は認められないとした。

景観については、ある特定地域で、地権

者らが十分な相互理解と結束の下に、一定の自己規制を長期間にわたり継続した結果として、当該地域に独特の街並み（都市景観）が形成され、かつ広く一般社会でも良好な景観だと認められることで特定の付加価値を生み出している場合には、地権者らは形成された良好な景観を維持する義務を負うとともに、その維持を相互に求める利益を有するに至ったと解すべきであるとし、この景観利益は法的保護に値し、これを侵害する行為は一定の場合に不法行為に該当するとした。大学通り周辺地域の成り立ち、市民運動や行政の景観政策の歴史・経緯に照らすと、地権者は景観を維持する義務を負う。本件建物は並木の高さの20メートルをはるかに超える地上43メートルの大型マンションで、原告ら3名の景観利益を受容限度を越えて侵害するものであり、不法行為にあたるとした。ただし抽象的な環境権や景観権といったものが直ちに法律上の権利として認められるものではないとしている。

明和地所の対応については、住民の強い反対や行政の指導を受けることを認識していながら本件建物を建築したこと。景観利益を侵害することのない建物の規模や形状を模索することは可能だったにもかかわらず、建築を強行し被害回避の努力をしなかったこと。行政から再三の指導にもかかわらず逆にこれを非難するという態度で臨んでいたこと等について自己の利益追求のみに走る行為との非難を免れないとした。

原告の救済については、不法行為による救済は金銭賠償で行われるのが原則だが、景観利益の特殊性と景観利益破壊の程度を総合考慮すると、金銭賠償では被害を救済

することはできず、東側の1棟につき、高さ20メートルを超える部分について撤去を命じる必要があるとした。なお明和地所側は控訴（住民側も控訴）し、審理は東京高裁に移る。

5. 本件判決の意義

景勝地などの景観利益を認めた判決は過去にもあったが、都市全体の景観利益を理由に建物の撤去を認めた判決は初めてである。歴史的景観ではなく都市景観の法的保護の必要性を認める極めて異例の判断で、長年にわたる住民の努力が評価された。

本判決に対して憲法で保障されている財産権の行使を周辺地権者の暗黙の合意と制約や行政指導という不透明な方法で制約することへの疑問が予想されるが、それには自ら景観を破壊しながら、周辺の景観を売り物にして商売をする業者への矛盾が指摘される。こういった行為を許すならば、地域で支えてきた良好な環境や景観は守れない。

本判決は、調和の取れた街づくりを目指す自治体や住民を後押しし、全国各地で起こっている景観訴訟に大きな影響を与えることが予想される。

■ 金融再生プログラム

1. はじめに

我が国の金融・経済情勢は、資産デフレを含めたデフレによる停滞・縮小傾向を強め、企業等の実質的な債務を増加させること等を通じ、民間需要や雇用を圧迫するなど国民生活に様々な影響を与えている。深刻な状況を打破するため、政府は「聖域なき構造改革」を掲げ、「金融システム改革」

「税制改革」「歳出改革」「規制改革」を4本柱として、各種施策を推進している。

一方、金融機関の不良債権は從来からの「積み残し」に加え、デフレ進行による取引先の経営不振などにより新規発生分も多く、毎期巨額の赤字を計上して処理を行ってきたにも関わらず、不良債権残高は高水準にとどまつたままとなり、金融機関の貸し出し抑制につながるなどさらなる景気悪化につながると懸念されている。

このような状況の中で、我が国の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場をつくるためには、まず主要行の不良債権問題を解決し、力強い景気回復を実現することを目指した「金融再生プログラム」が平成14年10月に策定された。

2. 金融再生プログラムの内容

金融再生プログラムは、平成16年度までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させるとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築することを目指して、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などが主な内容である。また、中小・地域金融機関の不良債権処理について「リレーションシップバンキング」のあり方を多面的に検討し、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしている。

まず、新しい金融システムを構築するための基本的な枠組みとして、①安心できる金融システムの構築、②中小企業貸出に対する十分な配慮、③平成16年度に向けた不良債権問題の終結を目指すこととしている。安心できる金融システムを構築するために

は、全額を保護の対象とする「決済用預金」を導入するほか、着実な改革を担保する「モニタリング体制」の整備を目指すこととしている。なお、従来は決済性預金（普通預金、当座預金等）についても平成15年4月以降はペイオフが解禁され、全額保護制度を解除する予定であったが、預金者に徒に不安を与えることのないよう「決済用預金」制度が導入されるまでの間（平成17年3月まで）、ペイオフの完全実施が延期された。

また、中小企業への貸出配慮については、中小企業貸出信託会社（Jローン）の設置などの貸出担い手の拡充、信託機能の活用等金融上の仕組みの整備、中小企業貸出計画未達先への業務改善命令の発動、貸し渋り・貸し剥がしホットラインの創設や検査強化など監視の強化などを行っていくこととしている。

また、平成16年度に不良債権問題の終結を目指した取り組みとして、日銀特融による流動性対策や金融機関への公的資金の投入、検査官の常駐的派遣など政府と日銀が一体となった支援体制の整備や経営者責任の明確化、適切な勘定処理、事業計画のモニタリング強化など「特別支援金融機関」における経営改革、新しい公的資金制度の創設などを目指すこととしている。

一方、借り手側である企業にも再生を求めて、新たな枠組みを示している。その主な内容として、①「特別支援」を介した企業再生、②整理回収機構（RCC）の一層の活用と企業再生、③企業再生のための環境整備、④企業と産業の再生のための新たな枠組みの整備が挙げられている。

3. 主要論点

本プログラムを策定するにあたって、金融庁に「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」（いわゆる竹中チーム）が設置されたが、中間的な論点整理の段階のプログラム原案が銀行業界等から猛烈な反発を受けた。主として金融機関の自己資本に算入されている「繰り延べ税金資産」の扱いについてである。繰り延べ税金資産とは、払いすぎた税金が将来戻ることを前提として「資本の部」に計上されている。大手行の繰り延べ税金資産は2002年3月期で総額8兆2,000億円に及び、「中核的自己資本」の47.29%を占める。原案では米国なみに算入できる繰り延べ税金資産を総額の10%に制限するとしたが、これが適用されると試算では大手行の一部は自己資本比率が現在の10%前後から5%前後に低下し、国際業務はもちろん国内業務を行ううえで必要な自己資本比率（4%以上）に近づき、公的資金の再投入による「事実上の国有化」につながる危険性があるとの認識が銀行側にあったためである。結局、繰延税金資産の扱いに関する具体的なルールや導入時期は本プログラムでは示されなかったが、金融システムへの信頼性の欠如の核心的な課題として、大手行の自己資本の脆弱性があり、今後議論が再燃することが予想される。また、他の論点として、①本プログラムによる貸し渋り・貸し剥がしの助長、②国の経営関与への不安、③国有化への根強い疑問、④「企業の生死」判断の困難性、⑤中小企業対策の有効性への疑問などが挙げられている。

4. 今後の方向性

本プログラムが策定された後「作業工程表」が策定され、各分野ごとに「実施済み」「平成14年内に対応」「平成14年度内に対応」の3期に分けて具体的な取り組みが規定された。主要な内容を見ていくと、金融庁内に銀行経営の監視チームである「金融問題タスクフォース」が設置されるとともに、公的資本注入行に対するガバナンスを強化するための優先株の普通株への転換の諸条件に関するガイドラインの整備、健全化計画未達先に対する業務改善命令の考え方、責任の明確化等について検討が進められている。本プログラム策定後、金融庁による主要行を対象とした特別検査が実施され、不良債権処理額が大幅に増加し、自己資本比率が大幅に低下することが懸念されている。各主要行では「特別支援金融機関認定＝実質国有化」を恐れて、大規模な増資など自己資本増強を図っており、その意味では金融システム安定化の第一歩を踏み出したとも言える。今後も、保有株式や不動産の値下がり、新たな不良債権の発生など不透明な状況の中で、他行との経営統合や不良債権の本体からの切り離し、債権回収懸念先の支援打ち切りなど主要行の生き残り（国有化阻止）のためのぎりぎりの取り組みが続くと予想される。

新刊紹介

都 市 論 の 脱 構 築 自治体財政を分析・再建する イギリスの政治行政システム

■ 都市論の脱構築

大久保 昌一 著

近年、20世紀を特徴付けてきた考え方や社会の仕組み等の限界が次々に露呈され、21世紀に相応しい新しい社会システムを模索する動きが各方面で急となってきている。本書は、都市を軸にこのダイナミックな動きの背景と意味について論じており、言わば、大久保都市論の集大成とも言えよう。本書は序章を含め第1章から終章までの7章で構成されている。著者自身の要約に基づき、簡単にその内容を紹介したい。

序章はいわば本書の概観であり、都市論におけるパラダイム・シフトを強いた画期的な出来事について述べている。第1章では、著者が危機の20年と仮定した1960年代から70年代における危機的現象について触れ、それを境に産業革命以来発展してきた産業社会が終焉してポスト産業社会が開幕したことを概観し、ポスト産業社会における支配原理を踏まえた都市像のアプローチを試みている。

第2章では、阪神淡路大震災から啓示を得た都市存立の基盤としての自然のコンセプトと、それに適合的な都市像としての自然適合都市をはじめとする持続可能都市の要件を論じるとともに、大震災からの復興計画についても言及している。

さらに第3章では、都市のアイデンティ

ティと文化政策を、第4章では、学術研究都市を論じている。特に、米国やフランスにおけるサイエンスパークやテクノポリスなどのプロジェクトの時代的変遷を追いかながら、他方で関西学術研究都市のテクノポリスとしての侧面とニュータウンとしての侧面に言及し、学術研究機能強化を阻む問題点と今後の方向について考察を加えている。

第5章では、都市再生の望ましい方向について、英国や米国の先進的政策事例を紹介し、IT革命下における都心再生の方向を検討している。最後に終章では、本書の総まとめとして、都市論の脱構築とそれを踏まえた都市論の新たなオリエンテーションについて考察を加えた後、序章で概観した新しい都市論の枠組みを持続可能性、生命論、都鄙共生論、分化と統合の視点から、さらに詳しく論じている。

著者が「現在は『時代の大転換』の只中にあり、都市政策についても、かつての政策目標は時代に合わなくなった。いわば現代は時代喪失の時代である。このような時代に必要なのは、技術的な方法ではなく、新しい目標を提示するための新たな思想・哲学・倫理であり、これらを踏まえた新しい都市の枠組みをつくることである。」と述べている通り、今までに単なる技術論のレベルを超えた新たな都市論が強く求めら

れているのである。

20世紀思想を色濃く反映した「経済至上主義」「人間中心主義」等の価値観に基づく既成の機械論的都市論を脱構築し、「生命中心主義」「自然適合主義」「持続可能都市」等の新しい価値観を追求する生命論的都市論をつくりあげていくべきだとする著者の主張は、阪神淡路大震災の惨禍を経験した今、非常な説得力を持っている。

さらに随所に図表が配され、ハワード、マンフォード、ジェイコブズ、コルビュジエ等、都市論における先達の考え方等も簡潔に整理されているなど、都市論の変遷を跡付けるうえで便利な工夫も施されている。哲学、社会学、計画論等に関する著者の該博な知識に裏打ちされた議論が展開されており、「持続可能都市」「自然適合都市」等、21世紀の都市像についての示唆に富む好著である。ぜひ、ご一読をお勧めしたい。

(学芸出版社 本体4,800円+税)

■ 自治体財政を分析・再建する

出井 信夫・池谷 忍 著

今日、わが国の地方自治体の多くがバブル経済崩壊後の長引く景気低迷による税収減等により、未曾有の財政危機に陥っており、これに対処するため、人件費はもちろんのこと、さまざまな分野で一層の経費削減が進められている。ただ、全国には約3,200の地方自治体があり、当然のことながら、自治体により財政危機の程度も千差万別であり、自ずと財政危機打開への取り組みもさまざまである。

では、「自分の住むまちの財政状況はどうなのか?他の似たようなまちと比較してどうなのか?」という疑問を持ったとき、

まず、手にしていただきたいのが本書である。「本書は一般の主婦やサラリーマンの方、また学生の皆さんが読者になることを想定して執筆しました。」と筆者が述べるように、具体的な自治体の事例をあげるなど、初心者にも分かりやすい内容となっている。

本書は、第1部「予算を知るための基礎講座」と第2部「もっと知りたい人への専門講座」の2部構成となっており、さらに第1部は、第1章「市町村は何にお金を使っているのか」、第2章「お役人の給料を知ろう」、第3章「あなたの市町村の財政は大丈夫?」、第4章「国と自治体のお金の話」の4章から、第2部は、第5章「なぜ財政のチェックが必要か」、第6章「財政比較のノウハウ公開!」、第7章「将来の財政運営に関する分析」、第8章『事業評価』と『行政評価』、第9章「企業会計的視点からの自治体財政分析」、第10章「自治体の財政健全化計画作成のポイント」、終章「パソコンの活用で『財政健全化計画』の作成を!」の7章から構成されている。

第1部の基礎講座は、共同通信社記者の池谷氏が執筆しているが、土浦市や武蔵野市など具体的な自治体の例を表やグラフ等を使って解説しており、一般の市民の方にもとっつきやすい内容になっている。第2部の専門講座は、新潟産業大学人文学部の出井教授が執筆しており、第5章から第7章は同大学が立地する柏崎市の例を使って、第1部の基礎講座の内容を専門家の視点でさらに詳細に解説している。第8章は「地方自治体の事業評価と発生主義会計(石原俊彦著)」や「自治体の行政評価システム(高寄昇三著)」を引用しながら解説し、第

9章は財務分析の手法としてのバランスシートの作成、第10章ではSD（行財政計画システム・ダイナミックス）技法や埼玉県栗橋町の財政健全化計画の作成、終章ではこれまでの財政分析をさらに進めて、例えば人口1人当たりの財政状況の分析など、もう1歩先の分析の可能性について述べている。

本書は、一般市民が市町村の仕事を理解する上の手引書として執筆されたものであるが、自治体職員も本書を活用して、改めて自分の自治体の財政を再分析・再認識することも必要ではないだろうか。

（大村書店 本体1,800円+税）

■ イギリスの政治行政システム －サッチャー、メジャー、ブレア政権の 行財政改革－

竹下謙ほか共著

本書はイギリスで暮らした経験をもつ4人の著者がその体験を基に書いたもので、「イギリスには、フランス革命に匹敵する革命は起らなかったが、革命に匹敵する社会改革が、いつの時代にも行われている。そのような改革の中には、わが国が直面している問題を解決するため、ヒントになりそうなことが多い。イギリス・ファンならずとも、イギリスの勉強に力が入るのは当然である。」との意図から、中央政府・自治体の仕組み、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）理論による行財政改革、中央／自治体と市民の関係について、サッチャー・メジャー・ブレア政権の行財政改革の経過と変遷を中心に概説したものである。

第1章「中央政府の仕組み」では、衆議

院、貴族院、政府の機能、行政機構の改革の現状について概観。第2章「自治体の仕組み」では、複雑な地方自治構造について歴史的経緯や歴代政権による制度の改変などについて詳述。第3章「財政の仕組みと行財政改革」では、⑦地方財政の仕組みとその改革 ⑧国家財政の仕組みとその改革 ⑨NPM理論による行財政改革について概説し、その中で自治体での国に先駆けての発生主義会計採用の経緯とその内容をはじめ、NPMによる公共サービスの効率化と質の追求の現状を、特に強制競争入札（CCT）導入から市民憲章、ベストバリューモデルへの発展について、詳しく解説している。第4章「中央政府／自治体と市民」では、新しい市民社会づくり、ボランタリー・セクターの歴史と現状、政府とボランタリー・セクターとのパートナーシップなどについて紹介している。

今、日本では、明治以来の官僚主導型の中央集権体制を、市民が主役の分権型社会にどう転換していくかが問われており、国・地方をあげて政治・行財政改革の様々な動きが進みつつある。

この時期に、改めて、日本の特質を明らかにし、進むべき方向を見定めるためには、参考となる国との対比は大きな意味をもつ。

その点、イギリスは国の規模や中央集権が強力であることなどが似ており、しかも、ブレア政権の誕生以来、無論、保守党政権の行き過ぎの調整という側面もあるものの、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに地域議会を創設したり、首都を復活させるなど、分権政策の展開にはめざましいものがある。

最近、日本でも採り入れられた党首討論、

副大臣や政務官制度は、従来からイギリスにあった制度であるが、エージェンシー（独立行政法人）やPFI、さらにNPM、行政評価の一手法であるベストバリューなど、イギリスでは次々と導入されており、日本の行政学者や自治体関係者の間で、特に注目されている。

日本が、今後、行財政改革をすすめるにあたり、イギリスに学び、背景となっている政治行政システムの全体像を概観することは、NPMをはじめとする諸制度を正確に理解するためにも大いに役立つものといえる。

（ぎょうせい　本体3,048円+税）

地方自治職員研修

毎月15日発行
B5判 130頁
定価800円

- ◆時代を鋭く捉えたテーマを毎号特集。
- ◆環境行政や行革など先進事例を、自治体の担当者がレポート。
- ◆昇任試験V講座では、一年で昇任試験にかかる実力を養成。

- 4月号特集…施策のトレンドを追う
(路上禁煙条例、ミニ公募債など注目施策に迫る)
- 3月号特集…2003年地方自治のアジェンダ
(合併、交付税改革の行方から地方選の争点まで)
- 2月号特集…自治体の組織・人事の未来を読む
(自治体人事の取組と緊急特集「地方制度に激震！」)
- 1月号特集…自治をめぐるジレンマに挑戦する
- 12月号特集…2002年地方自治ダイジェスト

△臨増号「破綻する自治体、しない自治体」(税込1680円)絶賛発売中！

バックナンバーもお求めになります。
小社営業部が、お近くの書店へ

公職研

Tel03-3230-3701 Fax03-3230-1170
東京都千代田区神田神保町2-20

地方自治を語るみんなの広場

月刊

自治フォーラム

2003.4 VOL.523

定価600円（本体571円）

特集 分権時代の地方議会を考える

視解

点	分権時代の地方議会の役割大森彌勝
説	議会に求められる政策立案能力神原勝
	地方議会改革と制度構築森脇俊雅
	議会の行政評価高寄昇三
	分権時代の地方政治に海図を求めて—均衡ある住民自治の仕組み青山彰久

事例

分権時代に求められる議会事務局の機能野村稔
議会における政策立案能力の強化と事務局の役割について福島県議会
活発な議論で地方自治を推進する鳥取県議会鳥取県議会
市議会の活性化を目指して—改革の論点10項目—新潟県村上市議会
住民に身近な議会を目指して香川県三野町議会
エッセイ 自治大OBが語る地方自治北海道名寄市長 島多慶志

編集 自治研究協会
(〒106-0047) 東京都港区南麻布4-6-2 電話03(3444)3327
協力 自治大学校

発行所 第一法規株式会社
(〒107-8560) 東京都港区南青山12-11-17
電話 03(3404)2251 振替口座東京3-133197

近代都市史・行政史の新シリーズ刊行開始！

京都市政史 全6巻

第1回配本

発行 京都市

編集 京都市市政史編さん委員会

〔編さん顧問〕松尾尊允／村松岐夫

〔編さん委員会〕代表 伊藤之雄／副代表 村上弘

明治維新から一九五〇年までの京都市政のあゆみを
精選した資料でたどる

〔本巻執筆者〕伊藤之雄／小林丈広／鈴木栄樹／松下孝昭

〔本巻の特色〕

- 市政の概観、市役所のしくみと環境、京都市における政策などきめ細かな章立てを設定して資料を配置
- 各資料には資料内容をわかりやすく示した綱文を付す
- 読みにくい漢字に読み仮名を付すなど幅広い読者層に配慮
- 京都市の行政資料をはじめ、新出の政治家書簡や日記、新聞、G H Q関係資料など多様な資料群から資料を選定

A5判／上製函入／約八〇〇頁／口絵／解説付
定価 六〇〇〇円 税込

【次回配本予定】
第5巻 資料 市政の展開

【続刊予定】
第1巻 市政の形成／第2巻 市政の展開Ⅰ／第3巻 市政の展開Ⅱ
第6巻 財政のあゆみ付・総合年表

〒602-0867 京都市上京区寺町通丸太町上る 京都市歴史資料館 電話 075(241)4312 FAX 075(241)4012

政策研究・情報誌（季刊）地域政策

2003・冬 No.8 2月20日発行 定価650円（本体619円）

特集 地域政策の新展開

島根大学教授 保母武彦／ジャーナリスト 永尾俊彦

京都大学教授 諸富徹／建築家 岡部明子

三重県総合企画局 森高広・三重県農林水産商工部 加藤芳弥

NHK名古屋放送局ディレクター 斎藤敦・名古屋大学教授 田中重好

インタビュー ニュース／ルポ がんばる自治体

三重県知事 北川正恭 茅野市・金山町・府中市

三重の改革 討論／千葉大学教授 大森彌・三重県総合企画局長 飯塚厚

企画・編集：三重県
政策開発研修センター「あすの三重」
(〒514-0004)三重県津市栄町1-891
電話059-224-2789

発行所：
(株)公人の友社
(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8
電話03-3811-5701

※本号では、「都市の活性化と地域連携」をテーマに、都市再生について主にソフト施策の面から特集しました。

※活性化の成功例を見ますと、共通するポイントは、民のパワーとアイデアをいかに引き出すか、でしょう。

※また神戸都市問題研究所・宮崎賞を受賞された団体の方には、毎回、活動状況について寄稿いただいていますが、今回はまさに本号特集テーマである「地域連携」の先進事例そのものをご紹介いただいたと思います。

※次号は、「行政コスト分析の課題」を特集します。ご期待ください。

都市政策バックナンバー

- 第96号 特集 阪神大震災とこころのケア 1999年7月1日発行
第97号 特集 阪神大震災と住宅復興政策 1999年10月1日発行
第98号 特集 阪神大震災と経済復興の課題 2000年1月1日発行
第99号 特集 震災復興の都市政策的検証と提言 2000年4月1日発行
第100号 特集 第100号記念 21世紀の神戸の都市像 2000年7月1日発行
第101号 特集 地方自治と都市経営 故宮崎辰雄氏追悼集 2000年10月1日発行
第102号 特集 阪神・淡路大震災復興・生活再建の総括 2001年1月1日発行
第103号 特集 IT革命と地方自治体 2001年4月1日発行
第104号 特集 阪神・淡路大震災と司法の課題 2001年7月1日発行
第105号 特集 災害における住宅等の被害認定基準 2001年10月1日発行
第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込みください。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

印 刷 平成15年3月20日 発 行 平成15年4月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 高 寄 昇 三

番651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)

振替口座 01130-1-75887 電話 (078) 252-0984

発売元 効 草 書 房

番112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

神戸都市問題研究所出版案内

都市政策論集

* 第1集	消費 者 問 題 の 理 論 と 実 践	本体 2,700円+税
* 第2集	都 市 経 営 の 理 論 と 実 践	本体 2,200円+税
* 第3集	コ ミ ュ ニ テ ィ 行 政 の 理 論 と 実 践	本体 1,700円+税
* 第4集	都 市 づ く り の 理 論 と 実 践	本体 2,600円+税
第5集	広 報 ・ 広 聴 の 理 論 と 実 践	本体 2,500円+税
第6集	公 共 料 金 の 理 論 と 実 践	本体 2,200円+税
第7集	経 済 開 発 の 理 論 と 実 践	本体 1,700円+税
第8集	自 治 体 O A シ ス テ ム の 理 論 と 実 践	本体 2,000円+税
第9集	交 通 経 営 の 理 論 と 実 践	本体 2,000円+税
第10集	高 齢 者 福 祉 の 理 論 と 実 践	本体 2,200円+税
* 第11集	海 上 都 市 へ の 理 論 と 実 践	本体 2,200円+税
第12集	コン ベン シ ョ ン 都 市 戰 略 の 理 論 と 実 践	本体 2,500円+税
第13集	フ ア ッ シ ョ ン 都 市 の 理 論 と 実 践	本体 2,428円+税
第14集	外 部 団 体 の 理 論 と 実 践	本体 2,428円+税
第15集	ウ オ ー タ ー フ ロ ン ト 開 発 の 理 論 と 実 践	本体 2,428円+税
第16集	自 治 体 公 会 計 の 理 論 と 実 践	本体 2,428円+税
第17集	震 災 復 興 の 理 論 と 実 践	本体 3,496円+税
第18集	震 災 復 興 住 宅 の 理 論 と 実 践	本体 2,500円+税
第19集	生 活 復 興 の 理 論 と 実 践	本体 2,500円+税
第20集	市 街 地 復 興 事 業 の 理 論 と 実 践	本体 2,500円+税
第21集	震 災 調 査 の 理 論 と 実 践	本体 2,500円+税

都市研究報告

第8号	集 合 住 宅 管 理 の 課 題 と 展 望	本体 2,000円+税
第9号	地 方 自 治 体 へ の O A シ ス テ ム 導 入	本体 5,000円+税
第10号	民 活 事 業 経 営 シ ス テ ム の 実 証 的 分 析	本体 4,000円+税

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

* は品切れ

勁 草 書 房

ISBN4-326-96135-X

C3331 ¥619E

定価(本体619円+税)

9784326961351

1923331006192

発売元 **勁草書房**

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253 ☎03-3814-6861